

令和3年 第2回定例会

屋久島町議会会議録

令和3年6月15日 開会

令和3年6月25日 閉会

屋久島町議会

令和3年第2回屋久島町議会定例会会期日程

自6月15日・至6月25日（11日間）

月 日	曜	会議別	日 程
6月15日	火	本会議	○開 会
16日	水	本会議	○一般質問
17日	木	本会議	○一般質問
18日	金	本会議	○一般質問
19日	⊕	休 会	
20日	⊕	休 会	
21日	月	委員会	○各常任委員会
22日	火	委員会	○各常任委員会
23日	水	休 会	
24日	木	休 会	
25日	金	本会議	○閉 会

令和3年第2回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和3年6月15日

令和3年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月15日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 承認第1号 屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第7 承認第2号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第15号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第8 承認第3号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第9 承認第4号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第10 承認第5号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第11 議案第57号 財産の取得について
- 日程第12 議案第58号 財産の取得について
- 日程第13 議案第59号 財産の取得について
- 日程第14 議案第68号 財産の取得について
- 日程第15 議案第60号 岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負契約の締結について
- 日程第16 議案第61号 2 災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結について
- 日程第17 議案第62号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第18 議案第63号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第64号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第65号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第66号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第67号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第23 同意第1号 屋久島町固定資産評価員の選任について
- 日程第24 同意第2号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 令和3年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第26 令和3年陳情第3号 馬毛島の軍事基地化に反対する意見書（案）採択のお願い
- 日程第27 令和3年陳情第4号 議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
社会教育課長	計屋正人君	教育総務課長	長美佐子君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
総務課統括係長	木原幸治君	健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから令和3年第2回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、相良健一郎君、4番、岩山鶴美君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの11日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの11日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（高橋義友君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（高橋義友君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

第2回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第1回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、叙勲授与につきまして御報告いたします。

令和3年春の叙勲において、一湊在住の濱崎勝秀氏がこれまでの地方自治功労が称えられ、旭日双光章を授与されました。

氏は、昭和50年に旧上屋久町議会議員に初当選以来、7期8か月の長きにわたって同議会議員として活動され、さらに、平成11年5月から平成15年4月には議長を務められました。

昭和から平成に移り、屋久島の各種課題や世界自然遺産登録など、暮らしが大きく変わる中で、町政の発展と住民福祉の向上に大きく貢献をされました。

また、平成16年12月からは、選挙管理委員会委員を務め、平成19年12月から令和元年12月まで、屋久島町選挙管理委員会委員長として御尽力されました。

氏の御功績に深く敬意を表しますとともに、心からのお祝いを申し上げます。

なお、伝達式を6月25日最終日の開会前に執り行う予定ですので、皆様の御参列をお願いいたします。

続いて、新型コロナウイルス感染症関係について御報告いたします。

5月7日に県知事が、新型コロナウイルス感染症感染拡大の警戒基準をステージ2から3に引き上げ、現在なお、病床占有率が3割を超え、医療提供体制の逼迫の恐れがあることから、6月20日まで感染拡大警報を延長して発令しています。

本町においては、4月に3例、5月には15例、6月はこれまでに1例が陽性として発表され、町内での発生件数は30例となりました。

5月11日には、職員1名の感染が確認され、本庁の消毒作業のため、臨時閉庁を講じることとなり、町民の皆様にご不便をおかけしたことを改めておわびを申し上げます。

さらに、5月25日に、濃厚接触者で自宅待機していた職員が陽性となったことから、改めて、課長を通じて職員の感染防止対策を徹底するよう周知をいたしました。

町民の皆様におかれましても、マスク着用、手指消毒に加え、感染しない、自らが取り組むことができる取り組みに御協力をお願いいたします。

ワクチン接種につきましては、国からのワクチン供給量が限られているなどで、一斉の接種ができなかったことから、3月から医療関係者、高齢者施設入所者及び従事者を、5月末から高齢者を対象にと、段階的に接種を行っております。

なお現在、接種券を65歳以上に発送している段階で、6月13日時点での65歳以上の接種率は、1回目が約61.9%、2回目が約16.3%となっています。

また、口永良部島においては、接種希望者の89%に当たる75名の方々が2回目の接種が終了をしております。

予約に際し、電話がつながりにくい、方法が分からないなどの声を伺っておりますが、対象者の御理解と医療機関の協力を得て行う巡回接種によって、これらの混乱は縮小をしており、国が目標としている高齢者の7月末までの終了を目指しております。御不便をおかけしますが、自らの健康のために、地域の感染防止のために円滑な接種に御協力をお願いをしたいと思いますと考えております。

また、口永良部島に向かうフェリー太陽Ⅱの利用については、緊急事態宣言が発令された地域からのお越しの方には利用は御遠慮いただいているところでございます。

5月11日に、九州南部が梅雨に入りました。平年より19日も早い、1951年の統計開始以来、2番目に早い梅雨入りになったそうです。

これまでは、大雨警報の発令は2回で大きな被害報告はございませんが、平年の梅雨明けまでは1か月程度ございますので、過去の局地的豪雨を教訓に防災の備えを十分に講じてまいりたいと思います。

また、気温が急激に上昇する日がありますので、熱中症にも御注意を頂きたいと思っております。

次に、奄美大島・徳之島、沖縄北部及び西表島が世界自然遺産に、また青森市の特別史跡、三内丸山遺跡と史跡、小牧野遺跡が含まれる北海道・北東北の縄文遺跡群も世界文化遺産として7月には登録される見込みであると伺っております。

登録に向けて御尽力された関係の皆様には敬意を表するとともに、青森市と奄美の構成市町村と世界遺産登録地として連携した取組を模索し、ますます絆を深めてまいりたいと考えております。

次に、令和2年度出納整理について御報告いたします。

5月31日をもちまして、令和2年度の出納を閉鎖いたしました。その概要につきまして御説明申し上げます。

町税等に係る主な歳入金の収納率につきまして、町税においては、現年度、過年度合算で92.35%、前年対比1.03%の減となり、総収納済額については12億7,799万円余りを収納をしております。

国民健康保険税では、現年度、過年度合算で73.63%、前年対比の0.21%の減となり、総収納済額については2億6,706万円余りを収納をしております。

新型コロナウイルスの影響が予想されましたが、債権管理対策等を強化し、国民健康保険税の減免措置によって、収納率としては、前年度と比較し、大きな減少にはなりませんでした。

令和3年度につきましては、国による特例措置である中小企業者に対する固定資産税

の減免制度や町要綱に規定する国保税減免制度を適用し、新型コロナウイルスにより影響を受けている納税者の負担軽減を図るものの、一方で、経済活動の好転の兆しに乏しく、令和2年度からの納税猶予措置分が負担となり、収納率の低下が予測されるため、公平・公正な税負担を求める立場で収納率向上に向け、計画的に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、6月1日に令和3年度全国離島振興協議会通常総会及び第2回理事会が開催され、3期目となる全国離島振興協議会会長を拝命をいたしました。

これまで、全国離島の抱える諸課題をダイレクトに政府に訴え、過疎法の延長、特定有人国境離島法案の実現と事業化に取り組みました。

今期は、2023年で失効する離島振興法の対応として、恒久化を視野に入れた改正と延長を離島の首長とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（高橋義友君）

日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第2回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、報告1件、承認案5件、契約案6件、その他の案1件、条例改正案2件、補正予算案3件、同意案2件の計20件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和2年度から令和3年度へ事業費を繰越しました。

一般会計予算のうち、口永良部島高度無線環境整備推進事業及び、湯泊港災害復旧事業などの30事業並びに診療所事業特別会計予算の2事業につきまして、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

なお、報告については質疑のみとします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

△ 日程第 6 承認第 1 号 屋久島町税条例等の一部改正に伴う
専決処分事項報告承認について

△ 日程第 7 承認第 2 号 令和 2 年度屋久島町一般会計補正予
算（第 15 号）の専決処分事項報告承
認について

△ 日程第 8 承認第 3 号 令和 2 年度屋久島町国民健康保険事
業特別会計補正予算（第 5 号）の専
決処分事項報告承認について

△ 日程第 9 承認第 4 号 令和 2 年度屋久島町診療所事業特別
会計補正予算（第 5 号）の専決処分
事項報告承認について

△ 日程第 10 承認第 5 号 令和 3 年度屋久島町一般会計補正予
算（第 1 号）の専決処分事項報告承
認について

○議長（高橋義友君）

日程第 6、承認第 1 号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認に
ついてから、日程第 10、承認第 5 号、令和 3 年度屋久島町一般会計補正予算（第 1 号）
の専決処分事項報告承認についてまでの 5 件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、承認第 1 号から承認第 5 号について御説明いたします。

まず、承認第 1 号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につ
きましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、
地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、地
方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、令和 3 年度の課税において屋久島
町税条例等の一部を早急に改正する必要性が生じたため、専決処分をいたしましたので、
これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第15号）の専決処分事項報告承認につきまして、町債の同意等額が決定されたこと、地方交付税、各種交付金等の確定及び、国・県支出金の一部変更があったこと等から予算措置をいたしました。

また、歳出におきまして、だいすき基金、財政調整基金及び公共施設整備基金の積立てを行うこととしましたので、歳入歳出それぞれ1億77万1,000円を追加し、予算の総額を148億7,786万7,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う減額を療養給付費で調整し、国庫支出金の確定に伴う増額について基金への積立てを行うこととしましたので、歳入歳出それぞれ3,173万8,000円を減額し、予算の総額を17億3,095万6,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認につきましては、栗生診療所及び永田診療所の電算システムのソフト改修に当たり、国のシステム運用の見直し等により、年度内での予算執行が困難となったことから当該予算の繰越明許費とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施決定を受け、低所得のひとり親世帯に対し、速やかに給付金の支給を行う必要が生じたので、歳入歳出それぞれ1,558万4,000円を追加し、予算の総額を101億3,858万4,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これから、ただいま議題になっております、承認第1号から承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第1号から承認第5号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から承認第5号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、承認第1号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

次に、承認第2号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第15号）の専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第15号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

次に、承認第3号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

次に、承認第4号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

次に、承認第5号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

- △ 日程第11 議案第57号 財産の取得について
- △ 日程第12 議案第58号 財産の取得について
- △ 日程第13 議案第59号 財産の取得について
- △ 日程第14 議案第68号 財産の取得について
- △ 日程第15 議案第60号 岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負契約の締結について
- △ 日程第16 議案第61号 2 災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結について

○議長（高橋義友君）

日程第11、議案第57号、財産の取得についてから、日程第16、議案第61号、2 災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結についてまでの6件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第57号から議案第61号と議案第68号について御説明いたします。

まず、議案第57号、財産の取得につきましては、安房分団春牧班に配備している消防ポンプ自動車CD—Iの更新をしようとするものであります。

6社を指名し、5月17日に入札を執行した結果2,255万円で落札しました鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二と物品売買契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第58号、財産の取得につきましては、安房分団平野班に配備している小型消防ポンプ付普通自動消防積載車の更新をしようとするものであります。

6社を指名し、5月17日に入札を執行した結果803万円で落札しました鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二と物品売買契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第59号、財産の取得につきましては、町内小学校のICT化を加速させ、紙ベースの教科書では不可能だった音声や動画機能により、児童・生徒の学習効果の向上を図ることを目的に、指導者用デジタル教科書を購入するものであります。

町内唯一の教科書取次店である有限会社泊書店代表取締役泊拓造から見積書を徴し、5月13日に開札した結果、729万3,440円で物品売買契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第68号、財産の取得につきましては、安心・安全な給食の提供に資するため、学校給食センター、東部地区共同調理場、西部地区共同調理場、金岳小中学校共同調理場の厨房機器を購入するものであります。

4社を指名し、5月28日に入札を執行した結果776万3,800円で落札をしました日本調理機株式会社鹿児島営業所所長能勢賢蔵と物品売買契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第60号、岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負契約の締結につきましては、建設から40年を経て老朽化が著しい岳南中学校の校舎全体の長寿延命化のため、外壁改修2,973平米、屋根及びひさしの防水改修1,726平米を行うものであります。

8社を指名し、5月24日に入札を執行した結果、8,187万3,000円で落札をいたしました有限会社岩川興業代表取締役岩川和則と工事請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第61号、2災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結につきましては、2災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）として、防波堤東25.2メートルの復旧工事を実施しようとするものであります。

5社を指名し、5月24日に入札を執行した結果、4億6,012万6,040円で落札をいたしました株式会社熊建代表取締役熊谷公喜と工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第57号から議案第61号までの6件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（真邊真紀君）

議案第60号についてお伺いします。

予定価格の公表があったのかというところが1点と、最低制限価格の算出根拠をお知らせください。その2点です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

まずは、予定価格の公表なんですけど、この工事に限らず、全ての工事については予定価格は公表しておりません。あ、すみません。2,500万円以上に関する工事は、公表しておりません。2,500万円以下であれば公表します。

もう一つ、最低制限価格は、これは公表はしておりません。

算出根拠は、これは県統一のもので、県のホームページとかで計算式がありまして、これを設計額を自社で算出してそれに当てはめれば、おのずと最低制限価格は出てきます。ただ、その設計額が正確であれば、その最低制限価格に近づくということになるんですけど、ほぼ今の積算の歩掛とかほぼ公表されていますので、設計額はこの予定価格に近づく価格となるようにはなっております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第57号から議案第61号までの6件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第57号から議案第61号までの6件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案第57号から議案第61号までの6件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を、1件ずつ行います。

まず、議案第57号、財産の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、財産の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、財産の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、財産の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、岳南中学校大規模改修工事（建築1工区）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、2災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号、2 災 1 号湯泊港災害復旧工事（2 工区）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第17 議案第62号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第18 議案第63号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- △ 日程第19 議案第64号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- △ 日程第20 議案第65号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第21 議案第66号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第22 議案第67号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋義友君）

日程第17、議案第62号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから、日程第22、議案第67号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括議題とします。

町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第62号から議案第67号について御説明いたします。

議案第62号、屋久島辺地総合整備計画の変更につきましては、屋久島辺地総合整備計画については、令和2年度から令和6年度までの5か年の計画期間に、各施設について整備計画を定めているところでありますが、令和3年度の起債額について調整が必要となったため変更しようとするものであります。

次に、議案第63号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、屋久島町乳幼児等医療費助成条例における乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務に、個人番号の利用及び特定個人情報を提供していたところではありますが、当該条例において乳幼児等を子どもとする屋久島町子ども医療費助成条例に改正されたことから、これまで同様に個人番号の利用及び特定個人情報が提供できるよう、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第64号、屋久島町介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免を、令和2年度に引き続き令和3年度も行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第65号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳出予算の主なものは、総務費では、新型コロナウイルス感染症対策によって影響のあった経済支援として、地方創生臨時交付金を活用した飲食店応援事業及びプレミアム付商品券発行等に係る経費、法人税等の還付金、地域公共交通計画の策定に係る経費や、財政調整基金への積立てなどを、民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金や、保育所等への支援事業、こまどり館の屋根改修設計に係る経費などを、衛生費では、新型コロナウイルス感染症療養者を家庭の事情により、宿泊施設等で一時的な待機・隔離に要する経費の支援などを、農林水産業費では、松くい虫被害木の伐倒に係る経費、林道東部1号線道路整備に要する経費などを、商工費では、春田浜海水浴場のトイレ、シャワー棟の補修に係る経費などを、土木費では、尾之間大山地区の排水路整備に係る経費などを、消防費では、防災行政無線において口永良部島に向けての遠隔装置の修繕に要する経費などを、教育費では、特別支援員の配置に要する経費や、特別支援教育に必要な備品の整備を、災害復旧費では、湯泊港復旧に係る事務費などを計上をいたしました。

財源としましては、国・県支出金や繰越金などを充て、歳入歳出それぞれ4億1,698万1,000円を追加し、予算の総額を105億5,556万5,000円としようとするものであります。

次に、議案第66号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、当初予算で定めた企業債5,330万円のうち、辺地対策事業債として2,660万円が活用できることとなったことから、起債の目的及び限度額を改めるため、補正予算を調製しようとするものであります。

次に、議案第67号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、電子決済を含むコンビニ収納対応システム導入に伴い、電気料金システムの

改修が必要となったため、総額を変更せず、55万4,000円を予備費から調製しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第62号から議案第67号までの6件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

一般会計予算から質疑をいたします。

その前に、御存じかと思えますけれども、屋久島町のシンボルであるガジュマルが、至るところで新芽が虫食いにやられているという状況があります。担当課は認識しているのかどうか、そのあたりの防除をぜひ、屋久島のシンボルですので、予算措置をしていただくようお願いをしておきたいと思えます。

では、質問をします。

10ページ、地域公共交通計画策定業務委託の内容と委託先を教えてください。

その次は、移住者住宅取得事業補助金というのがありますが、これは中古住宅を買った場合でも補助が出るのか、また、その金額はどれくらいか、教えてください。

それから、11ページに新型コロナウイルス対策事業費として、水産業振興対策事業補助金という内容をひとつ、どういう振興策か教えてください。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

ただいまの御質問の中の地域公共交通の部分ですが、昨年度、庁舎内でプロジェクトを立ち上げまして、みんなの交通を考えるプロジェクトというのを立ち上げました。この中で、町内の課題は何か、実態はどうかという部分を議論しまして、その後に実務的なことを鹿児島運輸局のほうに勉強会に行きまして、その中でプロジェクトから提言されたのが、6月14日に報告書というふうに提言を受けております。この報告書を基に、屋久島の地域公共交通の今後の在り方等について議論を深めるために、今回、策定の予算として計上させていただいたところであります。

その中で、今回この予算が通りましたら、屋久島町地域公共交通会議設置要綱を今現在策定中でありまして、要綱を設置しまして、その中で本町の公共交通政策に推進すること、あと、具体的な路線と運営方法等について議論を深めていきたいと思っております。

す。

あと、委託費につきましては、そういう部分の町民からの意見等を集約するための委託という形で組ませていただいております。予算が成立した後に委託先の選定をしたいと、公募したいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

10ページの地域活性化対策費の中の、移住者住宅取得事業等補助金につきましては、対象内容につきましては新築住宅及び中古住宅の取得に係る経費（土地代を含む）となっております。

補助率、それから限度額につきましては、中古住宅の場合が対象経費の10分の1、限度額が100万円となっております。新築住宅の場合につきましても、対象経費は10分の1、限度額のほうが250万円ということで、1,000円未満の端数については切捨てとなっております。

以上です。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

11ページのコロナ対策の中での水産業振興対策事業、委員会でも詳しくお話を、所管になりますので、よろしいですか。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者あり]

○10番（小脇清保君）

予算書の中にはないですけれども、ガジュマルの件どうですかね、回答いただければ。担当課は認識してますか。

○生活環境課長（矢野和好君）

ガジュマルの件は認識しております。ヤスデと同様に薬剤も準備しておりますので、その都度、駆除に参りたいというふうに思っております。

○8番（榎 光徳君）

所管外ですので、二、三教えていただきたいんですが、ただいまもありましたけれども、一般会計補正予算の歳出の11ページ、新型コロナの関係ですけれども、この飲食店の応援事業交付金、これと商品券発行のこの部分、ちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

飲食店応援事業交付金は、昨年度も補正でお認めいただいて事業を実施しました。離島カードを使った500円の、飲食店があった場合、それを提示したときに割引をするという事業であります。120軒分を予定しております。

今回、非常に要望も多かったもんですから、昨年は一律10万円ということだったんですが、これを15万円に引き上げております。

それから、商品券発行事業につきましては、商工会が発行する「しょこぱん」という通称のプレミアム商品券ですね、これに、20%のプレミアをつけまして商品券発行事業を実施しようとしております。これには、事務費も含めての予算計上になっております。以上です。

○8番（榎 光徳君）

新型コロナ、なかなか終息が見えないわけですが、こういうことでまたこれがさらに拡大、支援の枠が広がっていけば、大変ありがたいなと思ってるところなんです。何か、聞くところによると、南種子のほうで個人事業者向けに今回見直しをして、上限額5万円で、非常に低収入のところにもそれを支援するようなことを今回の議会で何か、出しているようなんですね。

で、同様の支援を西之表も何か考えているというようなことで、ちょっとそれは確認できてないんですが、そういったようなこともありますので、今後、これまでも色々な支援をしてきましたけれども、さっき申し上げましたように、このコロナ、いつ終息するか分からない状況の中で、やっぱり、また次なるそういう支援をぜひまた、これは交付金で今回歳入でも8,600万円ほどでしたか、交付金で組まれているようですが、ぜひ、そこら辺も、また念頭に入れておいていただければありがたいなと思っておりますので。今のはちょっと後で、またその考えを聞かせてください。

それと、16ページなんですが、土木費の中でこの都市計画総務費のデジタルオルソ画像共同更新、これが3,600万円減額されているんですが、当初で組まれて3か月しないうちに、これ減額ということなんですが、これちょっと中身を教えていただければと思います。

○議長（高橋義友君）

答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

16ページの、都市計画費のデジタルオルソ画像の負担金の減額3,600万円の、本年度、都市計画区域の見直しということで、航空写真等を志戸子から安房までを航空写真撮影いたしまして、その地形図を作るという業務を予定しておりました。それが、この事

業であります。この事業は、鹿児島県土地改良事業団体連合会、通称土改連なのですが、土改連さんがこの事業をやります。

で、なぜ落とされたかというのは、ほかの鹿児島県下の市町村と一緒にやるといふ事業で、一緒にやれば少しでも経費が少なくなるということで計画しておりましたが、本年度、南大隅町がやる予定でありましたが、これをやらなくなったという報告が土改連さんのほうから参りまして、もうこれを落とされたということです。

これは、また来年度要望して実施したいと思っております。来年度はまだこの南大隅町も含めて何市町かやる計画があるそうです。ですので、またこれは来年度予算計上をしたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

榎光徳君、3回目です。

○8番（榎 光徳君）

今の南大隅町がやらなくなったというのは、みんなですれば安くなるから、そこが降りたから、うちも降りたと。まあ、来年また計画したいということなんですね。

さっきの考え方を、もし、あれば。

○議長（高橋義友君）

答弁求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

今回、コロナ対策で7事業、予算計上させていただいております。

この予算計上するに当たりまして、各課から現時点の状況把握と今後の対策という形で、照会をかけて取りまとめた形の中で今回予算計上しております。

今後も、この状況を踏まえながら、その必要とされる策が何なのかを、また、庁内議論を重ねまして、今後補正対応等で制度設計ができればというふうに思っているところで

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

一般会計補正予算についてお伺いします。

14ページ、衛生費でごみ処理施設整備事業費、こちら、説明のところに環境影響調査業務委託800万円が、工事発注支援業務委託が800万円になってますけれども、この説明と、あと、17ページの土木費住宅管理費のところ、工事請負費が野首団地の防水外壁工事、改修が入ってますけれども、これ、外壁の改修と、見ると結構ドアが、もう更新か、もしくは何か塗装が必要なんだろうなというふうに思われたんですが、そのドアの

改修とか塗装も予定に入っているのか、その点お聞かせください。

○生活環境課長（矢野和好君）

まず1点目、ごみ処理施設整備事業費の委託料の件でございます。

環境影響調査業務委託につきましては、入札執行を行いましたので、委託料確定したということから減額をさせていただきます。

工事発注支援業務委託につきましては、令和2年度に策定をいたしました新しい施設の整備基本計画に伴いまして、プラントメーカーへのアンケート調査の追加でありますとか、入札準備に係る発注した支援業務の仕様書の内容を見直しをいたしました。そのことから再度積算をした結果、増額となったものであります。

この委託料につきましては、国の交付金事業の対象でありますので、一応節内で調整させていただいたということで予算計上しております。

以上です。

○建設課長（日高一成君）

野首団地の防水外壁改修工事ですね。各部屋のドアは、今のところ改修工事には入ってはいないんですが、このドアの改修は、この補助金の採択要綱に合えば、当然、改修はできると思いますので、もうちょっと確認して、そういうことになれば改修をしたいと思っております。

○2番（眞邊真紀君）

すみません。回ってみると本当に、野首だけじゃないんですけど、教員住宅なんかも本当にドアがひどいところが多過ぎて、やっとう開けるとか、閉めるにも風があるとぱーんと閉まってしまうようなところが散見されます。やっぱり、非常に町民の安全な生活に関わることなので、この予算に乗らなくても、やはり全体的にどのぐらい危険な箇所があるのかというのを把握していただいて、優先してやっていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（中馬慎一郎君）

15ページの一般予算の補正について商工費のところです。

春田浜の海水浴場、トイレ、シャワー棟の修繕料が記載されていますが、栗生の海水浴場は、通年、シャワーとかトイレ、出入りできるんですが、春田に関しては夏の海水浴場の時期しか使えません。

一湊もシャワーは夏季の海水浴場シーズンしか使えないんですが、やはり5月、6月の天気のいい時期、あと9月、10月の天気のいいときは島内の御家族の方や島民の方も

海水浴場使っている方もいるので、これ外付けのシャワーとかトイレというのは、特に春田とか考えられないものかお考えをお聞かせください。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問につきましてお答えします。

春田浜、今回の補正につきましては、屋根の部分が爆裂といいますか、剥離がひどくて、今回、どうしてもということで計上したところです。

今、議員のほうから出ました外付けのトイレということにつきましては、また施設の状況を見ながら、どういった事業でやれるのかというのを検討しながら、今後考えていきたいとは思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

同僚議員がさきに質問いたしました、新型コロナウイルス対策事業について、考え方だけ少し教えてください。

この、新型コロナウイルスの交付金については、幅広く充当は出来るというふうに私自身は思っているんですが、これまでの経緯を見てもとすると、観光、あるいは今回の水産業は計画されているようですが、農業に対して、明日の一般質問とも関連するんですが、農業に関連して非常に薄いような気が私はいたします。

特に、産業振興課所管の取扱いですが、農業振興に対する補填についてこれまで議論はなかったのかどうかということだけお聞かせください。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

農業関係のコロナ支援につきましては、昨年度、高収益の交付金がありまして、最終的には、当初予定したものよりも、途中で事業の中身の変更がありまして、納得のいくものではなかったんですけども、今回、新型コロナの対策ということで、一応課内でもいろいろ協議をしたんですけども、意外と農業についてはコロナの影響を大きく、商工とか観光業に比べると受けていない部分もあるということもありまして、今後、この影響もいつまで続くのか分かりませんし、どういう影響が出てくるのかっていうのは十分注視をしながら、これからまた検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第62号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから議案第67号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの6件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第23 同意第1号 屋久島町固定資産評価員の選任について

△ 日程第24 同意第2号 屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋義友君）

日程第23、同意第1号、屋久島町固定資産評価員の選任について、及び日程第24、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、同意案2件につきまして御説明いたします。

同意第1号、屋久島町固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条において、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、価格の決定を補助するため設置が規定されている屋久島町固定資産評価員に欠員が生じたことから、新たに本年4月に着任している所管課長を選任しようとするものであります。

同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条において、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため設置が規定されている屋久島町固定資産評価審査委員会の委員に欠員が生じたことから、新たに委員を選任しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、同意第1号から同意第2号までの2件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております日程第23、同意第1号から日程第24、同意第2号までの2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

日程第23、同意第1号から日程第24、同意第2号までの2件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なし。

したがって、日程第23、同意第1号から日程第24、同意第2号までの2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を、1件ずつ行います。

まず、日程第23、同意第1号、屋久島町固定資産評価員の選任について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号、屋久島町固定資産評価員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

次に、日程第24、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第2号、屋久島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

△ 日程第25 令和3年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について

△ 日程第26 令和3年陳情第3号 馬毛島の軍事基地化に反対する意見書（案）採択のお願い

△ 日程第27 令和3年陳情第4号 議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書

○議長（高橋義友君）

日程第25、令和3年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についてから、日程第27、令和3年陳情第4号、議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書までの3件を一括議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、3件とも総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月16日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前 11 時 14 分

令和3年第2回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和3年6月16日

令和3年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年6月16日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手	
7番 石田尾茂樹	<p>1. 旧上屋久町庁舎の跡地の活用について</p> <p>(1) 白谷雲水峡へのシャトルバス発着場や民間からの公募型の施設等の活用を図る考えはないか。</p> <p>2. スポーツ施設について</p> <p>(1) 北部地区の屋根付ゲートボール場の建設をどのように考えているか。</p>	町	長
1番 中馬慎一郎	<p>1. 防災対策の経過措置について</p> <p>(1) 大雨災害に対する避難情報が新しくなったが、各災害に合わせた各集落の避難場所やその経路について町は把握しているか。</p> <p>(2) 避難誘導體制や応急活動のマニュアルといえる地域防災計画の実地検証は行うべきではないか。</p> <p>(3) 各集落の防波堤防、消波ブロックなどの保守点検は定期的に行われているか。</p> <p>2. 安房・健康の森テニスコートの未使用地の活用について</p> <p>(1) 現在、使われていないテニスコートの今後の活用について見解を問う。スケートパークなどの多目的な活用方法の考えはないか。</p> <p>3. PCR検査キットの拡充について</p> <p>(1) 全国各地で検査キットの事業所や法人、教育機関への配布をしている市町村も出てきているが、屋久島町の今後の対策はないか。</p> <p>4. ウミガメ観測員の事故について</p> <p>(1) 先月起こったNPO法人ウミガメ館スタッフ</p>	町	長

	<p>の産卵観測中の事故について、町は環境省とともに調査業務委託をしている。当団体からの報告、また今後の対策を協議しているか。</p>		
15番 大角利成	<p>1. 農業振興について</p> <p>(1) 現副町長就任時に、南部地域の農業振興について特に指示したとのことだが、主要な内容は。</p> <p>(2) 上記を受けて、今後の農業振興に対する考え方は。</p> <p>(3) 更新された営農支援センター敷地内の硬質プラスチックハウス及び旧果樹試験園農地等利活用取組み状況は。</p> <p>2. 水産業振興について</p> <p>(1) 漁場の整備、藻場の造成、有用魚介類の種苗放流の計画内容は。</p> <p>(2) 漁礁への集魚及び藻場着生と生育状況追跡調査結果は。</p> <p>3. 子育て支援対策について</p> <p>(1) 学校給食費の町助成額を増額する考えは。</p> <p>4. ふるさと納税について</p> <p>(1) 返礼品指定産品はどのようなものか。又、人気ベスト5産品は。</p> <p>(2) 町民一人当たりの支援額としては、県内他自治体と比較してどうか。</p>	町	長
13番 岩川俊広	<p>1. 防災対策について</p> <p>(1) 屋久島町は集団的にある松林については保存していく方針ですが、今後の保存対策と財源について町長の見解を伺います。</p> <p>(2) 永田の中地公園脇の県道沿いにある松並木の防除対策をどのように進めていく考えか、町長の見解を伺います。</p> <p>(3) 無人ヘリによる薬剤散布の防除作業を行って</p>	町	長

	<p>いる永田前浜の松林（千本松原）の今後の防除はどのように進めていく考えか、町長の見解を伺います。</p> <p>2. 屋久とろ生産・加工について</p> <p>(1) 屋久とろの生産・加工の現状はどのようになっているか。又、加工場の敷地・建物等の使用契約はどのようになっているか伺います。</p> <p>(2) 屋久とろをふるさと納税の返礼品として取り扱えるように進めるべきと思うが、町長の見解を伺います。</p> <p>3. 観光振興対策について</p> <p>(1) 屋久島灯台に至るまでの道路の改修や、トイレ・休憩場所の設置が必要になってくると思いますが、町長の見解を伺います。</p>	<p></p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
--	--	--

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
社会教育課長	計屋正人君	教育総務課長	長美佐子君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
総務課統括係長	木原幸治君	健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君
産業振興課統括係長	若松恵利子君	政策推進課統括係長	松田賢一君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、7番、石田尾茂樹君の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。年を取ると滑舌が悪くなりますので、ゆっくりお話ししたいと思います。

鹿児島県はクルーズ船の受入れについて、7月12日宮之浦港に、にっぽん丸を皮切りに、年内に20回の寄港を発表いたしました。

関係機関とのコロナ対策について協議が行われ、クルーズ船内でコロナ陽性者が確認された場合は、医療体制が脆弱な本町においては島外搬送するなどの対策が想定されています。

また、20回の寄港のうち、17回は宮之浦港となっております。このことは、屋久島が世界自然遺産の島であり、いかに一度は行ってみたい島であり、魅力ある観光地である証しではないでしょうか。

しかし、手放しで喜べません。

それは、宮之浦火ノ上山の埠頭には、飛鳥Ⅱは入港接岸ができないからであります。にっぽん丸やばしふいっくびいなすは2万トン級であり、水深が7.5メートルの火ノ上山埠頭への入港接岸には問題ありませんが、飛鳥Ⅱは5万トン級で、全長241メートル、喫水が7.8メートルで、火ノ上山埠頭は水深が浅く、入港が不可能であるからであります。

なお、日本クルーズは飛鳥Ⅱの代替船を3月31日、ドイツの造船会社と新客船の造船契約を締結したと発表し、2025年中に完成予定で、新造船の概要は、全長228.9メートル、幅29.8メートル、総トン数が5万1,950トン、喫水が6.8メートルであり、飛鳥Ⅱより喫水が1メートル10センチも浅くなり、火ノ上山埠頭に入港が可能となり、朗報ではあるものの、火ノ上山埠頭の岸壁の現状では接岸は厳しく、入港はできません。

本町の観光振興策として、屋久島空港の延伸、ジェット化と宮之浦港の整備は重要課

題であることは明らかであります。

宮之浦港は、北西の季節風等の影響による静穏度の問題も含め、国、県との協議を進め、大規模な改修整備や新たな港湾整備の一日も早い実現を島民は切望していることを町長におかれましては再認識していただき、昨日町長から報告がありました、再任されました全国離島振興協議会会長としての手腕を発揮し、観光振興策のために、全力で取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、前振りが長くなりましたが、私の今回の質問は、旧上屋久町庁舎の跡地の活用について、スポーツ施設についての2点であります。

まず、1点目の旧上屋久町庁舎の跡地の活用についてであります。白谷雲水峡へのシャトルバス発着場や民間からの公募型の施設等の活用を図る考えはないか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。石田尾茂樹議員の御質問にお答えをします。

旧上屋久町庁舎の本庁舎並びに附帯する施設については、議員も御承知のとおり、解体費用を今年度予算に計上をし、現在、附帯施設の解体を進めているところであります。

今年度、当初予算に尾之間支所の解体設計を予算計上するに当たり、尾之間区から解体した場合の跡地利用活用の方向性を求められ、令和4年度、解体終了後を見据えた活用の在り方について、尾之間区長を始め、区の役員と協議をし、民間を活用した公募型施設整備を第一に行うこと、また、それと並行して、応募がなかった場合に、町が施設整備を行うことも視野に入れ、今議会で基金の積立てと区長や区民を交えた尾之間庁舎跡地利活用委員会を組織とするための予算を計上しているところであります。

宮之浦支所の跡地については、3月議会の前に宮之浦の区長と協議をし、区長としては、令和3年度中に、宮之浦区としての跡地利用活用を示すことができるよう取り組む意向であったことから、今後の状況と結果を見極めつつ、過去に屋久島町支所庁舎活用等検討委員会で議論され取りまとめられた、更地には屋根つき広場などを整備し、ゲートボール場や駐車場など多目的に利用できるようにするとの意見や、議員の御質問にあります活用方法も、これからの選択肢の一つとなると考えております。このことから、しばらくは、宮之浦区の考え方を見守りたいと思っております。

いずれにせよ、宮之浦支所、尾之間支所は、旧町時代の中心的施設として歴史を刻み、地域のシンボリック建物であった場所であり、庁舎跡地の利活用は、これからのまちづくり、そして地域づくりの重要施策と考えておりますので、地域を交えた地域に必要な施設づくりを具現化できるよう進めてまいりたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

今回の質問に、白谷雲水峡へのシャトルバスを書いています。

このことについては、令和元年度第2回定例会において質問いたしています。その回答も頂いています。

そのときに、町長がおっしゃったことは、町では、昨年度、屋久島町支所庁舎活用検討委員会を開いたということで、利活用については、色々、シャトルバス、もろもろで利用できるか意見を聞いて、地域活性化のためにやるんだという回答を頂いております。

整理して話をしますと、あまりシャトルバスのことを言うとはよくないかもしれませんが、昨日、屋久島事務所に電話をいたしました。白谷線はどうなってるのかという話をいたしました。

担当が今年替わってしまして、場所を言っても全くどこだというのが特定できなかったということで、白谷線についても2回ほどこの議会で、今後の方針を、改良をどうするのかというのをお聞きしました。

1.5車線にするとか、駐車場を整備するとか、そういうふうなことも議論して、県は将来的にはこの白谷橋を架け替えるんだというお話もしていました。

今年度、5、6か所の予算もつけてるとということで、金額的には明かしていませんでしたけれども、恐らく大した金額はついてないだろうというふうに思っています。

それからいきますと、その1.5車線を含め、白谷への駐車場まで行く橋を架け替えるということは、かなり遠い、近い将来じゃなくて、遠い、長いスパンになるのかなあというふうに思ったところです。

一つの選択肢として、あそこの利活用については、やはり宮之浦区とも私は話をしましたが、やはり地域活性化のための一つの施設にしていきたいということと、町長が前もおっしゃいましたとおり、区としては、完全にこういう施設をという方針は出していないということで、区議会あたり、そしてまた広く区民にアンケートを取って、しっかりした方向性を出したいというようなことは言っていますが、そこでやっぱり、後の2項目めと関連しておりますが、屋根付きの施設、町長が今おっしゃいましたので、そういうのも含めて、どうなんですかね。尾之間の庁舎の利用で、民間活力、民間にということですけども、仮に、仮ですよ、やはりシャトルバスの発着場を含めて道の駅みたいなものをつくって、人が集まる、にぎわう、そういう施設等々は考えられないものか、そういう公募型をするということなんでしょうか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

これは、検討委員会からの答申を受けて、私もそのようには思っておりますが、今言うように、シャトルバスというのは相当長く時間がかかるだろうというふうには、私も

思っております。

ですが、改良をされないから、そこが改良されるまで待つのかというんじゃないかと、そういう今の危険な状況であるから、要するにシャトルに移行していこうという考えも一方であるのかなあというふうに思っております。

いずれにしましても、今、ボールを宮之浦区へ投げました。ですから、そこで、宮之浦区の皆さんがどういうものにしたい、というものが出てくるでしょうから、それを、いま少し見守りたいというふうには思っております。

白谷線につきましては、今、議員がおっしゃいましたけれども、今年度は、例年より予算がついております。

ヤクスギランド線もそうですけれども、前から言われていましたように、甌島の架橋が終わったんで、その分が、割り振りをされるんじゃないかという期待は持ってましたけれども、土木費は、安房港にしても、宮之浦港にしても、かなりの増額で、今年度はついております。ですから、今から、そういう、県とも相談しながらやっていきたい。

だから、ゲートボールの屋根付きというのは、そのときにも、私の頭の中には、北部に1個、南部に1個あってもいい施設だというふうには、今でも、そういうふうには思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

屋根付きについては、後ほど、ゆっくり腰を据えてお話をしたいと思いますが。

いずれにしても、宮之浦区の対応というか、どういう方針を出すのか、どういう施設を望んでいるのかということが重要になるというふうに理解をしたいと思います。

やはり、旧庁舎の跡地で、庁舎がなくなったということを含めて、宮之浦区としては、やはり一抹の寂しさもありますし、今、ある団体から言われています岩川与助さんのそういう銅像も含めてどうするのかということも、非常に盛んに言われてます。

宮之浦区としての方針としては、解体に賛成をしたということで、そのことについては、区議会でしっかり議論して、それに反対はなかったということで、着手をするということになっています。

全然このことに触れてませんが、岩川与助さんの功績というのは、偉業をやはり後世に伝えるべきだと、私は個人的に思ってます。ですから、銅像というのは、しかるべきときに移設をし、歴民館あたりで偉業をたたえるコーナーをつくるとか、そういうふうにして、皆さんが、こういう人が屋久島にいたんだと、屋久島からこういう国会議員が出たんだということが分かるようなことを、しっかり、町として責任を持って行っていただきたいと思います。

この跡地利用につきましては、やはり高齢者もあそこに、後から話をするんですが、そういうのができないのかと。宮之浦区としては、色々な週末に野菜市もやってます。そ

ういうのを含めて、何とか、区民が集まってにぎわえる施設、宮之浦地区の活性化のための施設をつくってもらいたいということを切望していますので、町と宮之浦区としっかり協議をしていただいて、跡地利用が、あれは駄目だったというようなレッテルが貼られないように、しっかりしていただきたいと思いますが、担当課長としては、何か御意見がありますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

宮之浦庁舎跡、尾之間庁舎跡につきましても、やはり、町民からの意見を広く吸い上げながら、実効性あるものを進めていきたいと思っております。

町長の答弁にもありましたように、やっぱり財源の担保についても必要ということから、今回予算計上を基金のほうでさせていただいております。

あと、尾之間については公募型から始めておまして、今後、そういう、議員の御指摘があった形で、宮之浦についても公募型ということが出てくるのであれば、そういうことも積極的に取り組んで、具現化をしていきたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひ区民の、町民の声を吸い上げていただいて、しっかりとした跡地利用、利活用を図っていただきたいと思います。

それでは、このことについては終わりたいと思います。

次に、スポーツ施設についてであります。

北部の屋根付きゲートボール場の建設をどのように考えているかということでもあります。

このことについては、平成28年の第2回定例会、平成29年の第1回定例会、平成30年の第2回定例会において、類似の質問をいたしております。

そのときに、町長からいい結果を、お返事を頂いているところなんですが、よろしくお願ひします。

○町長（荒木耕治君）

御質問の宮之浦屋根付きスポーツ施設は、以前から、北部ゲートボール場の運営を含め、口永良部島、新岳噴火の際に避難用仮設住宅用地として利用をする際にも、老人クラブなどの高齢者団体との話合いの際には、雨天時の施設として、北部にもぜひ欲しいという要望を受け、実現に向けて進められてきたところです。

平成30年9月議会においての設計費用を委託料として御審議、議決を頂いた上、翌年1月にゲートボール施設4面の大まかな基本設計分を完了しているところですが、詳細な実施設計については、当時、庁舎建設等が優先をされていたこともあり、議会の審議の中での御意見を聞きながら、また、建設場所についても、新たに検討の必要性があったことなどから、執行には至っておりませんでした。

町民からの要望を考慮し、また、宮之浦旧庁舎跡地利用の際の多目的な利用方法を検討する中で、今後予定されているごみ焼却場や、検討を要する離島開発総合センターの代替施設の建設等、財政的な観点から、その優先度をはかりながらさらに検討を加えた上で、屋根付き多目的施設の建設に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

平成30年の第2回で町長は、その当時、北部地区において、ほかに、こう言ってますね。「北部地区において、ほかに同類の施設がないため、各種団体から、風雨をしのげる屋内運動施設の建設が切望されているところである」と、「以上のことを鑑み、高齢者のみならず、広く町民が利用できる健康増進施設として、平成30年、31年に建設したいと考えている」という回答を頂いて、近くのおばちゃんが、私が生きている間にできるとちゃろねえという話もしたのを覚えております。

それで、やはり、財政的な、実施設計も含めて、財政的なことが恐らくネックになって、先延ばしされたんだろうと思ってます。色々な優先順位で、そこがだんだん遅れていったと。一定の理解は示せます。

ですが、やはり、ここにきて、ずっと高齢者の人たちから、あの話はどうなりましたかという話をいっぱい聞いています。

やはり、高齢者のみならず、スポーツ、いわゆる幼稚園、保育園も雨天時のそういう場所がないということで、体育館は別としても、かなり、そのことについては、切望しています。

ただ、その当時、財政的にはどうなるのかというのを質問をいたしています。

それで、その当時の副町長が、色々な事業を抑制するということで、時間がかかるんだろうということで、財政的には非常に厳しいということを行っています。

こういうスポーツ施設について、何らかの補助事業はないものか、社会教育課長、そういうものはないですかね。

○社会教育課長（計屋正人君）

残念ながら、国庫等のスポーツ施設新設における補助事業というのは、残念ながらございません。

ただ、民間ではありませんが、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじによる、いわゆるt o t oの助成金、B I Gの助成金というのがありますが、それが地域スポーツ施設の整備助成金という制度でございます。

ただ、新設については、さほど大きな補助がないというような状況です。1,000万円以上の事業でせいぜい2,000万円まで、主立ったところは、グラウンド、その競技をするスペース、コートであったり、グラウンドであったり、そういったところの、主に、

整備するための助成金というようなものになってございます。

ですので、せいぜいグラウンド・ゴルフのコート上の整備程度にしか活用できないんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

○7番（石田尾茂樹君）

ぶっちゃけ、そういう補助事業はないということで、そのt o t oのBIGの助成金が該当するかしらないかというのは微妙であると。2,000万円以上、1,000万円以上の2,000万円ですか、そういうものでも、少しでもそういうことができれば、もっと前向きな話になるのかなあと思っています。

先程言いました旧上屋久町庁舎の跡地の利用、あそこにも、そういう施設はどうかという、町としての考えはあるというようなことだということに理解してよろしいんでしょうか、町長。

○町長（荒木耕治君）

結構だと思います。

○7番（石田尾茂樹君）

どうなんですかね、あそこの面積で、何面とれるんでしょうか。2面なんですか、3面なんですか、4面なんですか。どうでしょうか。ゲートボール場としたとき。

○町長（荒木耕治君）

仮設住宅をつかったあそこで、あの広さで、4面で屋根をつけるということだったろうというふうに思います。

ですから、老人クラブ、ゲートボール協会からも、尾之間みたいな大きなのは必要ないと。あれより、小さくてもいいんだという、大きな大会は尾之間でやればいいと。ですが、通常、尾之間まで行くのがあれだから、北部の大会とか、そういう大会をやるような、そういうことで、そんなに大きなものは必要ないということだった。

ですから、今のところに、あれ全部壊したら3面か4面のゲートボール、だから、今、ゲートボールに固執せずに、例えば、多目的にそれを使える、例えば、今、幼稚園とか保育園とか体育館で運動会やらやっていますけれども、あれを外でやるような、そういうことも含めて、せっかくつくるのであれば多目的にということ。

ですから、宮之浦の跡地でちょっと言い残しましたけど、あそこは海拔が3メートル弱のところですよ。ですから、あまりそういう、人、何というかな、箱物というのはあまりできないと。

ですから、公園か、例えば、そういう、人が昼間に寄れるような、そういう施設に、ある意味限られてくるのかなあというふうには思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

平成30年の第2回定例会においても、先程言いましたけれども、町長は、尾之間4面できていると、ゲートボールですよ、仮に、4面できているけども、そういう大きいのは要らないんじゃないかというようなお話はしています。そして、やはり、そういう人たち、色々な人たちが利用できるものをつくりたいというお話はしているところです。

宮之浦区とも話をしましたけれども、先程も言いましたが、そういうゲートボールと似たようなものには、固執してないというか、やはり多目的に、色々な場面で使える、そういうものにしてほしいということは、区長はお話をしました。

これ、区会議員もそういう話になってるのかなあというふうな気がしてますが、やはり、海拔が3メートルということで、施設を造って人が集まる、今言う南海トラフ等があった場合には大変危険であるということだと思いますんで、日頃、そういう広いスペースで、ゆっくり町民がスポーツなり、くつろげる施設をつくるということではないかというふうに思ってますが、この建設をするめどというのはどうなんですか、はっきり言って。やはりそういう財源的なものがあって、優先順位があるから、いつつくるとは言えないというふうに理解していいのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

それが本音の答弁だと思いますけれども、先程も言いました優先順位というのは、今、色んな、先程も言いましたけど、近隣の施設の総合センターもありますし、安房のセンターもあります。宮之浦は、安房の体育館は改修しましたけれども、宮之浦の体育館はそれをやっております。

ですから、体育館のも含めたり、色々そういうものも含めた中で、少しでも早く、それは、私が約束をしたことですから、早く実現をするように努力はしたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

町のトップがつくりますとはっきり明言をしましたので、色々な優先順位があると思いますが、一日も早く、北部の人たちの、これはある意味悲願でありますから、きちっと整備をしていただきたいと思っています。

今、町長がおっしゃいましたが、総合センターにしても、なぜ安房だけで会議をするのかという北部の町民の不満というのもあります。

総合センターのもろもろの改修をしましたが、問題があるのであれば、早急に改修をして、町民が使える、そういう施設にしていきたいと思っています。

いずれにしても、先程申しましたが、北部のそういう高齢者も含めて、屋根つきの施設というのは悲願でありますから、一日も早い建設を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

10時45分から再開いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、中馬慎一郎君に発言を許します。

○1番（中馬慎一郎君）

お疲れさまです。1番、中馬慎一郎です。

夕べからの大雨で屋久島町もまた大雨警報、警戒レベルもレベル3ということで、まだまだ予断許さない梅雨の時期が続いております。

本日は、通告に従いまして、4つの項目をお尋ねしたいと思います。防災対策の経過措置、2つ目に安房健康の森テニスコートの活用について、そしてPCR検査のキットの拡充、そしてウミガメ観測員の事故についてをお聞きします。

まず、大雨災害に対する避難情報が今年の5月に新しく改正されました。こちらの用紙なんですけど、これに対する、大雨災害にだけじゃなくて各災害に合わせた各集落の避難場所やその経路について町は把握しているか、それと避難誘導の体制や応急活動のマニュアルと言える地域防災計画の実地検証を行うべきではないか、まずはその2点をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員の御質問にお答えをいたします。

平成25年6月に改正をされた災害対策基本法において、各市町村は一定期間滞在し避難生活を送る指定避難所と切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所を指定することが定められています。また、指定緊急避難場所の指定に当たっては、安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない施設または場所を災害の種類ごとに指定することとされています。

これまで本町では、指定緊急避難場所の指定に向け、各集落の公共施設等の調査や集落の避難場所等についてヒアリングを行い状況把握に努めてまいりましたが、施設の規模や構造、立地などの問題から指定緊急避難場所の要件を満たさない施設が多く、指定が進まない状況にあります。

町としましては、津波浸水想定や土砂災害警戒区域等の指定状況も踏まえた上で、各集落の実情に応じた指定緊急避難場所の指定に向け、継続して取り組むとともに、取り急ぎ現時点で指定可能な施設を避難場所に指定をし、周知をしていきたいというふうに考えております。

○1番（中馬慎一郎君）

今の答弁でありましたが、先日、志戸子集落でも県下一斉の防災点検というのが県の指導でありまして、志戸子地域が南海トラフを想定した津波の訓練をここ数年やっているんですが、その避難場所になっている、グラウンドですね、志戸子のナイター場、グラウンドも土砂災害の警戒区域に入っているんです。やっぱり、そういった場所に避難するというの、かなりリスクがあるという、区民からの声も聞いています。そしてまた、志戸子以外でもそういう地域に入っている、該当している集落もあるんじゃないかと思えますし、実際、まだ避難訓練を行ってない集落などもあると聞いています。実際にその集落の道を歩いて避難経路の安全や避難場所の指定、そういったものを集落と一緒に町のほうで検討していただければなと思っております。この質問はこれでいいんですが、次の避難誘導體制についてお聞きします。

応急活動のマニュアルと言える地域防災計画のほうがまた再編されて、4月に、町のホームページなんかにも載っているんですが、これについての実地検証を行うというのはいかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

本町では、平成24年3月に災害対策基本法に基づき、屋久島町地域防災計画を策定をしています。地域防災計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、日常生活の安全性を確保することを目的としており、地震や津波などの各種災害対応における災害予防、応急対策、復旧、復興対策の方針を定め、本町における防災対策の根幹をなすものであります。

さて、地域防災計画の検証については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要に応じて修正することが定められており、本町の地域防災計画につきましては、平成27年の口永良部島の噴火災害対応を踏まえた修正や国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正、法令改正などを反映させるため、これまで5回の修正を加えてきました。今後も、各種災害対応での評価や各集落が実施する避難訓練結果について情報収集をし、情報伝達手段や避難体制等について検証を行い、有事の際に実効性のある計画とすべく修正を行ってまいります。

○1番（中馬慎一郎君）

今、話の出た口永良部の噴火が5月29日にあったわけですけど、2年前には大雨豪雨災害というのも5月の18日にありました。そしてまた、屋久島ではありませんが、雲

仙・普賢岳の噴火の火砕流から30年、そして東日本の大震災より10年という月日がたっています。過去の大災害において、避難誘導という重要なことが、避難誘導體制をつくるというのが全国的に進められていると思うんですが、過去の災害で、例えば、東日本大震災であれば、南三陸町の防災庁舎に残された職員がお亡くなりになったり、また雲仙・普賢岳でも多くの消防団が貴い命をなくしました。

そういう中で、今全国的に、全体的にこれが進んでいるというわけではないんですが、避難誘導するそういう職員、消防団、そういった方々の率先避難者という考え方も出てきています。一番最後から避難者を誘導していく、指示をしていくのではなくて、先頭に立って避難をしていくことで自らも助かり、住民を守るという考え方です。まだまだ浸透はしてないと思うんですが、やはり町の職員、消防団、あと集落の防災担当の方々、命を守るためのマニュアルというのにも必要になっていきます。そのあたり、町長、率先避難者というのはどうお考えかお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

東北大震災の後に、町村会で釜石に視察に行く機会がありました。そこで役場の職員に説明を色々受けたんですが、その方が第一声に言ったのが、自分の命は自分で守るとい、そしていち早く逃げることだと、とにかく津波から逃げるのが第一だと、ということ強く言っておられました。ですから、あの災害でも、いっぺんは逃げたけれども、また津波を見に降りてきたとか、また、そういう意識がなくて結局2度目に波にのまれたという方もたくさんいるようでございます。そうやって消防団も命がけで救命をして、貴い命をなくされたということもあります。ですから、そういうことは率先をして、今、議員の言われるようなことは大事なことだろうと思います。

私どもも、6年前に口永良部島の噴火を経験をしました。そして、あのとき感じたことは、いかに日々の訓練が大事かちゅうことですね。日々、口永良部に限っては島民がもう日々、山とともにあって、山の状況をもう自分の肌で、自分が日常でもう危機管理ができてるといいますか、そして、やはりあのときは子供たちも学校の先生方もそういう避難の訓練をきっちりやられていて番屋ヶ峰に自主的に避難をした。そうしてお年寄りにしても、みんな、消防団がどこの誰はどうするというのを、もう事前にそういうことをきちっとやって、ああいう、全国にも例のない避難ができたというふうに、色んなところからそういうことは言われてきました。

ですから、やはり訓練が大事と、自分の、理屈じゃなくてももう体で覚えさすつていうのが、そういうものが大事だというふうに、あのときはつくづく感じましたけども、なかなか大きいところになるとそういうことはできませんから、今言われるように、率先をして自分が体で体現をし、示していくと、それについてこいみたいなですね。そういうことが、これからは有効になっていくのかなというふうには私自身も考えています。

○1番（中馬慎一郎君）

数年前の同僚議員の一般質問にも職員の防災マニュアル作成についての質問があったと思うんですが、その進捗状況というのは、今、いかになっているんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

以前質問があったことは記憶しております。まだ進捗はゼロでございます。申しわけありません。

○1番（中馬慎一郎君）

これは、今後どうされるんですか。作っていくということでもいいんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

作っていかないといけないというふうには考えております。

○1番（中馬慎一郎君）

はい。ぜひ一日でも早く作っていただきたいと思います。

ちょっと大雨の話にまた戻るんですけど、2年前の5・18の豪雨災害で安房線が大きく崩れ、仮復旧という状態で今までできていました。この仮復旧というのはもう終わったのかどうかというのと、今日も安房線が通行止めになっているんですが、これは県の管轄なんで町に聞いてもちょっと分からないかもしれませんが、県のほうでは連続雨量が400ミリにたしか達した時点で通行止めにするという話でした、仮復旧の間は。これが、仮復旧が終わって元に戻ったということであれば、その辺の解釈はどう変わるのか、もし知っていたらお聞きしたいと思います。

○建設課長（日高一成君）

ヤクスギランド線の件ですね。ヤクスギランド線もう、仮復旧じゃなくて本復旧が終わりました。道路の路肩の復旧だけではなくて、上の国有林の治山関係の仕事も終わっておりますので、今警報が出ない限りは安全な通行はできるということです。警報は今、連続量200ミリじゃなかったですかね。それが出たときにはもう止めると、それが止めたときには、うちの町道の荒川線、淀川線も止めるということになっております。

○1番（中馬慎一郎君）

道路のほうは分かりました。

続きまして、昨年台風で湯泊港の堤防が大きく破損、破壊され、大きな災害復旧の工事をしていかなければならないとなっております。各集落の防波堤防や消波ブロックの保守点検は定期的に行われていますかという質問です。

○町長（荒木耕治君）

防波堤や消波ブロックなどの保守点検については、現場調査等の際に目視による点検を行うとともに、台風などの異常気象時にはより詳細に点検を行っているところです。これらの点検を踏まえ、現在、栗生漁港の防波堤補修工事を実施中です。

今後は、漁協や一般利用者からの協力を得ながら情報収集を行い、適切な保守点検に努めてまいりたいというふうに思っております。

○1番（中馬慎一郎君）

ちょっと資料渡したいんですけど。

今、町長にお渡しした写真が志戸子の沖の堤防なんですけど、昨年そしておととしの台風で、堤防の下に設置されていたブロックが波の力で移動し、浅瀬の瀬に乗り上げてしまっているという状況写真です。これ建設課にも見せてあるんですけど、これ下の土台のブロックが流されて動いているということは、それだけ脆弱な構造になっていると思うんですけど、そのあたりの対処というのはどうお考えですか。

○建設課長（日高一成君）

この前、私も現場には行って確認はしました。

今の議員がおっしゃる防波堤は、今、浅瀬のほうは場所打ちで、そのままコンクリートを海底のほうに打ち込んで防波堤にしております。その周りに今のこの、根固めブロックという、35トンです、を置いております。これが実際、水深が深ければこのブロックが持っていられなかったと思うんですけど、ここの手前のほうが浅くてですね、その際に台風などの強い波で移動されたと考えられます。一度、詳細な調査を行いますので、それで検討をさせていただきます。

工事のそのお金は、この件に関しては補助事業等がちょっとありませんので、その辺も含めて撤去して、また、ちゃんともとの場所に戻すなりの工事ができたらなどは考えております。志戸子のガジュマル公園からあの港を見たときの景観等の状況もありますので、なるべく早い段階で対応できればと考えております。まずは調査をします。

○1番（中馬慎一郎君）

やはり調査といっても大きな予算があり、工事となるとまたさらに大きな予算を組まないといけないということで、なかなか厳しいかなとは思っているんですけど、今、ちょっとこの件で調べていたところ、国土交通省なんか平成14年に自然再生の推進法というのを成立させています。環境省と一緒に動いているんでしょうけど、これでいくと、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことを目的として、関係行政機関や関係地方公共団体、NPO、その他地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全や再生、創出、またその状態を維持管理することを定義していると定められています。こういった自然再生推進法というのがまだ生きていて、何か補助金みたいなのが、助成金があるのでしたら、ぜひこういったのを活用して町の予算をなるべく少なめに、早く対処してほしいと思うんですけど、この自然再生推進法については何か御意見ありますか。

○建設課長（日高一成君）

すみません、ちょっと、自分は、申し訳ないですけど、理解しておりませんでした。

これは調べます。

もう一つは、ここは漁港の区域なので、漁港といえばもう縦割りなんですけど、水産省になります。農林水産省になるんですが、その農林水産省のほうでも、この国交省が出してる、この自然再生推進法が使えるかどうか、そういうのもちゃんと調べますので、また御回答差し上げたいと思います。すみません。

○1番（中馬慎一郎君）

国交省では、都市公園や緑地事業、河川事業、港湾事業などの所管事業を通じて、この再生法の取組を進めていきますと書いていますので、恐らく使えるのではないかなと思うんですが、町長、以前の同僚議員の質問に、屋久島の道づくりに関して、世界遺産にふさわしい道づくりを国に提案していくという、たしかお言葉がありました。こういう自然推進法がもし使えるなら、志戸子のこの堤防だけじゃないんですが、今、屋久島内でも、昔あった砂浜がどんどん失われたり、サンゴの海が少しずつ失われたり、あと砂防ダムによって、もともとあった原生林がある川風景が減ってきていたりします。今まで造ったものを壊すということではないんですが、こういうふうになにかによって破壊された構造物を元に戻すというのを積極的に、やはり元の自然に戻すという形で取り入れてほしいと思うんですが、そのあたり、町長の考えはいかがでしょう。

○町長（荒木耕治君）

当然、造ったものには何らかの意味があって、役割があって造ってきて今までなってるんだらうというふうに思っております。ですが、今、近年、自然の猛威、何ちゅうんですか、雨の降り方も違いますし、風の吹き方も、私どもが小さい頃とすると、またすごく違うような気がします。今の波も、海水面もそうです。海水面も高くなってきておりますし、波も大きくなってきております。ですから、港湾で今、特に東のほうの海域に関しては、今までの防波堤ではもう低いんで1メートルかさ上げをやらなきゃいけないとか、2メートル上げなければいけないというふうな、今、もうそういうことをやってきております。

ですから、今、湯泊港の災害復旧、先程契約をしましたけれども、今、県や国に申しあげているのは、災害復旧というのは現状維持なんですよ、元の形に戻すということしかできないんですよ。補強とか、それに準ずる何か一緒にやればいいというふうには、常々私は思っております、でも同じことが来ればまたそれは壊れるわけで、もうちょっと、やっぱりそのときにいいものを造っておけばというふうにして今、国や県にもそういう申入れをしてきております。ですから、近い将来には必ず、私はそういうふうになっていくと思います。災害復旧のやり方というのはそういう形で、現状維持じゃなくて補強したりどうするということも、必ずできていくだろうなというふうに思っています。

それと、さっきの答弁とはちょっと違いますけれども、今、20世紀にコンクリートで造ったものを21世紀に自然に帰そうという大きな流れっていうのはありますよね。要するに、例えばゴルフをする人によってとして、例ですけども、日本もたくさんゴルフ場造りました。木を切って、今それでバブルが潰れたりなんかしたときに、今度はゴルフ場を自然に戻そうということでまた植栽をしたり、そういうものをですね。ですから、これは極端な話ですけども、屋久島には24の集落がありますよ。24の集落全てに漁港がありますよ。港。だから、交通が不便なときには、各集落に港が必要だったんですよ、漁業も盛んだった。ですから、今、本当にその港に、私は船乗りますからよく見ますけど、今1隻も船が入ってない港結構あるんですよ、屋久島でも、そこでそういうふうにして維持管理をしていくのは本当にいいのか。それとも、造ったものを壊す、それが逆に造るだけが公共事業じゃなくて、それを自然に帰していくのも公共事業じゃないのかというふうに、今こう自分で思っています、そういうことができるのかな、色んなことを、まあ、自然に帰していくということです。だから、役割を終えたものもあると思うんですよ。どうしても残さなければいけないというね。ですから、どうしても、あったからそれを造って、また元に戻していくんじゃないで、本当にそれがこれからも必要なのか、もうそれがそれで、ほかのところをずっと造ってきたらそれが役割をもう終えたんじゃないかというものも、あると思うんですよ。そこらもきちんと精査をして、屋久島の島全体の景観を、海も森も自分たちが暮らしている町も、そういうものはこれから、ずっと心がけて屋久島ってのをやっていかなければいけないんじゃないのかなというふうには思っております。

○1番（中馬慎一郎君）

町長が言われるとおおり、やっぱり屋久島という世界遺産の森を持つ島ならではの取組という意味で、公共事業というのも今後どんどん活性化するように取り組んでいければと思っております。

2つ目の質問に入ります。

安房の健康の森にあるテニスコートがあるんですが、全く使われていないコートがございます。その使われていないコートの今後の活用、これについては実際、スケートパークなど多目的な活用方法はないのかという署名も上がっているんですが、それについてのお考えをお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

健康の森テニスコートは、人工芝に砂を詰めたオムニコート7面の全天候型テニスコートで、平成10年9月の完成以来22年9か月を経過をしております。その間、平成26年度には台風被害を受け、27年に4,898万円の事業経費にて南側4面の改修工事を実施をしています。

これまで、全7コートにおいて人工芝の部分的な剥がれやすさ減り等の経年劣化が見られましたが、改修後の南側コートに比べ、北側3面は利用頻度が著しく減少し、さらに、利用されないことによる人工芝への黒いコケの発生が顕著に見られ、現在北側3面はテニスコートとして全く使用されていない状況となっています。

現在、改修事業で活用したスポーツ振興くじ助成金、いわゆるt o t o助成金の再活用を視野に入れ、北側3面コートの改修計画の検討を始めており、テニスコートのみでなく、フットサルなど複数のスポーツで使用する多目的コートも検討をしているところでもあります。

しかしながら、t o t o助成金には同一施設への追加活用に様々な課題があること、また、昨年度はコロナウイルス拡大防止の観点からt o t o助成金申請の説明会、相談会が開催をされていないこともあって、現状では改修財源の目途が立っていない状況です。

スケートパークなどの多目的な活用方法の考えがないかという御質問ですが、硬式テニスやソフトテニスの競技者、愛好者が増加していない現状では、テニスコート利用ではなく多目的な活用を含めた検討を庁舎において進めてまいりたいというふうに考えております。

先日、私もここ見てまいりました。確かに張り替えたところはきれい、日当たりのせいもあつたりしてだと思えますけれども、今、北側の3面というのは、ほぼもうテニスコートというようなものではございませんので、今、議員が言われるスケートパークも含めて内部で検討してまいりたいというふうに思います。

○1番（中馬慎一郎君）

フットサルなどの競技も出てきたんですが、スケートパーク、これ、移動式というか、設置したらまた取り外し可能なものもたくさんあるみたいで、今、全国に、調べたところ公式なスケートパーク場というのは170弱ぐらいあるらしいんです。これオリンピックの正式種目にもなっておりますし、競技用の自転車のコース会場というか、会場とも併用して使用することができます。全国的なこういうスケートパークの設営に向けた自治体も出てきているので、ぜひ屋久島町もほかのスポーツと併用して使えるような場所があればいいのかなということで、署名にも島内の方が300名以上の方が集まって町に報告をさせてもらっています。ぜひ、そのあたりを考えて前向きに検討していただければと思います。

ちなみに、この競技用の自転車のBMX、モトクロスの色んな大会があるらしいんですけど、このBMXの元日本チャンピオンという方も屋久島に移住されて住んでいるそうなんです。

大人から子供まで楽しめるこういうスケートボードや自転車競技というのをやはり子

供たちに見せることで、今後、子供たちの遊び場をつくるという意味でも健やかな育成にもなるのかなと思っておりますので御検討お願いします。

続きまして、3つ目にPCRの検査キットの拡充についてお尋ねします。

今、全国各地でPCR検査の民間検査とか、あと抗原の検査キットの色々な事業所や教育機関への配布をしている市町村が出てきています。そのあたり、コロナ対策を含め、屋久島町の今後の対策についてお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

国は、高齢者施設等重症化リスク者が多数いる場所・集団における感染者の早期発見のため、原則として有症状者に迅速に使用することを念頭に抗原簡易キットの配布を行う計画を進めております。本町内の全てのグループホーム、特別養護老人ホームでは検査キットの配布を希望しているようです。

配布を行うのは抗原簡易キットであり、有症状者に対しての検査は有効だとされておりますが、無症状者に対する検査としては推奨されておりません。PCR検査については、唾液を用いた検査でも発症から9日以内であれば有効であるとされていることから、最近では比較的安価な検査キットが発売されているようですが、期待されるような精度が発揮できない検査法もあるようです。また、結果が判明するまでに日数を要するため、症状のある方は、町内医療機関での早めの受診を呼びかけているところであります。

最近の感染者の状況では、PCR検査で陰性が判明したものが、後の検査で陽性となるケースもありますことから、検査のタイミングで結果が変わることも想定をされます。

本町におきましては、口永良部島を含む町内ほとんどの病院で抗原検査が可能となっており、屋久島徳洲会病院では遺伝子検査装置により数時間のうちに結果が判明できることから検査体制は整っていると考えております。これらの状況から現時点で検査キットの配布は考えていないところであります。

○1番（中馬慎一郎君）

今、言われるように、こういう民間の検査や簡易キットに関しては、色々なデメリットもあるというのは関係者から聞いております。

ただ、例えば、5月のゴールデンウィーク、観光客が大体例年の3割、4割ぐらい来られました。これから、夏場に向けて観光客増えてくる可能性もあります。もちろんワクチンも進めていけばいいんでしょうが、まだまだやっぱり3密を避けたり、こういう感染対策というのを十分気を引き締めてやらなければ観光業も回っていかない状況です。

その中で、病院などでの検査というのも確かに充実しているんでしょうが、もっとこう身近なところで検査体制があれば、心の不安というか、自分が思う不安をいち早く取り除くことができ、屋久島でも、今は30名ほどの感染者が出ましたけど、やっぱり自粛をさせていただいているおかげで、それほど拡大、拡充、感染者の広がりというのには

つながらなかったと思っています。やはり感染者がそれぞれに自粛をしていながら経済を回していく、少しずつ動かしていくというのがやっぱりこれからも必要になってくるので、ぜひ、自分がかかっているか、かかっていないかをより安心して受けられる体制というのが必要じゃないかなと思ったんですが、これは、観光業だけじゃなくて、例えば、高校生が島外に出て色んな大会に出る、そういった高校生が帰ってきたときに、やはり親御さん先生たちが不安に思っていることと同じだと思うんです。そういったことを少しでも早く不安を取り除き、その感染者に対しての早い処置をすることで島民も安心して暮らせると思うんですが、そのあたり、町長、どうお考えですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

先程の答弁にもありましたように、検査については、その時点での結果であります。検査のタイミングによって結果が変わることもございますので、結果をもって安心をするというよりは、感染しないような、いつでも緊張感を持って感染防止対策に取り組んでいただくことが大切かなと思っています。特に最近の変異ウイルスの拡大、屋久島でも数人出ましたけども、今までにない感染の仕方をしています。そういうことからいきますと、やっぱり自分が自分を守る、人にうつさないという、その気持ちは大切だと思っています。

○1番（中馬慎一郎君）

私も知り合いの医療従事者とか色々関係者に話聞いても、やはりワクチンやこういう検査体制が整ったとしても、やはり、一人一人が3密を避け、感染対策をしっかり緊張感を持って取り組む、まだそういう時期だという言葉を受けています。それを引き続き、町が率先してやっていくべきだと思っていますのでよろしくお願いします。

4つ目の質問ですが、先月、5月の26日ですかね、永田前浜のほうでうみがめ館のスタッフがウミガメ産卵の観測中に亡くなるという、非常に悲しい事故が起きました。

うみがめ館の観測事業というのは、町と環境省が共に業務委託をしているものです。当団体から町のほうに、これに対しての報告や、また今後の対策など提案があり、それについて協議しているかお尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

先月26日未明、永田の前浜においてウミガメ産卵調査の最中に調査員が亡くなるという不幸な事故が発生をいたしました。長年にわたって活動を続けられていたベテランであり、ウミガメ保護に関しては第一人者でありましたので、関係者を始め町にとりましても貴重な人材を失うこととなり誠に残念でなりません。

議員がおっしゃるとおり、町は昨年度から環境省と連携し、調査活動において実績のあるNPO法人屋久島うみがめ館に調査業務を委託しており、町はいなか浜を受け持ち、環境省は前浜を受け持っております。

また、今回の事故については、当団体からの報告は、ということにつきましては、町のほうには同日午後にくみがめ館の事務局長より電話にて報告がなされております。

今回の事故を受けまして、今後の対策ということが大変重要となりますが、基本的に現在の2人体制が大きく変わることはないものの、環境省とともに関係団体等を交え体制整備等について協議を行い、それぞれの立場において対応してまいりたいと考えているところであります。

故人のこれまでのウミガメ保護活動と地道な調査活動に対し、深く感謝申し上げますとともに心より御冥福をお祈りをいたします。

○1番（中馬慎一郎君）

故人については、本当にお悔やみを申し上げるとともに、永田集落の区議会の役員をされたり消防団の幹部をされたり、本当にこの地域活動に熱心に取り組んでいた方、そしてアカウミガメの調査にも長年にわたりという言葉もありましたが、このくみがめ館の創立者とともにウミガメの保護、調査に熱い気持ちで取り組んできた方だと思っています。

この創立者と亡くなった故人の努力で今まで続けられてきたくみがめ館ですが、昨年役員も入れ替わり、体制も大きく変わったのではないかなと思っています。

その中で、今まで屋久島のウミガメの観察ルールというのは、やはりこのくみがめ館の意見というか、そういった今までのデータに基づいて出されるそういう意見が非常に重要視されて、屋久島においてのウミガメのルールのマナーづくりに大きく貢献してきた団体でもあります。

今度新しくなったくみがめ館の組織がそういった屋久島でのウミガメのルールやマナーづくり、これからもどんどん屋久島のウミガメ観察や保護について協議していかねばいけない立場の団体が、しっかり将来性を見据えた新しいビジョンとかそういったものをしっかり持っているか、それに対して町や国もちゃんと助成をしていかねばいけないと思っています。

このアカウミガメ、県の保護条例にも指定されていたり、永田浜は2002年国立公園、そして2005年にラムサール条約に指定されています。屋久島だけじゃなくて国際的な非常に注目を浴びている絶滅危惧種であり、永田浜になっているんですが、やはりもう少し町も、そういう動物が、日本に来るアカウミガメの半数近くが屋久島に来るという話です。そういった動物を保護する、守っていくという責任の重さをもう少し持つていかなくてはならないと思うんですが、調査にかかる調査費用の関係から調査の人数も全く少ないのではないかなと思うんです。屋久島の自然保護に対してお金をどれくらい振り分けるかというのは、なかなか町の予算で賄うというのも大変なんです。例えば、ふるさと基金など、今回、前年度も3億4,000万円ぐらい集まっていますが、その中でも、

やはり自然保護やウミガメについての熱いメッセージ、コメントが募金者から寄せられています。そのあたりも踏まえて、町として、もう少し予算を増やして、この活動を支えていくという何かお考えは今のところないかお聞きします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

議員が言われましたように、この事業につきましては、以前はうみがめ館独自で調査のほうを長年行っておりました。それにつきまして、町のほうとしましても環境省のほうと連携をしまして、運営をよくするためにということで昨年から業務委託を開始をしております。

調査期間などにつきましては、期間的にはそれほど長くない期間ということになっておりまして、まあ、ふるさと納税をということの御意見がございましたが、そのあたりもちょっと検討をしながら、できればもう少し予算をつける形が可能であるかどうかも見極めていきたいというふうには思います。

○1番（中馬慎一郎君）

ウミガメの、永田でやっている観察会も含めて、生態調査や保護活動というのにやはり非常にお金もかかり人手も必要となっています。生態調査だけでも、これを2人でやっていくというのに非常に無理がある作業、夜の9時から朝方の5時頃までやり続けるというのは非常に大変な作業だったと思います。それに対して何かしらのフォローが、今まで町もしていたんでしょけれど、残念ながらこういう結果を生んでしまいました。

うみがめ館の存続やこれからの検討もそうなんですけど、やはり今、エコツーリズム推進協議会などでもウミガメの保護利用の専門部会というのが立ち上がっております。ウミガメに対しての保護活動や調査をやはり永田だけでなく島全体でやっていくべきだという考えもありまして、やはり屋久島島内に来るウミガメ全てにおいて、屋久島町のそういう保護調査、生体観測、そういったものを今後は必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、町長はそのあたりどうお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

非常に難しい課題ですけれども、島全体でということですね。私が生まれた頃から永田の浜は、地域は地域で、地域の砂浜というのか、そういうものはずっと昔からやってきたものはあります。宮之浦にしても、そういう地元の砂浜に関しては地元でやってきた。ですから、今の、それから時代は移り変わっておりますから、そういうものも含めて世界自然遺産になり、ラムサール条約に登録をされ、色んな形で色んなそういう見方を、見直すといえますか、もう一遍どうしたらいいかというときには来ているんじゃないだろうかなというふうに、今、感じております。

○1番（中馬慎一郎君）

長年やってきたうみがめ館のそういう活動も、もちろん大事で、続けていくことに意味があると思います。それをぜひ全島で取り組むことで世界中から来られるお客様にしっかりしたデータを出せるし、各国の研究機関も非常にそれを注目するのではないかと考えております。

うみがめ館が、昨年組織が色々入れ替わってちょっとばたばたしている時期ではあると思うんですが、そういったときにやはり行政のほうもしっかり中に入って指導をして、今後、このような事故が起こらないようにしっかり体制づくりして協議してほしいと思います。そのあたりは町長、そのウミガメ保護利用の専門部会が主体となって動くということによろしいですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

今、おっしゃいましたように専門部会のほうが中心となってその辺を進めてまいりたいというふうに思います。

○1番（中馬慎一郎君）

であれば、ウミガメの保護利用の専門部会に、今、島外の研究機関とか調査団体、あと大学の研究室とか、そういった方々が入っていませんので、ぜひ、そういった方々も含めて調査方法から観察会の在り方、保護活動についてしっかり協議をしてほしいと思います。課長、それによろしいですかね。

[発言する者あり]

○1番（中馬慎一郎君）

最後に町長にお尋ねします。

今出たウミガメ、永田浜の国立公園です。国が、日本の国立公園を世界の国立公園の水準に合わせ、そして、世界の国立公園のランキングトップ25に掲載することを目標とすると、この前発表されておりました。その中で屋久島も重点地域に選ばれています。その国際国立公園のランキングに入るに当たり、重点事業として、自然体験、レクチャー、入域料、あと利用者のコントロールというのが項目に入っています。これは、今、永田でやっている観察会やうみがめ館の保護活動と大体こう、もう既に屋久島がやっていることなんですよ。これをまた全体構想の中でしっかりもんで、ブラッシュアップして島内全域で取り組むような制度をつくり上げれば、国が望むこういう制度を先進地として屋久島が一步リードして、日本の国立公園を引っ張っていくというようなことも想定されます。

町長は、この国立公園の話について何かお考えありますか。

○町長（荒木耕治君）

私は、今、初めて議員から聞いて、ああ、そういうのがあるんだというふうに、勉強不足ですみませんけれども、そういう制度があるのであれば、今、言われるようにもう

既にいなか浜でやっていることでしょうけど。

ただ、今、個人で思っていることは、今、色んなことで登録をされたり色んなことをやってきましたけど、それが島で屋久島町の町民がそういう意識を持ってそれに取り組んでいっているのか、一部の人たちだけで、こう島が動いていく、そんな感が、この世界自然遺産で、もうすぐ30年になりますけど、そういう思いはすごくあります。みんな、つくるときは熱意持ってつくりますけど、それが本当にずっと続いていくのか、そしてまた、みんながそういうことでやろうかという、だから、つくことは屋久島は、今、屋久島のネームバリューであれば、何でもつくれると私は思っております。ですが、本当にむやみやたらにって、これ例えがあれですけど、そういうものをあれもこれもやっていくようなでいいのかという1つの疑問を今、持っております。それよりかも今あるものをきちっとやっていくとか守っていくとか、そういう、ですから、今、常々申し上げておりますけど、来年、再来年、世界自然遺産30年が来ます。そこで、本当にこの検証をもう一遍して、色んな、知識の先生、あるいは教授、例えば、そういう、外から見ただけじゃなくて、地元で本当にここで生まれて育って、ここで島をずっと見てきた人、そういう人たちの体験とか実際とか、その人たちが今の、じゃ、屋久島の移り変わりをどんなふうに思っているのかという、そういうことも大事じゃないのかなというふうにこの最近すごく思っております。ですから、議員のおっしゃることもよく分かります。ですから、それはそれで勉強しながら、そういうことを考えていきたいなというふうに思っている、決意になるかどうか分かりませんが。

○1番（中馬慎一郎君）

この国立公園の話は、また多分おいおいこれから色んな会議で出てくると思います。

私もやはり町長と同じように、まずはこの島の人間が、島が全体的にどう動くかというのをしっかり方向性を決めてから、こういう会議に臨まなければいけないかなと思ったので、町長のお考えをお聞きしたところでした。

今日の質問は、これで終わりたいと思います。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

お疲れさまでございます。15番、大角利成でございます。

許可を頂きましたので、早速、一般質問を行います。

さきの第1回定例議会における町長の施政方針並びに分野別施策を踏まえ、確認も含めて、まずは、農業と水産業振興関連についてお尋ねをいたします。

町長は施政方針の中で、今こそ観光に頼るのではなく、観光を活用した地場産業の振興を通じた、地域経済の活性化が求められている。地域経済に及ぼす観光業の影響は、大きなものとなっているが、観光立町を標榜するにおいても、食であったり、商品であったりといった、地域産業が輝いていなければ、地域の魅力度は上がらない、と申されました。

これまでも、私もそのことを申し上げてきましたし、全く同感であります。

そしてまた、第一次産業は本町の基盤産業でもあり、島内構造基盤の再構築のためには、必要不可欠であるので、希望を持って取り組むとも申されました。

そこで第1点目の質問です。

農業については、南部地域の振興には欠かせないと考えていることから、副町長の就任に当たっては、その旨を指示しているとのことでしたが、特にどのような事項について指示をされたのか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員の御質問にお答えをします。

副町長就任時に特に指示をしたというか、特にということはないんですけど、一般的について行政の話をしたのは事実であります。

個人的に私は農業については、父親から引き継いだ畑に、数本のポンカンとタンカンがあるだけで、あまり農業に対しての知識もありません。

そこで、本町で一番農業が盛んな集落の出身である副町長へ、農業については、先頭に立って、今感じている一次産業、特に農業の閉塞感を打破してほしいと、副町長に伝えたところであります。

バブル期と言われた昭和後半から平成の初め頃は、ポンカン、タンカンのキログラム単価も現在の2倍以上だったとお聞きをしております。

果樹の売上げが1,000万円を超える農家も数十件いたとも聞いております。

ただ、現在一部の作目で売上げを伸ばしている農家もおりますが、全体的に売上げが減少し、そのことが後継者不足を生む最大の原因になっていると考えております。

この原因を解決することができれば、後継者不足の解消はもとより、地域の活性化に

もつながることだと思っています。

副町長には、これまでの知識と知恵を絞って、関係機関と一緒に頑張って課題解決に臨んでいただきたい、という考えを伝えたところであります。

○15番（大角利成君）

特にはなかったということなのですが。町長。

約1年過ぎました。そして今、町長自ら申されたように、農業については、少し自分自身、不安もあるので、副町長のアドバイスを、言葉悪いですけど、頂きながら本町の農業振興を担いたいと、いうことのように私は受け取りました。

どうですか、1年過ぎて、色々これまで、議論もしてきたと思うんですが、以前と比べて、現時点で何か農業に対する、振興策に対する思い、考え方は変わりがございすか。

○町長（荒木耕治君）

一次産業全てにおいて言われると思いますが、すぐ1年、2年で結果の出るものではないというふうに思っています。

やはり農業というのは種をまいて、肥料をやって、大きく育てて、収穫をする。それにはそれなりの月日もかかるというふうに思っております。ただ、先程も申し上げましたけれども、農業も稼げる農家をつくらないと駄目だということは、もう基本だと思えます。

今若者が離れていくというのは、一次産業、農業も林業もそうでしょうけれども、要するに稼げる農家というか、頑張って1,000万円、2,000万円取れるといたら、若者でも、頑張ることはできるだろうというふうに思っております。

ですから今、特に私が気になっていたことというのは、尾之間に試験場があります。あそこで、要するに苗の栽培をして、いいときはですね、あそこが非常に活用されて、農家の人たちともつながりが深くやっていたと。そういうことが、もう今、私も就任時からこう行ってみますと、あそこがもうあまり利活用されていない、というふうに感じました。じゃあ、そういう、その時代は終わったのかという、終わったのであれば、終わったなりのやり方もあるだろうというふうに考えていたわけです。

それと、今、ぼんたん館の裏にありますハウス、あそこも造って長くなって、施設も壊れてですね、何かそういう感じでしたから、あそこを使って、じゃあ今、ポンカン、タンカンだけではなくて、それに代わる新しいものがあるとなれば、何をどんなふうにして作って行って、いけばいいのかということがあろうと。

今、農業についても、急速に伸びてきたというのは畜産だというふうに思っております。その当時なかった畜産というのが、大きく伸びてきたと。そして、もう一つは、お茶が、もうすぐ100町歩届くくらいのところまで、お茶の生産が、お茶の面積が広がっ

てきたということもございます。

ですから、今のこういう時代でも、やっぱり儲かるといいますか、お金になるものはあるんで、そこら辺を副町長と一緒に、彼は農家の出でもありますから、そういう農家には農家でないとわからないものもあるでしょうし、そこら辺と一緒に話をしながら、今、そういうところの整備を、今、まず手がけていったということだと思います。

○15番（大角利成君）

町長の、今、思いを聞かせてもらいました。さあ、1年過ぎました。通告は町長ですから、あえてしておりませんが、1年過ぎて、副町長、農業に対する思い、考え、よろしければ、少しお聞かせをお願いしたいと思います。手短で結構です。時間ありませんので。

○副町長（日高 豊君）

通告をいただきまして、町長とも話をする中で、議会が近づいてきて、だんだん具合が悪くなって、ゆうべも眠れなかったんですが。

この1年でどういう結果が出せているかということですけども、先程、町長からもありましたように、そんなに大きく変わることはないのかなというふうに思いますが、ただ、町長あるいは総務課長含めて、非常に御迷惑だったかもしれません、人事については、産業振興課にこれまで以上に人を配置をさせていただきました。そういった意味では、これから、どういった形でそれが機能していくのかというのが問われているようにも思います。

まず少し、私自身が、既存の農家と比べると、少し見方というか物の考え方がちょっと違っているのかもしれないんですが、それなりに現状のやはり何が問題なのかという課題の整理をしないことには、付け焼き刃でお金を入れてみても、その事業が終わったら終わりというようなことが、どちらかという、これまで繰り返されてきてしまっていたんじゃないのかなというのが、議員時代から含めて、私のそういう感覚というものがあります。

今うちの、私たちの町で、喫緊に何が問題かという、やはり一番大きなところは、環境文化村構想や、それから屋久島の憲章のこともありますが、そういった考え方と今ある一次産業のその振興の在り方というのが、どういうふうにつながっているのか、あるいは、つながっていないのか。そこをつなげることで付加価値づけというのも、進んでいくんじゃないのかな、というふうに考えることもあります。それとあとやはり、後継者不足、特に果樹につきましては、なかなか後継者が確保できないという、いない中で耕作放棄地、特に条件の不利なところについては、荒らされていくような状況もあります。そういった中で、その近隣で頑張っている農家に対しての悪い意味での影響もあるのも事実であります。

それとあと、労働力不足を補うということで、農業管理センターも長い時間、旧町の時からです。もう十数年なってきましたけども、実態的にはなかなか思ったように機能していない、というのも事実であります。それともう一つはやはり、何ていうんですかね、流通の問題もあるというふうに思っております。これまでの生産、流通のところについては、どうしても定時、定量、定質みたいな話で、ベースがあるものですから、なかなかその個人的にある種、得意な生産方法であるとか、そういうものを取り組んでいる人にとっては、恩恵がなかなか得られないような現状があるのも事実であります。

とりあえず、やはり私たちが、農業以外でもそうなんですけど、やはり基本にするところは、やっぱり、今はやりの持続可能性ということじゃないのかなというふうに思っております。

ですので、農業の持続可能性どうあるべきかなのか、とかいうそういうその課題を掘り下げていかないと、なかなか本質に届かないんじゃないのかな、というのが私の偽らざる本心のところでもあります。ですので今、今年度、先程申し上げましたように、人事のところでもお世話になっているところもあるんですが、産業振興課長とお話しする中で、お伝えさせていただいたのは、やはり今、特に果樹、私は果樹農家ですので、果樹が中心になりますけども、どうしてもタンカン1本にシフトしていつてしまっている現実があります。ただ、幾ら担い手に農地を集積しても、1戸で栽培できる面積というのには限りがあります。特に集荷期が一月しかありませんので、一月、二月ですね、一月半くらいしか実質ないわけです。そういった中で、それで1年分の収入を得るというのは、非常に無理があるんじゃないのかと。であればもう少し周期的に、これは旧町のときにも、そのフルーツアイランドだとかという話で、様々なものを入れたらどうかという話もあったんですが、なかなか現実に至っていないわけです。それは多分に多分、流通のところじゃないのかな、先程申し上げましたように、これまでは、どっちかというところとB to Bだったと思うんですけども、これからは、流通もかなり自由度が増してありますので、B to CとかC to Cとかというような流通の在り方というの、農業の可能性を広げるところじゃないのかなというふうに思っております。

ですので、ちょっと話が前後してしまうんですが、農業管理センターの在り方について、現状非常に厳しいので、特定地域事業組合をうまく活用して、それに代わるものはないのか研究してほしいということで、課長にはお願いをしております。

それともう一つは、具体的に言ったのは、先程言った流通のところ、農業に限らず、屋久島の中に手工業的に色々なものを作っている方が、いっぱいいらっしゃいます。そういったその産品、庭先でできたものでもいいんですけども、そういうのを個人が、そのECサイトで売るにしても、なかなか資本がありませんので、サイトは

開いても誰も訪れてくれないというのが現実ですので、何とかそこを行政の力で、入口の部分を担保することで、生産者が少しでも、換金できるようなシステムがつかれないかということで、課長にはちょっと研究をしていただくようお願いをしました。そういった中で、各種の農業だけじゃなく、手工業的に様々な人がいらっしゃいますので、そういった人たちの、その振興につながっていくんじゃないのかな、というふうに思っておりますので、そういったことを今、課長にはお願いしているところです。

あともう一つ、その今、各集落、多面的機能支払いの交付金の事業をやっておりますけど、それともう一つずっと続いているのが中山間の直接払いです。似たような事業なんですけども、これはもう一回精査して、本当に将来的に、農業、農村を守っていくのにはどっちがいいのかというのを、少し研究する必要があるんじゃないかというふうに今思っております。

長くなりました。以上です。

○15番（大角利成君）

今回の私の農業・水産業については、冒頭に申し上げましたように、施政方針分野別の確認作業でありまして、あまり時間は取らないつもりで自分で配分をしたんですが、食ってしまいました。

今、色々と思いを聞かせていただきました。

いずれにしても、私、南部の農家の人たちと接する機会があるんですが、いずれにしても、議員歴20年、そして農業経験者である副町長に農家は期待をしております。ぜひですね、今申し上げたことを基本に手腕を発揮していただきたいと思いますし、今申し上げたようなことを農家の皆さんへ、町の農業の基本姿勢としての考え方を、ぜひ伝えてほしい。そこが少し、私は今、以前と比べて落ちているんじゃないかな、というふうに感じたもんですから、少し確認をさせていただきました。

農家の声として、いわゆる従前、合併前と比較して、農家に対する行政の思いがいまいち伝わってこないと。また、農業関連予算も、少なくなってきたんじゃないかと、というような声をよく耳にするもんですから、町長が申し上げましたように、観光立町というのであれば、やはり、第一次産業大事でありますから、ぜひそのような方向性で進めていただきたい、ということをお願いをしたかったわけであります。

そこでなんですけど、もう簡単明瞭でいいです。私がこれまで申し上げてきた、町長先程少し触れましたけれども、支援センターの硬質プラスチックハウスの利用、あるいは旧果樹試験園の農地のあるいは施設の利活用、副町長が来て色々議論する中で、今、計画がどこら辺まで進んでいるのかというのを簡単明瞭でいいです。教えてください。

○町長（荒木耕治君）

支援センター裏の硬質プラスチックハウスは、昨年議会で予算を認めていただき、改

修を行いました。

3棟のうち、1棟は時計草の苗生産施設として準備を進めております。他の2棟につきましても、ポンカン、タンカンの大苗育苗施設として、準備を行っておりますが、タンカンにつきましても、有望とされているトロイヤースイトレンジ台木の苗自体がなかなか確保できずに、今少し時間を要することから、苗が準備できるまでの期間については、試験園に植栽予定の亜熱帯果樹の育苗施設として活用をしております。

試験園につきましても、ポンカン、タンカンのシーズン以外で収入の得られるような香酸柑橘類の検討も行っております。

昨年、亜熱帯果樹のアボカド、ホワイトサポテを植栽をしました。その他、歩行型スピードスプレーヤーの防除試験のための圃場として整備をする計画です。その他、コーヒー、サンショウ等の適応試験やポンカン、タンカンの研修園として整備していく予定です。

品目によっては、時間のかかるものもあるので、関係機関と十分に協議した上で、計画的に適正試験を実施をしてみたいというふうに思っています。

○15番（大角利成君）

私が申し上げたいのはですね、農業振興に係る、あるいは旧果樹試験園に携わった大先輩たちの話です。私はこれまで一般質問してきまして、そのことを知って、足を運んだと。「大角君、何をしているんだ」ということなんです。ですから、忙しいことは分かりますけど、もう少しスピーディーに、何かやっているんだなというのがわかるような、そういうのを示してもらいたいなど。私も大分お叱りを受けました。元担当課長でもありましたし、思いもあります。ぜひ、計画があるのであれば、早め早めに、副町長を中心に、スピーディーな積極的に取り組むことを、特に特にお願いをしたいと思います。時間がないので次に行きます。

水産業の関係についてお尋ねいたします。

確認作業ですから、答弁は簡単明瞭にお願いをしたいと思います。

町長はさきの分野別施策の中で、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、計画的な漁場の整備、藻場の造成、有用魚介類の種苗放流を行い、適切な管理による資源回復を利用した、造り育てる事業を推進しますと表明しました。行政用語ですから、私が携わっているときと全く同じようなことですが、これは致し方ありません。

そこで質問です。

漁場の整備、漁礁の件でしょうか。あるいは藻場の造成、あるいは有用魚介類の種苗の放流、これを分野別施策の中で発言しておりますけれども、さて、本年度はどこにどのような事業を実施するのかをお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

漁場の整備については、昭和54年から令和2年度にかけて、鹿児島県が事業主体となり、並型漁礁、築磯事業、大型漁礁、人口礁漁場設置事業を実施をしております。昨年は4年に一度実施できる熊毛地区広域漁場整備事業を本実施できたので、春田浜沖にイセエビ用の漁礁と空港沖にイカ産卵礁を設置をしました。漁礁整備は事業費が高額になるため、町の単独事業ではなかなか事業整備ができないので、昨年実施した熊毛広域漁場整備事業等、県の事業を活用し、これからも漁協と連携しながら計画的に実施をしてみたいというふうに思っております。

また、全国的に磯焼けが急速に拡大しており、藻場造成については、海洋資源確保のための喫緊の課題であると考えております。一昨年から、熊毛支庁の林務水産課とも協議を重ねておりますが、なかなか有効な手だてができておりませんが、本年度はもう少し協議を踏み込んで、他の地区の対策等の情報も取り入れながら、有効な対策を立ててみたいというふうに思っております。

種苗放流については、ここ数年、離島漁業再生支援交付金を活用し、北部はマダイの放流を5年間継続しており、今後も交付金を活用して実施をしております。

南部では昨年度からスジアラの放流を計画していましたが、稚魚の確保ができず、昨年度はクエの稚魚を放流をしました。スジアラの放流についても交付金を活用し、継続して実施をしております。また、イカシバによる産卵礁もこの交付金を活用しており、これからも漁業支源の確保に努めてみたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

私申し上げましたように、今年はどこに漁礁に設置するのだろうか。藻場はどこをやるのだろうか。どこにいわゆる種苗を放流するのだろうか。というのを聞いたかったわけですが、今の答弁では、何かそれは今年はないのかな、と今までやってきたことのお話だったかなというふうに感じました。それはそれで、確認作業ですからいいとして、これまで今、町長申し上げましたように、漁礁を設置し、藻場造成をし、種苗の放流、貝の稚魚の放流とかやってきたと思うんですが、どうなんでしょうか。今もその漁礁への集魚の状況、あるいは藻場の着生、あるいは生育状況、あるいは稚魚の放流、とあるんですが、そういう追跡調査というのは、熊毛で一緒になって、あるいは屋久島漁協さんと一緒になって実施をされているんでしょうか。そのことを少しどうなんでしょう。

○町長（荒木耕治君）

たびたび議会でも言われますけど、追跡調査はやっておりません。県と郡とも一緒ですね。それは、水深の浅いところはそうですけれども、水深の深いところ、60メートルから100メートル、100メートル以上というところに漁礁を入れても、そこにはなかなか調査が行き届かない。しかし、確実に数年すると魚はついております。私も船に乗り

ますから、漁礁の入れたところ、なかなか公表をされないので、あれですけども、専門の漁師の人たちは、何年か後にはそこでやはり漁をしているというふうな話は聞いております。

○15番（大角利成君）

町長、漁にも行かれるんで、よくお分かりだと思うんですが、水深が深いところはなかなか追跡調査は難しい。でも、追跡調査といっても、場合によっては漁師の声を聞く、水揚げの実態を知る。このことも一つの方法だろうと思うんですよね。今、どうなんでしょうか。漁師の方々から、漁礁もう少し増やしてほしいとか、もう少し藻場の育成に取り組むべきじゃないかとか、そういうような声は課長、聞こえてきませんか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

漁礁については、すぐすぐにはできないということを漁師の方も認識されていまして、特に喫緊で急いでくれという要望は上がってきておりません。ただ、藻場についてはですね、全国的な問題で、磯焼けが進んでおりまして、熊毛支庁の担当とも昨日も実は担当同士では協議をしておりましてけれども、なかなかやはり原因が分からないということで、今、種子島のほうで、試験的に藻場をやっているところが1か所あるということで、昨日、情報を得ましたので、また、担当のほうもそこに出向かせて、どういう状況なのかというのを研究をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（大角利成君）

いずれにしても、私これまでずっと申し上げてきましたが、観光に来た人が屋久島で地の物をおいしく食べて帰っていただく、これが一番だと思いますので、町長ぜひ、農業・水産業これまで以上にまた力を注いでほしいなど、このことを申し上げたかったわけでありまして。

時間がないので、大きな3点目の子育て支援対策についてお尋ねをいたします。

学校給食費のいわゆる小学校、中学校の保護者負担額の軽減についてであります。

熊毛1市2町と比較して、私は少し本町は高いのではないかなあというような気がします。いわゆる町の支援の方法が違うので、一概に比較はできないとは思いますが。

町長、学校給食費、小学校、中学校、同僚が高校生の分についても、後もって触れるようですが、学校給食費の保護者負担軽減という観点から、町の今の助成額を増額する考えはないのかお尋ねをいたします。

○教育長（塩川文博君）

大角議員の今の学校給食費の補助の件について、私のほうからお答えしたいと思いません。

令和3年度の給食費の現状ですが、小学生が月額4,500円、中学生が5,600円ござい

ます。そのうち、保護者の負担はそれぞれ小学校で3,150円、中学校で4,000円となっております。こういう状況で町の補助金の率が約30%です。本年度の補助金の予算総額が1,618万1,000円となっております。

現在、こういうコロナ禍の中でございます。苦しい家計の状況も理解はできますけれども、児童手当の拡充でありますとか準要保護の認定、ひとり親支援など、別の制度での支援が行われていることもございますので、現在のところ一律の補助金の増加は厳しいと考えております。

なお、令和2年度に食材、米とか麦、牛乳等の値上がりに伴う給食費を値上げをいたしましたけれども、それに対しましては町の補助金で賄うことといたしましたので、現在のところ町の考えとしては、負担がさらに増えないよう物価上昇分については、町の補助金での対応を今後も検討したいと考えてはおります。

以上です。

○15番（大角利成君）

財政を担う町長の思いを聞きたくて、私は町長に通告したところだったんですが、私も色々聞いてみました。

間違いでないと思うんですが、それぞれ電話で問い合わせました。南種子町は私は小学校、中学校全額町費負担というふうに聞いています。西之表市、1子目だけ負担、2子目以降は全額町費負担というふうに聞いています。中種子町、たしか中学校で1食60円、小学校で1食40円の補助だったかに記憶をしていますが、うちも先程ありましたように、わが屋久島町も支援をしています。

が、一概に先程申し上げましたように比較はできないけれども、まあ相対的に見て、我が町少し熊毛の1市2町と比較して、町の助成額が少ないのかなあという思いをしたものですからお尋ねをしました。

町長は、施政方針の中で2020年度にいわゆるブランド総合研究所ですか、そこが発表した市区町村魅力度ランキング、屋久島町は全国1,000の中でたしか18位という結果で喜ばしい限りであります。残念ながら数年前と比較して順位を落としていると、特に居留意欲度においては、他の地域と比べて大変厳しい評価をいただいておりますので、離島というハンデも影響するところありますが、どこに問題があるのかしっかり検証をし、その対策が求められる。このように述べています。

子育て支援の一環であります医療費助成につきましては、本年度、子ども医療費助成制度として対象者を高校生まで拡大し、新しい取組もスタートしてございます。若い世代が居住することで人口増にもつながります。若い特に女性の方が住んでみたい、住みたいと思う屋久島町でなければ、これからの人口増あるいは人口の維持は厳しいと思うんですが、そのような観点からも私は学校給食費の町助成額の増額について、ぜひ検討

してほしいと思うんですが、町長、町長の考えはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

子育て支援については色んな支援策があります。

まあ給食費だけとって1市3町比べて高い安いというても、全体的に子供に対してじゃあ町がやっていることがどうかという、総合的な評価もしてもらいたいなという思いもあります。ですが、今、子育て支援はそういうことで、今、材料費が上がった分は町でも見てきましたし、色んな形で子育て支援についてはやらなければいけないということは十分、議員と一緒に認識はしておりますので、また財政ともちょっと内部で色々協議をして、早い機会にそういうことができるようになればいいなという努力はしたいと思えます。

○15番（大角利成君）

ほかの部分でも劣っているというふうには私は考えていないし、当然わが町のいいところもたくさんあります。

私も議会に籍を置くようになってから、これまで以上に町民との接する機会も増えてきました。特に、最近若い子供を持つ父兄の方々と、月5、6日の朝の交通指導の立哨でお話をする機会もあります。色んなことを聞かされます。その中で、色々また私も考えさせられるところもあります。

議員として、どうあるべきかと、どう町当局に対して要請をしていくのかということも考えさせられます。そういった意味で、若い人が住みやすいそんなまちづくりのために、このことを検討してほしいなあとということで、今回、通告をしたところでございますので、今日のこの件については、当初に町長の考えを聞いて、そして教育委員会に振ろうかなと思ったんですが、逆になってしまって少し頭の中が混乱しておりますけども、ぜひ、若い人が住みやすいまちづくりのために、このことを少し検討してもらえればと思うところです。

時間調整を後任の方と調整しながら、できるだけ早く終わろうということで考えておりますので、最後のふるさと納税の件についてお尋ねをします。

御承知のように毎年ふるさと納税という形で、色んな方面から多額の支援を頂いております、感謝に堪えないところであります。この場を借りまして、皆様方にお礼を申し上げます。

そこでなんですが、私自身もよくこれまで勉強不足といいますか、情報収集不足でありました。町のホームページとかそういうのを開けばこう出てくるんでしょうが、私がそういうものに少し疎いもんですから、あえて私は今回、このことを質問をいたしました。

私と同じように、そういうIT関係にあまり得意でない人、私が質問することで議事

録となり、あるいは議会だより等で文字となって、町民の人が少しでもこのことについて知り得ていただければありがたいなあと、そういう思いから今回質問いたしました。

今、色んなことをすると行政の放送でもそうですが、詳しくは町のホームページで御覧ください。こういう放送ばかりであります。そこでなんです、色々と聞き、私も調べたんですが、ああ、こんなにもたくさん支援を頂いた方への返礼品はあるのかということが分かりました。

そして、またその中でどんなやつが一番人気があるんだろうかと、このことを町民の皆さんに分かっていただくためにも、あえてここで質問をいたします。

返礼品はどの程度で、人気がいいのはどんなやつが人気がいいんでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

ふるさと納税については、まず担当の職員を今現在、非常に頑張っているということで私は大変評価をしております。

私が当初1億円足らず、始まった頃にふるさと納税が1億円行かないときに、3億円を目標にやれと指示をしまして、それで一生懸命担当が頑張って、今3億円を超えるぐらいのところまで来たということで、いやまだ上を見れば切りがありませんけれども、まず着実にやっていくということで、あまり担当職員は褒めませんが、これだけはここで一遍褒めて、後、5億円でも10億円でも目指してもらおうと思っています。

地元産品による返礼品の種類増加や体験型の返礼品の開発、効果的な広告を打つことにより寄附額も増加をしており、町にとりまして大変喜ばしい限りであります。

1点目の屋久島町ふるさと納税に係る返礼品につきましては、ホテル宿泊券、屋久杉製品など高額なものを始め、三岳、水ノ森などの酒類、ポンカン、タンカン、パッションフルーツなどの農産物やトビウオ、カメノテ、磯物など海産物を含めまして現時点に応じて流動的ではありますが、現在総数としましては600以上となるものであります。

その中で、これまで多く選ばれているものとしましては、1番から4番までを焼酎三岳のセットが占めております。5番目にタンカン、6番、7番目も三岳セットとなっております。

以上です。

○15番（大角利成君）

分かりました。

非常に多い産品が、屋久島の返礼品として返されてきたことが、私も分かりました。そして、やはり今のお話ですと、焼酎がやはり断トツかなというのも分かりました。

要は、島民がこのふるさと納税のよさ、価値観、お世話になっているその内容を、私はあまり理解していないんじゃないかというのがあるものですから、内容をよく知らない

んじゃないかと。

例えば、2億円来ます、その半分は大体お返しとか、それから手続上の経費となって、その半分くらいは町の財源になってこう使われると、そのようにシステムがなっているよ、そして、その半分の返礼品のほか、事務手続経費も要りますけれども、島のいわゆるその産品が出ていって、そしてそのことで経済が潤っているんだよということを、いま一度、何か何らかの方法で私は町民に知らしめてほしいなと、私だけがそれであればそれにこしたことはありません。私はどうもよく御存じでない人があるんじゃないかなあと、こう思うもんですから何らかの形でそれをやっぱりPRして、そしてふるさと納税でこだけお世話になっているよ。そのうち、こだけお返しをして、それでいわゆる焼酎会社とか、色んな農産物とか、それで農家も潤っているという、経済が回っているんだよということを、ぜひ町民の皆さんにお知らせする、そういう情報提供の場をつくってもらえないかと思うところが1点であります。

で、最後になりますが、町長が申し上げました、非常に職員も頑張ってくれている。その中で我が町は鹿児島県の中で、私も新聞で見て大体分かっているつもりですが、大体人口1人当たりにしたときに、このふるさと納税が県内の自治体のどこの位置ぐらいに我が町はあるのかということ、町民の皆さんにはやっぱりもう1回お知らせして、その認識をしていただく。このことが大事なあとと思ったもんですからお尋ねをするところですが、どのような位置にあるのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

国勢調査で令和2年度ができていないもんですから、その前の平成27年の国勢調査の人数で算出となりますが、町民1人当たりには換算しますと2万4,775円になります。他の自治体と比較しますと、寄附額に差はあるものの県内で14番目に高いものとなっております。

○15番（大角利成君）

私が想像していた中間から少し上かなあというのは思っていましたけれども、そのような状況のようであります。皆さんに多方面から支援を頂いて、我が町も大変助かっています。

また、町長、先程ありましたように、職員を褒めたたえて、そして満足せずに、私は4年前の自分の選挙のときにも申し上げたんですが、この屋久島の知名度ということからすると、まだまだ私は伸びると思います。満足せずにもう少し上位を目指して頑張るように、激励をしていただきたいということをお願いして、私の今回の質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩いたします。14時35分から再開します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時35分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に13番、岩川俊広君の発言を許します。

○13番（岩川俊広君）

13番、岩川俊広でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の流行も2年目に入りました。緊急事態宣言の継続で、徐々にではありますが、感染者も減少に向かいつつあるようですが、変異ウイルスの国内への流入で思うように進んでいないのが現実ではないでしょうか。

諸外国の例を見ると、ワクチン接種が進んでいる国は、感染者が急激に低下しているようです。国内においては、医療従事者、65歳以上の高齢者と、接種を進めてきていますが、企業や大学での接種も始まるようですし、自衛隊の大規模接種も始まっているようです。

企業や大学での接種が進んでいくようになると、目標としている1日100万回接種に近づいていくものと期待したいと思います。

我が町においても、65歳以上の高齢者の2回目の接種も既に始まっており、接種希望者全員の早期の完了を願うのみであります。

それでは、質問に入ります。

今回は、1、防災対策について。2、屋久とろの生産、加工について。3、観光振興対策について。

以上、3点について質問いたします。

まず、防災対策についてであります。屋久島町は、宮之浦のなごりの松原、永田の中地公園の松原、永田の前浜の松原、栗生のみやまの松原など、集団的に存在する松林については、保存していく方針ですが、今後の保存対策と、充当する財源についての町長の見解を伺います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩川俊広議員の御質問にお答えをします。

令和2年6月定例議会でも答弁をしましたが、島内全体で松くい虫の被害は拡大をしております。すぐに効果のある対策はありませんが、これまで景勝松林に指定されてい

る地域を中心に、樹幹注入による防除、伐倒による駆除を実施してきました。今後も同様の対策を実施をし、松林保全に努めてまいります。

財源については、県の補助事業等を活用しながら、できるだけ一般財源に負担のないよう実施をしてみたいと考えております。

前回の樹幹注入は、地域振興事業が活用できましたが、今回から地域振興事業では実施ができなくなりました。永田の中地公園や、宮之浦のなごりの松原については、景勝地、観光地、レクリエーションの場等に欠かすことのできない松林であり、防風、防潮、飛砂防備、水源涵養のほか、海岸の景観の保全や、森林、公園としての機能など、町民生活にとって重要な役割を果たしていますので、国から交付される森林環境譲与税が活用できないか、現在、確認をしているところです。

また、伐倒処理については、前年度から鹿児島県補助事業の里山林等保全管理促進事業を活用できることになり、令和2年度は、例年の約3倍の事業費、約1,000万円で事業を実施をし、主に、枯損木の伐採、搬出処理を行いました。

今年度につきましても、昨年度並みの事業を要望をしており、引き続き対策の強化を図っていく計画です。今後できる限り、財源負担のない、有利な補助事業を検討をしてみたいというふうに思っております。

○13番（岩川俊広君）

町長の答弁を頂きました。この松くい虫の防除に対しましては、松くい虫にやられた分については、既に伐倒処理をしなくちゃいかんというのがありますから、これは毎年そのような形で、やるしか方法はないのかなと思います。

これを保存していくためには、やはりこれまで無人ヘリによる薬剤散布と、それから樹幹注入によって、この保存対策を進めてきたわけですけども、やはり、この松林というのは、各地区が思いを持った、それで後世に残していきたいものでありますから、やはり町当局としましては、その思いを酌んで、やはり適当な防除作業をして残していくてほしいと思います。

財源についてですけども、町長の答弁にありましたように、県の振興対策、この事業、これの補助を受けて2分の1でやっていたんですけども、令和2年から県内一円でこれが廃止になったということで、やはり今後は一般財源に頼るしかないのかなということになりますけども、先程、答弁がありましたように、森林環境譲与税、これは交付金だと思いますけども、これを活用できれば、これを充当して一般財源と一緒に、対応していくということだと思いますけども、やはり自主財源に頼っていくのも非常に町としても大変だと思いますので、例えば、全国に色々なこういう松林があるわけです。そういうような松林は、どのような形で保存されているのかなというのがありますけども、国の管轄で、例えば各地の名所といいますか、そういう松林を残していく事業なんかとか

ないのかなと、ちょっと調べてみたんですけど、国の事業にも景勝松林保存対策事業と、そういうのがあるんですけども、ただこの採択要件が、天然記念物とか、有形文化財とかそういうのに指定された分でなければ対応できないということで、これはもう、これを利用することはできないということで、ちょっと調べてみたんですけども、該当しませんでした。

であれば、やはり単独でやるしかないんですけども、その森林環境譲与税、これは森林を要するに森林の環境を守っていくといいますか、そのための税でありますから、やはりこれは活用できれば、それにこしたことはないわけですし、例えばその利用をするにしても、多分そういうことに使うのであれば制限はされないんじゃないか、利用できるんじゃないかと思えますから、そういう方向で進んでいってほしい、そう思います。

島内で集団的にある松林の中に、栗生のみやまの松がありますけども、このことについて、ちょっと触れていないようでしたので、松くい虫の被害で、町長、相当の被害を受けています。それで、見てみると樹幹注入するような松が残っているのかなというような気がします。担当課長でもいいんですけども、このみやまの松原について、残存松ですか、そういうのはどれくらい残っているのか、ある程度、そういうような防除作業をしなければならぬような状況なのかどうかということ、わかりますか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

栗生の松林につきましては、令和3年度から2、3年かけて、県のほうが事業主体となりまして、保安林緊急改良事業というのを実施することにしております。

これにつきましては、事業内容としまして、昨年度まで、この里山林道保全管理促進事業で伐倒をしましたので、その残りの伐根、それから潮に強い広葉樹、ハマビワとかそういったものを植栽する、あるいは地元のやはり松を植えてほしいという要望もありますので、こういうものを植栽するようにしております。

現在、海岸線の土手の部分につきましては、松くいでかなり枯れ込んでいるんですけども、その種から落ちた幼樹が人の高さくらいまでは、物によっては成長しておりますので、これらの防除も合わせてやりながら、その松林だけではなくて、先程申しましたように広葉樹も含めて、砂なり、塩を防ぐような形で機能を持たせて整備をしていきたいというふうに考えております。

面積につきましては、大体70アール余りというふうになっております。

以上です。

○13番（岩川俊広君）

今、課長から答弁いただきましたけども、あの松林も、やはり栗生地区にとっては、非常に大事な部分だと思います。その防災対策、防風対策のためにも必要な部分ですから、何とかこれを復元していってほしい、そういう思いがあります。

今の課長の答弁の中で、これは防除対策じゃなくて、要するに再生するための対策だと思いますけども、今年度から3年間かけて植栽をやるということです。この再生に向かって、やはり取り組んでいただきたいと思います。

この松は単独でやってもなかなか育ちにくい、というのはあるかもしれません。というのは、永田の前浜、あの松林が全滅になったときに、植樹をしたんですけど、これもグミとか普通の雑木と混交林でやって、あれだけのものになった。それで、あと間伐して、これを何回かやって、今のようないい松林になったということがありますから、ひとつ、そういう先例もありますので、ちゃんと対応していただきたい、そう思います。

それでは、2番目に移りますけども、永田の中地公園脇の県道沿いにある松並木は集落の防災上必要な保全すべき松林、いわゆる高度公益機能森林に該当する松林だと思いますが、今後の防除対策をどのように進めていく考えか、町長の見解を承ります。

○町長（荒木耕治君）

中地公園と、川を挟んで位置する県道沿いについては、中地公園の松林と同じように景勝松林に指定をして、樹幹注入ができないのか、県にも問合せを行ったが、面積要件、県道敷である等の地理的要件等から、指定はできないという回答でございました。

永田区では集落の浄財を用いて、令和2年12月に樹幹注入を実施をしたと伺っております。今後、5年程度は大丈夫と思われませんが、その間に防砂林として機能を回復させるため、松以外の樹種の植栽、残された松の被害軽減対策を検討し、実施をしてみたいと思います。

また、中地公園だけの防除では、被害を防ぐことはできないので、影響を及ぼすと懸念される近隣の枯れ松の伐倒処理も含め、全体的に捉えて、防除を実施をしていきたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

確認しておきたいんですけど、今の答弁で、町長、要するにその県道沿いの松林は中地公園と一帯として松の防除作業をするんじゃないかと、雑木等を一応、植栽をしてやるということなんですか。ちょっと、そこを確認しておきます。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

当初は、中地公園と同じような形で、松林の一部ということで、取り込んで実施ができないかということで検討をしました。

ただ、敷地が川を挟んで離れているということ。それから、もともと県の所有地でありますので、雑種地になっております。そこに集落のほうでこれまで、植樹を行ってきているところだということがありますので、県の補助事業を県の敷地に入れるということとはできないということで、そこは町のほうで何とか対応してくださいという県からの回答もありましたので、松の植栽をすぐしても、大きくなるまでに非常に時間がかかり

ますので、町としましては、当然、松を植えてほしいという希望はあると思いますので、松と同時に、ほかの樹種も検討しながら、機能を損なわないような形で砂、防砂ですね、それから防潮、潮を防ぐような形で、整備ができたらいいなというふうに思っておりますので、これにつきましての財源は今のところ具体的に、これを使いますということは今現在、示せませんが、集落のほうで、昨年12月に樹幹注入もしていただいておりますので、その薬効が切れるまでの間に、しっかりそういう財源も含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○13番（岩川俊広君）

今もまだ、ここは松が相当残っているんです。ほかの雑木を植林したりとか、あと、松を追加でしたりとか、ほとんどないんです。何本か枯れたんですね。ここ2、3年で、2、3本枯れてきて、それを伐倒して駆除しました。

しかし、残ったやつをどうしても残したいということで、地区は、自力といいますか、先程、課長が言われたように、これは要するに県知事、町長は保存すべき松林であるというふうに指定した分じゃないので、県費が事業に導入できないということだったですから、地元はやはり自分たちの財源でやるしかない。

1回、樹幹注入したら、少なくとも4、5年はもつわけですから、だから今回はどうしてもできない、それは十分分かりましたから、じゃあやらないといかんということで、区の乏しい財源の中から捻出して、これは防除したわけです。

あそこは、40本ぐらいあるんです、松の木が。これはもう5、6本枯れていますけども、しかし、財源ないものですから、はっきり言って31本の松に54万円かけて防除したわけです。

それで、これはある程度何年か有効ですから、もつわけです。そうすると、あと、残った分について、松を植林するとか、その雑木を植林して、町長、ここを維持するということが別に必要ないわけです。あと、4、5年後にどうするかということなんですけども。今年、令和3年度です、この中地の公園の樹幹注入と、なごりの松原の松の樹幹注入、今年するはずです。

そうすると、令和3年ですから、令和7年度、4年後に次はするわけです。そうするとそのときに、地元としては中地公園の場合は、中地公園の松と、この地元が何とかして残したこの松を一緒にできないか、ということです。

課長の答弁の中に、要するに県はここへ、そういうような指定された部分じゃないので、県道の敷地でこれも松林については保存すべき松林ではないということだから、事業を使えない、県費を使えない、ということなんですけども、これは県内では使えないわけなんです。事業がなくなったわけだから。これはだから、次回は町はどうするかと

ということなんです。

町は4年後にはですよ。だからこの分は実は土地は県の所有地なんだけども、地元の災害対策のために地元が植林した松は残っているわけで、これを中地公園の松と一緒に保存してほしいというのが地区の願いなんです。

ということは、これは土地は県なんです、その部分は関係あるんだけど、事業自体については基本、一切関係なくなるわけです。町がやるわけです、次は。町の単独事業で防除作業は、樹幹注入の事業は、やらなければならないになりますから、町長の判断で、ここは保存すべき松林ですよということを指定をして、以前、指定された中地の松林の公園と一緒にしてほしいと、4年に1回、オリンピックじゃないんですけど、4年に1回の作業ですから、ということなんです。

県も、若干関係あるんですけども、その金の出どころというのは、県の事業を導入するわけじゃないので、ちょっと違うのかなという気がするんですが、ちょっと、どうですかね。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

町として、そこをどうしても守らなければならないということになれば、当然県の事業でできないとなれば、町のほうとしても実施をしていかなければいけないと思いますけれども、しばらく時間がありますので、そこら辺は今後どうしていくのか、当然、集落としては、そこを保存してほしいという要望が上がってきておりますので、そこら辺も勘案しながら、先程言いましたように、森林環境譲与税とかそういったものは活用できるのかどうか、そういった財源も含めまして検討していきたいと思います。

○13番（岩川俊広君）

町長、この問題、要するに最終的に町の単独の事業でやらざるを得なくなると思うんです。なごりの松原もそうですし、中地の公園もそうです。その町の一般財源の中で、町がいわば単独でやらなければならない、なってくる。その財源として、一般財源もそうなんですけど、その森林環境譲与税です。それも一般財源のようなものなんですけども、これが利用できればこれを利用する。そうすると、後は、これは町長の判断だと思います。4年に1回、約60円万近くの金がそこにプラスされてくる、1年で割ったら、15万円ぐらいのこれでその防風対策をして進めていこうということを考えれば、そんな重い負担ではないと思いますから、町長、ここは、まだ4年ありますから、これはもう、1回済んでいますから、去年12月にやりましたから、ちょっとそのことを十分受け止めて考えていただきたいと思いますが、町長、答弁して次の質問に行きます。

○町長（荒木耕治君）

4年先はどうなるか分かりませんが、現時点ではそういうことは、やれるものは残していこうと。永田の地元の熱意も酌まなければいけないので、ちょっと時間が

ありますから、環境譲与税も含めて、何かいい方法を内部で検討していきたい。

○13番（岩川俊広君）

それでは、次に移ります。

永田前浜の松原、これ千本松原と言われていた場所ですけれども、松くい虫防除対策として無人ヘリによる薬剤散布を行っていますが、数年後には無人ヘリによる薬剤散布が不可能になってくるようです。今後の防除対策をどのように進めていくのか、町長の見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

前浜については、毎年、無人ヘリにより航空防除を実施をしておりますが、ここ数年、松の樹高が伸びてきており、高所作業車での作業が難しくなりつつあります。

関係機関とも協議を行ったところ、植栽密度が高いため、松が上にしか伸びなくなっており、間伐が必要との意見を踏まえ、適正密度の間伐を行い、枝を横に伸ばすことで、樹高の伸びを抑制することとし、将来的には中地公園の松林と同じように、樹幹注入による防除を検討してまいります。

他の地区同様、景勝松林は将来にわたって守っていくべきものと考えますので、有効な事業を活用し、松林の保全を図っていきたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

ただいま、町長の答弁にありましたように、松が結構、密植されていまして、本数も相当まだ多いんです。それで木の形が松じゃなくて杉みたいになって、それで結構伸びも早いんですけど、言うように無人ヘリを高所作業車を使ってやっているんですけども、どうも何年かすると、その高さの問題があって、高所作業車によるその薬剤散布ができなくなるということで、今、答弁にもありましたけども、樹幹注入に移行する、その方向で進めて行ってほしいなど。地元もそのような思いを待っていますから、それでいいほしいと思うんですけども、何分、先程申しました千本松原と言われていたんです、あそこは、千本松原。実際、千本なくて、七百数十本とかで、直径もすごく大きな松があって、これ、全滅になったんですけども、だから言うように53年から55年くらいに植栽されているみたいですけど、相当な本数を植え込んでいるんです。それで、その中間伐といったときに相当、中も間伐して、透かしてしているんですけど、まだまだ今でも多いわけです。それで、中の間伐を進めて、その樹幹注入をするような形に持っていく必要があるということなんですけども、実は今年度、当初予算の中に、この永田の前浜の整備の保全委託ということで、60万円計上されています。

例年、この整備は30万円ぐらいで、ずっと地区に委託して、これを中を整備しているんですけども、倍額に委託料になっていますけど、多分これは、その将来に向けて、中を間伐して整備していくというような事業費に充てるための増額かと思えますけども、

そのような形で、担当職員がしていると思います。

一応、今後もそういう形でひとつ、数年後に向けて中の整備を進め、適正なその松の本数を維持して、なかなか財政負担もかからないような、少なくなるような形で進めていってほしいと思います。以上、要望しておきます。

それでは、次に移ります。

屋久とろの生産・加工の現状はどのようになっているか。また、加工場の敷地、建物等の使用契約は、どのようになっているのか伺います。

○町長（荒木耕治君）

本町の令和2年産のソロヤムの作付面積は165アール、生産量は3万385キログラムでした。

昨年度までは、在庫の関係で作付面積の調整が行われておりましたが、令和3年産の作付面積は少し増えると報告を受けております。

加工場の物件については、屋久とろを加工する農産物加工施設、山芋を貯蔵する恒温恒湿貯蔵施設が2棟あります。これらの施設については、使用貸借契約により、業者が屋久とろを製造する施設として、無償で貸付けを行っております。

物件の維持管理については、リスク分担表に基づき、負担割合を定めて対応しております。

○13番（岩川俊広君）

この屋久とろですけれども、旧町時代にソロヤムという原料を加工してとろろにして、それを製品化したのが屋久とろですけれども、旧上屋久町がその技術的なこと、要するに変色しないとろろです、普通の。そしたら、変色するのはあると思いますけど、変色しない屋久とろをちゃんと製品化したのが屋久とろで、これ、島内の農産物の中で、そういう技術を持って独自で開発したのは、屋久とろだけだと思うんです。多分ないと思います。そういうような形で旧町時代からその製法を守ってきて、一つの事業化してやってきた。

しかしながら、自前でやることを諦めたと思うんですけど、タカラバイオがやって、現在、シオノギヘルスケアという会社がやっていますけれども。シオノギヘルスケアが引き継いだときに、答弁にもありましたけど、在庫やっぱりちょっと抱えていたみたいで。それで、ここ数年、シオノギに替わってから在庫も減ってきて、今年度から面積も増やして20アールみたいですけど、増やして一応生産量上げようということで取り組んでいるみたいです。

町長には、この新聞の広告のちょっと届けましたけども、これ全国紙に、これ町長のと僕別なんですけど、全国紙に広告を打っているんです。だから今これ、全国2社ですけども、多分ほかの全国紙のこういう形で、広告打っていると思うんです。そうすると、

190万食も突破している。これ何で当初からか、いつからか分かりませんが、もう取りあえず、190万食はなんか製造して販売していると思います。

それで、いい値段だなと思うんですけども、80グラムのやつを15袋で一梱包して、これを販売しているんですが、結構いい値段なんです。

だから今、シオノギヘルスケアという企業が受け継いでやっていますけども、やはり急激に業容を拡大するとか、そういうようなことは多分できないと思うんですけども、こういう形で多分やる気が出てきているんじゃないかと思うんです。

面積も増やして生産量増やして、そしてこういうふうにならざるを得ないという状況から、大分よくなってきつつある。あるいはよくなりつつあるを見越して、この事業を展開しようとしているんだなということを感じるんです。

この契約更新のことで、ちょっと一般質問に出していますけれども、これ契約書で3年契約で22年の3月までこの契約残っていますけども、今、契約内容をちょっと話されましたけども、一応、施設を使ってやるわけですから、色々な故障が出たりとか、経費が結構かかってくる場面が出てくるとは思いますけど、軽微なやつはこの企業で多分やるような契約になっていると思うんです。そういうことやっているんですけども、多分2年ぐらい前の台風のとて建物に損害受けまして、その費用は多分町が出してその修復したということ、多分だったと思うんですけどもそういうことも。

実はこの来年の3月は契約期限になっていますから、町としてはやはり普通の管理じゃなくて営利目的でやっていることですから、ある程度は企業が負担してやるべきじゃないかと思うんです。そしたら、業績が悪いときはなかなか難しいと思うんですけども、どうも徐々によくなっていくんじゃないかと思えますから、契約時にはやはり町の負担を極力少なくするような契約の結び方というか、そういうのをやっぱり進めていく必要があると思うんです。

そういう思いがあってこの一般質問したんですけど、町長、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

契約更新時には、今、議員が言われたようなことを参考にしながらやりたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

そういうようなことで、やはり町内の中にある一つの企業ですから、ちゃんと育ててほしいわけですし、そのことによって農家も助かるわけです。

今、多分8名の農家がここに関わりを持っているみたいですが、価格も通常よりも町が無償で貸付けしているということで、普通の単価よりも上乗せしたい形で農家さんも潤うような形になっていると思いますから。

しかし、そうは言っても町の負担がなるべく少ないほうがいいわけですから、そうい

うような方向でやっていただきたいと思います。

先程のふるさと納税の話がありましたけども、令和2年度に3億4,000万円ぐらいの恐らく、納税の寄附金が集まっていますよね。その中で先程、町長の話にもありましたけども、3億円を達成するとやっぱり欲が出てきました。次は5億円と、10億円になるわけです。町長はこの、多分本会議の中だと思いましたが、5億円という目標を持ってやろうということをお話していました。納税額を増やすということは、それだけ要するに、商品がメニューが一つでも多くなくちゃいかんと思うんです。

ふるさと納税のされる方は、やはり返礼品のあって、それを求めてする人が大部分みたいです。純粋に寄附をする人もいますけども、言えば割合は少ない。どちらかというと返礼品を求めてする寄附者のほうが多いわけですから。そうであれば、やはり屋久島町の特産品を多くそろえて一つでも、するのがいいのかなと思います。

寄附される方も、やはりちょっといいのあればそっちに目を向いて、寄附をされるということになると思いますから。

それで、先程言いましたが、この屋久とろは屋久島町が持つ唯一の農産加工品だと私は思います。ですから、これをふるさと納税の返礼品としてやっぱり取り扱えるように、その契約時点においては企業とも話を進めてやっていく必要があると思いますけど、町長、いかがでしょう。

○町長（荒木耕治君）

ふるさと納税、一番増やす一番の近道は、議員の皆さんも行政視察に行かれたと思いますけども、今、中間に水迫牧場という農場がある、牛肉です。

今、ふるさと納税は、先程14番目と言いましたが、高いところは牛肉とウナギです。あの返礼品が一番人気があるのは。

ですから、私も数年、ふるさと納税が始まったとき、これ増やすには今議員が言われるように、やっぱり返礼品目的です。それで、どうしても屋久島牛というブランドのものを作りたいという思いから水迫さんと話をし、ちょっと遅れていますけども、もう本来なら今頃は屋久島牛が出ていてもおかしくないときだったんです。そうすると、5億円も夢ではなかったのかなというふうに思っていますけども、やはり牛肉が一番のあれです。お米とかもそうですけど、そういう。

ですが、今ないものを言ったってしょうがありませんので、今現在、議員が言われるように、この屋久とろというのがあります。私も友人とかに送ったりします。非常に喜ばれます。これ、イモもらってむいたりすると、手がなんかしたりして、何か食べたいけれどもなかなか生のままではやれない。だけど、あのパックにして少しずつやれるんで、これ非常にありがたいというふうに言われて、知人からも何人もそういうことを言われた記憶があります。

ただ、あんまり屋久島にそういう物があるというものが、まだ知られてないというのもあります。

ですから、ふるさと納税の返礼品の業者につきましても、資格とかそういう要件は全くありませんので、どなたでも参加はできます。ただし、お礼の品の要件といたしましては地方税法第37条の2第2項第2号に基づき、総務大臣の定める9つの地場産品基準に適合するものとなっております。

これまで返礼品事業者につきましても、町からのアプローチに対し前向きなケースもあれば、消極的なケースもあるなど様々であります。

今回の件につきましても、屋久とろを取り扱っている業者よりお話があれば、町としましては特に問題はないということでありますので、まず町からそういう話をしてみたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

町長、取り扱っている業者から来るのを待ったら、話が進まないんです。今町長言われるように、こちらからやはり。

これは上屋久町の施設を貸してやっているわけですから、町から、やはりそういうのを出してくださいよと、それぐらいのことは協力してくださいよと、こういう形でやっぱりやる必要あると思います。

屋久島町の、このふるさと納税を取り扱っている、今度は仲介業者です。JTBなんかです。僕もちょっと会に出たことありますけども、ちょっとでもいいからとにかく品物、メニュー多くしなくちゃいかん。だから、加工品でも何でもいいですから島内にあるやつを何でも利用して、それは数量は少なくてもいいんです。限定すれば、逆にそっちのほうが必ず寄附される方が目にとどめて、そちらに行きますよということ言われますから。ここはこちらからやっぱり行かんと、向こうは来ないかもしれない。今度はこのような広告を出してしているわけですから、逆に広告料は要らないし、こんないいことないですよ、出品する側にしては。だから、それ積極的にやっぱりやったほうがいいと思います。

それは量的にはその数量はそんな限定されるかもしれませんが、それが一つ一つの積み重ねですから。そういうことをやってほしいと思います。ひとつよろしくお願いしたい。

それでは、次に移ります。

屋久島灯台に至るまでの道路の改修、改良やトイレ、休憩所の設置が必要になってくると思いますが、町長の見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島灯台は、明治30年の点灯から現在も明かりをともし続け、航海において重要な

役割を担うとともに、その景観と灯台下からの眺望は屋久島観光の重要スポットの一つであることは紛れもございません。

今回、国の登録有形文化財として答申されており、登録されれば本町で初となり、観光資源としての魅力が増すことは言うまでもなく、これまで以上に観光客などが訪れることは期待をされるところであります。

路線につきましては、県道と屋久島灯台を結ぶ延長900メートル、幅員3.5メートルのアスファルト舗装の道路であります。

近年、観光道路として交通量が多くなってきており、車両通行の際、脱輪の事案が発生していることから、側溝蓋及び離合帯の設置を地域振興推進事業を活用し、本年度から5年度にかけて改修工事を実施をしてまいります。

公衆トイレ及び休憩所については、2年前に永田区より同様の要望があり回答をしたところでありますが、屋久島灯台周辺地域は自然公園法に基づく国立公園の第2種特別地域であり、西部林道から続くその優れた風景美の保護が最優先されるべき地域であります。

人工物の設置によって自然のあるべき姿が失われることは避けなければならない、車で15分ほどの永田いなか浜に公衆トイレがあり、その手前には休憩所を備えた永田農村公園があることなどを考えますと、町といたしましては、現時点において必要ないものと判断をしているところであります。

まずは、観光客の回遊性を高めるための情報発信が必要であるというふうに考えているところであります。

○13番（岩川俊広君）

灯台に至るまでの道路につきましては、これが3年間で一応改修工事をやるということは、当初予算にも1年目の予算が計上されていましてから、そのような形で進んでいくものと思われれます。

どうか、やはり観光客もこれからますます増えてくると予想されますから、そういうようなインフラ整備は的確にやっていただきたいと思います。

そのトイレの設置についてですけれども、答弁にもありましたけれども、永田区が2019年に、2年前、設置についての要望を出しておりますけれども、先程の答弁の中と回答全く同じでありました。

要するに、文化庁の審議会が屋久島灯台と石堀、これ2件を登録有形文化財に登録するという事になっておりますけれども、やはりこれが実現すると、これまで以上にここを訪れる観光客はやっぱり増えると思う。

そうすると、やはりこの一つのこういうきっかけで、こういうのが指定されることによって、そのきっかけでやっぱり思わぬ人の増える可能性も十分あると思うわけです。

ですから、それなりの対応していくのが大事だと思うんですけども、ちょっと町の今、管轄といいますかその中では非常に難しい部分もあると思います。

実は屋久島に100キロの一周道路ありますけど、県道です。これをずっとこう見てみますと、永田からいなか浜にトイレがあります。トイレ、休憩所、例えば、小さい公園とか結構頻繁にずっとあるんです。

これは県がやったのもあるし、ほとんどは町がやっているかもしれませんが、そういう過程でずっとやっています。そうすると最終的に栗生まで行って、栗生の青少年村にもありますけども、大川の滝にもありますね。大川の滝のやつは、最近ちょっとできたと思いますけども。そうすると、大川の滝から永田のこの灯台までの区間、ここは西部林道、中にありますけど、ここ一切、要するにこの集落のと言いますか、山岳の縄文杉の観光だけじゃなくて、この集落の観光、里の観光をここを今後はやはり一つの大きな観光の目玉としてやっていくとしているときに、来たお客さんが観光をされる方が、不自由なようなやはり気配り、これをしなくちゃいかんと思うわけ。

そうすると、やはりちょっと栗生から来てさ、例えば、これ20何キロ、25キロ近くないわけですよ。それ永田の中の、中地公園の中にもあります。あれ事業でしたやつですけど。それからいなかにありますけど、しかし、やっぱり相当離れているわけですよ。

これから先は、今もそういうような観光の仕方をしていると思いますけど、西部林道もやはり中を散策してとか、そういうような形、里のエコツアーでやるのであれば、そういうのが主体になっていくのが本当だと思います。

そうするとやはり、途中で時間つぶししたら、あれトイレするところなかったなというふうになるわけですから、やはりそこはそういう思いやりの気持ちを持って、行政進めていくのが肝要だと思いますけど。

これは、このことを実現するためには、やはり町の管轄もあって、あとは県の役割もあると思うんですけども。やはり県もある程度、こういうことに積極的にやっていいと思うんですけどもね。

だから町長、庁内で担当の課と色々話を詰めて、県にもこのような形で協議をする場を持って、進めていったらどうかと思うんですけど、町長、いかがでしょう。

○町長（荒木耕治君）

県も造るのはいいですけど、後、維持・管理は町がしなければいけないので、要するに財政的なものです。

ですから、午前中も申し上げましたけど、色々、屋久島というのはこれから考えなければいけない。

今、海士町が教育の島であれですけど、議員の皆さんも何人が行ったかと。あそこの前の町長は「ないものはない」と言ったんです。幾ら旅行者がそういう要望があっても

「ないものはない。だから、あるものでやってください」と言う、そういう島づくりを一方ではやられた方でした。

ですから、今言うように、屋久島灯台というのは120年を超える、私がこの庁舎を造るときも思いましたけど、屋久島で100年を超える建物というのは、木造のあれ、れんが造りですけれども中は、あれが一番古い。だからある意味、あのくらいもてる物を造りたいという思いも私はありました。木造建築で100年の物はありませんけど。だからそれは、屋久杉は古いです。そういう思いもあって、あの灯台というのは、私は私なりの思いを持って、ずっと見てきたところです。

ですから今度、登録をされようとしていますけれど、それ以前から、あそこにはやっぱり隠れたお客さんと言ったらおかしいですけど、非常に多いんです。

ですから、この900メートルを1.5車線に離合帯を造ってということを示して、それはこれになる前ですけど。だから、これになるとますます多くなります。

今はやりのあのインスタ映えですよ。私もよく分かりませんが、インスタ映え。そして夜です。夜、星空がきれいだと言うんですよ。あそこから見る星空というのは、そういうスポットっていうのはですね、あります。ですから、私も見にたまに行きますよ。色々考えることあって。ですから、三島が見えて、口永良部が目の前に見えて、十島が見える。そういうロケーションというのも、非常にこう癒やされるというのはおかしいですけど。そういう場所ですから、これから、とにかく訪れる方は多くなると思います。訪れる方が多くなると、じゃあトイレは必要かというのがありますけど、そこは、トイレはどこからどこに、屋久島にどういうふうにトイレが設置をされていますよという、ある意味屋久島の情報というか、だから、じゃあここはないけれども10分したらトイレありますよとか、5分したらどこにトイレありますよという、そういう情報というの、また逆に出していく。だから、造って処理をするというか、今ある物をみんな使ってもらって、そして整備をしていく。そういうのも一つの方法かなという思いも今はしております。

○13番（岩川俊広君）

やはり色々、町長、十人十色、百人百色で考え色々ありますから、町長の言われるのも、全くそのとおりだと思いますけども。

やはり、こちらの思いと来るほうの思いはちょっと違うところあって、なかなか向こうは、そういうのは、ま、言えば、こちらの思いとそぐわないようなこと考える人はいっぱいいると思うんです。それにはそれなりの対応していかなんといかなんと思うんですけども、屋久島灯台も今、登録されとるわけですから、この先々のことを見ながら、やはりこういうことも必要だなと思うときは、そういうようなことも着実にやっていくという姿勢を持って臨んでいただきたいと思います。

今回は何点か質問しましたが、なかなか思うようにいかない部分ありますけども、課題は何点かあると思います。

前向きにこの解決のために対応していくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月17日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時29分

令和3年第2回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和3年6月17日

令和3年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年6月17日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
14番 寺田 猛	<p>1. 県道（通称西部林道）の整備・改修について</p> <p>(1) 西部林道周辺地域は、エコツアーの適地としてその利用頻度は年々高まっています。また、屋久島灯台が国の登録有形文化財に登録されることに伴い、西部林道の交通量が増加し危険度も増すことが予想されます。世界自然遺産登録地域内を通る県道に相応しい道路改修や、周辺整備を再構築し実施する必要性を強く感じるが、現状と今後の展望についての見解を伺いたい。</p> <p>2. 人材回帰に向けた育英奨学資金制度の創成について</p> <p>(1) 就業の形態や業種に関わらず、学業を終えて屋久島にUターンした奨学生は返還を一部免除する等の、ふるさと回帰や定住を促進する奨学金制度を創設すべきと考えるが見解を伺いたい。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長 教 育 長</p>
11番 日高好作	<p>1. コロナ対応について</p> <p>(1) 長引くコロナ禍の中、納税や学校での給食費の納入の実態、ひとり親世帯や高齢者などいわゆる弱い立場の町民の生活の現状についてどのように感じているのか伺います。</p> <p>(2) ワクチン接種の進んだ国等では、経済活動の再開が進んでいるが、アフターコロナに向けての対応をどのように考えているか伺います。</p> <p>2. 故高橋獣医師の記念碑建立について</p> <p>(1) 平成6年2月から平成24年3月まで本町の町</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>営牧場の獣医師として勤務され、本町の畜産振興・発展に大きな実績を残された先生の功績に対し、記念碑等の建立を町が主体になって行う考えはないか伺います。</p> <p>3. デジタル庁開設に伴う本町の今後の対応について</p> <p>(1) デジタル改革関連法案が可決成立しデジタル庁が9月に開設されるが、本町の今後の対応についてどのように考えているか伺います。</p> <p>(2) 今回議案（指導者用デジタル教科書）にも出ているが、教育現場での今後の進め方について考えを伺います。</p>	町 長	教 育 長	
8 番 榎 光徳	<p>1. 消防・防災体制の充実について</p> <p>(1) コロナ禍にあって、消防操法大会2カ年の中止や、活動の自粛等により、団員の士気の低下や各分団における日常の訓練等に支障はきたしていないか。又、団員の定足数の現状は。</p> <p>(2) 資機材、消火栓、防火水槽等の点検・管理体制は適正か。</p> <p>2. 地域間交流事業について</p> <p>(1) 屋久島町と姉妹盟約都市でもある、青森市の三内丸山遺跡を含む遺跡群が、北海道、北東北の世界文化遺産に登録されることが確実視されているが、本町としての祝意をどのように考えているか。</p> <p>(2) コロナ終息を見据えた交流イベント（屋久島太鼓奉納等）は考えられないか。</p>	町 長	町 長	町 長
4 番 岩山鶴美	<p>1. 屋久島高校魅力化プロジェクトについて</p> <p>(1) 環境コースを環境科に格上げすることの重要性を、今町が主体的に動くべきではないですか。</p>	町 長		

<p>(2) 高校の給食を町で賄い、無償にする必要性を考えるとときではないですか。</p>	<p>町 長</p>
<p>2. 冬山登山に対する遭難防止の必要性について</p> <p>(1) 大切な命を守るために、登山者に対する強いアピール（条例作成等）が必要ではないですか。</p>	<p>町 長</p>
<p>3. 集落との協働について</p> <p>(1) 町長は施政方針の中で、災害対応や集落への広報広聴活動の充実などに対処するため、集落担当職員制度の導入に向け、庁内での協議、各区長さんへのアンケートの実施を行ってきたとの報告があったが、その結果とこれからの方針をお示し下さい。</p>	<p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
6番	渡邊千護君	7番	石田尾茂樹君
8番	榎光徳君	9番	緒方健太君
10番	小脇清保君	11番	日高好作君
12番	下野次雄君	13番	岩川俊広君
14番	寺田猛君	15番	大角利成君
16番	高橋義友君		

1. 欠席議員（1名）

5番 上村富士高君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長 兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長 兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
社会教育課長	計屋正人君	教育総務課長	長美佐子君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
総務課統括係長	木原幸治君		

△ 開 議 午前10時08分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、14番、寺田猛君に発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

おはようございます。許可を頂きまして、一般質問をいたします。

久しぶりに一句詠んでみようかと思ったんですが、なかなかいいのができませんでしたので、私ごとでございますが、近況を少し述べさせていただきたいと思います。

夫婦共々還暦を過ぎまして、すっかり健康オタクとなったこともあり、我が家では、この春からおみそ汁を全面的にやめまして、命の野菜スープなるものが毎回の食卓に上がるように相なりました。調味料を一切入れずに、カボチャ、ニンジン、キャベツ、タマネギの4種類の野菜を、ただホーロー鍋で煮込んだだけのスープであります。

さて、カボチャなら私でもつくれるかもと、スーパーにあるこの時期のカボチャは、はるか海のかなたメキシコ産あるいはニュージーランド産であります。しかも、1個、4、500円はします。家庭菜園で立派なカボチャを10個以上実らせて取る、これが私の今年の夏の目標と相なりました。

しかし、皮肉なことに、立派な雌花が咲く日に限り大雨が降ります。なかなかいい実がつかません。ピンポン玉ぐらいになると落ちてしまいます。たかがカボチャ、されどカボチャ、口に入るまでにはなかなか大変です。何の世界も難しいものですね。首尾よく取れ口に入ったら、また次の機会に御報告をしたいと思います。あるでしょうか。

さて、例年にも増して長い梅雨になりそうです。昨年熊本球磨川流域のような豪雨災害がないことを心から願いたいものであります。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

まず1点目、県道、通称西部林道の整備改修について質問をいたします。

西部林道周辺地域は、エコツアー、エコツーリズムの適地として、その利用頻度は年々高まっているように感じております。また、今回、屋久島灯台が国の登録文化財に登録されることに伴い、西部林道の交通量が増加し、危険度も増すことが予想されます。

世界自然遺産登録地域内を通る県道にふさわしい道路改修の在り方、あるいは周辺整備を、この際、再構築し実施する必要性を強く感じますが、現状と今後の展望についてどのような見解をお持ちか、まずはお示してください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。寺田猛議員の御質問にお答えをします。

西部林道は、国立公園の特別保護地区となる世界自然遺産地域の核心地域であることから、地元代表や学識経験者などからなる屋久島の一周道路整備検討委員会から、自然環境を維持し、後世に引き継ぐこととの提言がなされていることを踏まえると、整備は厳しい状況であると伺っております。

私としては、災害や交通事故の危惧へのスピードが増していると感じております。車で通行できる世界自然遺産地域は屋久島の魅力であり、多くの方に開かれた学びの場であると思われませんが、観光だけでなく、地域の生活にも影響していることが現状であります。このことから、安全と災害に強い道路づくりと現状を踏まえた西部林道の在り方について、もう一度議論する時期ではないかというふうに考えております。

まずは、鹿児島県と国の機関にこの考えを示し、協議を働きかけていきたいというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

予想に反して前向きな答弁を頂いたものですが、ちょっと面食らっておりますが。

前回、あるいは前々回も関連して申し述べましたけども、大ざっぱに言うと25年、前回からすると25年前後経っていると思います、四半世紀ですね。ある意味、前回も町長は答弁されていましたが、県の職員もその当時のことを御存じの方はもうほとんどいらっしゃらないんじゃないかなというふうに思います。そういう意味では、昨日も永田の灯台のことでやり取りをお聞きしましたが、どうなのでしょう、屋久島の一周道路も含めて、この丸いエリアの中で、誰一人として西部林道というか西部地域のことを取り上げて、生活道路も含めてなかなか話題にされないっていうか、そこだけ何か違う国の領域みたいな感じで、県も触ろうとしない、町も触ろうとしないというか、できないんだというふうな感じで、ずうっと25年、30年近く来ていますが、もうそういう時代は恐らく経過したんじゃないかなと。

見ていますと、先般、久しぶりに西部林道を通ったんですが、永田の灯台まで行ってみたりして改めて感じたんですが、こちらから行くと、永田の集落を過ぎて永田の灯台の入り口に入るまでの1.5車線ぐらいの道がありますね。永田の灯台から先、もうちょっとしたら完全に1車線になっていくんですが、昨日のやり取りでもありましたけども、

少なくともこっちから行く北回りで、一湊経由、永田経由で回る人たちにすると、永田の灯台の入り口まではどうにか普通に走れる。永田の灯台の入り口から永田、町長、昨日も言っていましたけど、私、久しぶりに行って見たんですが、あれ九電工の関係ですかね、電線の関係できれいに伐採して見通しも比較的よかったです。あれを天ぷら舗装の、昔のアスファルトのやり方だなどと思って見ていたんですが、あれも一遍全部剥がして1.5車線ぐらいになれば、もう言うことないなと思ったりしたんですけども。

灯台のファンといいますか愛好者というのは、結構な数で日本全国にいるみたいです。例えば、鉄道、乗り鉄、何とか鉄とかってありますけども、あんなのと一緒に、海の上から灯台を眺めるツアーとか、そういうのが結構あるらしいですよ、ファンがたくさんおって。そうすると当然、下にある灯台を上から眺める場所もたくさんあるみたい。そうなってくると、そういう人たち、コマーシャルの仕方によるんでしょうけども、かなりの数の人があの灯台を目指して来られる。そうすると、そこまで行ったら、ついでに大川の滝まで行きたいなど。逆もしかりですよ、南のほうから回って大川の滝まで来たら、灯台も見えて帰ろうか。やっぱりどうしてもこの地域は通らざるを得ないだろうというふうに思います。

そういう意味では、エコツーリズムの関連の皆さん、学者の皆さんも含めて、屋久島に縁のある、そういう人たちの中から、もう一度議論を再構築して、それを基に県なり国なりにダイレクトに訴える、もうそういう時期に来ていると思いますので、ぜひ今も含めて、もう一度再構築してほしいなというふうに思います。

なぜ私がこれ言うかという、当時25年前に、ちょっと待ったと言ったほうは、私はそっちのほうです。当時、細川内閣だったと、連立内閣だったと思うんですけど、東京まで上って一生懸命訴えた時代がありました。あれから25年、30年近くたって、時代はもう、ページ数はどんどん変わっていていますから、屋久島空港の延伸あるいは西部林道、この2つが屋久島に残された最後の大型プロジェクトになり得るんじゃないかなというふうに思いますが、町長、そこら辺を踏まえていかがですか、政治的な観点からお尋ねをしておりますけど。

○町長（荒木耕治君）

私が議員に成りたての頃だったと思います。平成7年に私は議席を頂きましたから、その前後、この西部林道を2車線で2か所ぐらいの隧道を造って一周をするという図面を見たことがあります。私は、だから、これが一周道路になるんだろうなと思っていたら、色々な自然保護、そのころ、言うように自然保護団体あるいはそういう学者、そういう方の中からストップがかかった。それは政治的な判断をして、当時の町長がそういう決断をしたわけですね。

それから、今言うように25年以上たってきて、時代も変わって、価値観も変わってき

て、屋久島の観光の在り方みたいなことも色々変わってきている。私が屋久島空港の延伸、それと西部林道を何とかしたいという思いは、要するに観光立島を標榜をするなら、できる、できないは別で、大型バスが一周するようなところでないと、非常に観光地としてスケジュールを組むのに行ったり来たりするような、そういうことでは屋久島の観光ってのは、別な意味で自然志向の観光でありますけど、そういうツアー的なものもやるときには、やはり大型バスがそういうのができるような、以前見た、ああいう道路はできないのかなという思いがずっとあったわけですよ。

サイクリングをやったり、色々西部林道も使う機会があって色んな人と話を聞いてみますと、すばらしいところだっていう、総じて評価はそうですよ。ただ、あとは道路は旧態依然とした道路ですから、今さっき言われたように舗装の問題とか、崩れたときに、今は少し崩れたところを広げて離合ができるようにしたりとか、県もそういうお話でやっているところは事実ですよ。

ですから、私もその当時の反対をされた、そういう方たちとも話をする機会がありますが、今、議員もおっしゃられたように、ちょっと感覚が、またその当時と違ってきているような気がしますんで、議員がこの質問をされたのを機に、もう一遍そういう形で、どっからどうこの議論を進めていけばいいのか、私もまた議会にも相談をして、そういうふうを考えていけばいいのかというふうに思っています。

○14番（寺田 猛君）

言葉がちょっと語弊があるかも分かりませんが、25年前、30年前は、屋久島は世界自然遺産に登録された前後ですけど、まだまだあの頃は山採りをする方とか、ルールを守らないというか、ルールとはまた別な世界でやっている方もたくさんおって、奄美なんか、そういう話題がここ何年かありましたよね、そういうなのとあんまり変わらないぐらいで。ですから、ちょっと待って、そこは触らんほうがいいよ、いつとき置いとこうやみたいな感じでそうなんだらうと思いますけども。今はもうかなり意識レベルが高くて、エコツアーもそうですけど、ガイド付きでないと行ったらいかんよとか、行けませんよみたいなルールをきっちりつくってやっていけば、あそこはそんなにむちゃくちゃ荒れることは恐らくないんだらうなというふうに思います。

例えば、ヤクスギランドがあって白谷雲水峡。白谷雲水峡も、もののけのああいうところから、ぱっと人が増えたと思うんですけど、やっぱりゲートのところには人がおったり、利用するためのルールとかそういうのはきっちりあって今があると思うんですね。あとは西部地域も、人置くまではどうか分かりませんが、しっかり永田川、あるいは栗生川のほうに、そういうゲートなり、無人でもいいですからゲートみたいなものつくって、利用するに対してはこういうルールを守ってください、通過するにしてもこういうルールを守ってくださいみたいな、ただ、この道悪いね言いながら通ると、見るとこ

ろは見る、歩くところは歩く、そういう国立公園内の道路としての位置づけみたいなものをきっちりつくってあげれば、生活道路イコール観光道路というんですかね、そういう形に出来上がっていく最後の地域じゃないかなと。そういうことをきっちりやっていると、このまま誰も何かおっかなびっくりみたいにして手をつけないでいると、あのままずっといくんじゃないかなとそういう気がしますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいなと思います。

昨日のやりとりも聞いていたんですけど、例えば大川の滝にはトイレがありますけど、あれから永田のほうに来ると、中地あるいは、いなか浜までトイレがないと。やはり、許可をどうにかしてもらって、エリアをつくって、例えば永田の灯台を上から見れるポイントが1か所ありますけど、ああいうところの離合地、少し広いところに休憩所あるいは簡単なトイレをつくって、そのついでにといっては何ですけど、携帯の塔も建たせていただいて、安心、安全な道づくりみたいなものをプランを立ててあげれば、周遊コースとしてきっちり成り立っていくんじゃないかなと。

ただ、生物学的に関心のある人たちとか、民俗学的に半山とかそういうところを見たいって人たちはまた違う、ぐるっと回ってきれいだったねという観光客の方もいっぱいいると思います。ぜひ、そういうことを再構築してやっていただきたいなというふうに思いますけど。どうプランを立てていくのかよく分かりませんが、一つ一つ、白谷が終わり、あるいはランド線が終わりってなったら、もう屋久島の中での県道ってのは西部林道しかないと思いますので、再度、そこら辺はどういうふうに考えますか。

何か係の方でもいいんですけど、それほどハードルが高いのかなと、こっちから戸をたたいていかないと、そのハードルはいつまでたっても高いまんまで戸も開かないと思うんですけど、どうですか。そこら辺はどのように考えられますか。

○町長（荒木耕治君）

係でも、今すぐにはあれでしょうから。今、西部林道の、とりあえず国立公園内、自然遺産地域内を利活用をしようという、私が聞いている範囲では、例えばガイドの人たちが、昔あそこに川原っていう集落があって木材を出していた集落、その集落があって、入るのに、入ったらいいとかいかんとかという、そういうことでもめたりしたみたいな話も聞いております。

今、世界自然遺産、国立公園内は、やはり自由にに入れて見れるようなそういうことで、今言うルールをきちっとつくってやってあげれば、西部林道ってのは、そういう意味では最後に残されたところなのかなというふうに。

ですから今、県と話をするときには、西部林道19キロをエコロードにしてくださいよって話をしています。世界自然遺産の地域を造る道路として、屋久島のほかの道路と同じような造り方ではいけないんじゃないですかという話を今しています。どんなのをと

いうのはありませんけど、やはりエコロードとして日本でモデルになるような、そういう道造りをしてもらえませんかという話は折につけてそういう話をするので。例えば、同じアスファルトをするにも、今、浸透性のいいアスファルトとか、そういう工法もあるみたいですから、そういうものを。だから、メーター単価が倍になろうが3倍になろうが5倍になろうが、そのくらいのことで造る価値はあるんじゃないですかという話は申し上げているところです。

それと同時に、やはり少し拡幅をして離合ができるようなところもつくってやらねば、今は大きな事故、転落事故とかはありませんけれども、やはりシーズンになるとかなり、レンタカー屋に聞くと接触事故やらちっちゃなあれで、そして今度は行き会ったらバックができない女性に乗っていたとか乗っていなかったとかという、そういう話も聞いたりしますんで。やはりそういう面では西部林道の19キロっていうのは、議員がおっしゃるように、今もう一度、そういう面では何か方法を考える時期に来ているということは私も思っておりますんで、そういうように進んでいきたいというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

それこそ、25、6年、30年ぐらい、20何年前ですけど、アメリカに行かせてもらう機会がありまして、アメリカの国立公園をずっと回るツアーに参加させてもらったことがあるんですけど、そのとき、完全にバスはシャットアウトして、あとはレンタカーとか車で行ってくださいという総量規制をきっちりやる。そこまでする必要はないんだろうと思うんですけど。

そういう意味では日本の中で知床とかそういう道、上高地とか幾つかあるみたいですけど、屋久島の中のあの1.5キロあるいは20キロ未満の道路は、かなりそういう使い方をできるんじゃないかなと。あの当時、一番学者の先生方が嫌がったのは、植生の垂直分布が分断されるってことにすごく警戒したんですね。1車線で2車線すると、路肩と斜面で斜めにすると百何十メートル植生が分断されるってことにすごく拒否されたことがありましたから。今あるやつを補強しながら、天ぷら舗装じゃなくてきっちりした、町長がおっしゃったようなアスファルトに再度やり直すということだけでも全然違ってくるんじゃないかなと。

ぜひ、以前も言いましたけど永田で町政懇談会みたいな議員のやり取りをしたときに、名指しで、あんたたちが反対したから西部林道ができなかったと、2年続けて言われたことがある。それがずっと引っかかって、崖崩れがあって通行止めになって、永田のあっこで行き止まりになっていたときの話です、その前後だったんでしょうけど。そういう意味では、時代の経過とともに利用価値みたいなものも随分変わってきているんだろうなと思うんです。再度そういう取っかかりを、ぜひ町長につくっていただきたいなというふうに思います。

もうちょっと後ろ向きかなと思ったら、随分前向きな答弁頂きましたので、これで終わりたいと思います。

2つ目に移ります。

教育委員会関連ですが、人材回帰に向けて育英資金制度の創設についてお尋ねをしたいと思います。

平たく言うと返さなくてもいい奨学金みたいなものが、一部補助するみたいなのを創設する気はないですかという質問なんですけど、以前もしたことあるんですけど、日本全国、もう似たようなのは幾らでもあって、人口減少あるいは人材回帰に向けて、色んな自治体があの手この手で一生懸命やっている。屋久島もそろそろそういうことをきっちりやっていかないと、気がついたときには誰もいなくなったみたいなことになりやせんかなあとという心配があるものですからお尋ねしたんですけど、いかがでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

寺田猛議員の質問にお答えいたします。

議員もおっしゃいましたように、2年前にも同様の質問をされておられます。本町の育英奨学資金が貸与型であることや、全国的な傾向や県内の状況等を御説明し、ふるさとや地域の力につながるような免除制度や給付制度などを模索し、財源の確保等を検討してまいりたいと回答いたしました。また議員から、教育長は仕事していないんじゃないかと怒られそうですが、それを覚悟で答弁をいたします。

新たな奨学金制度の創設につきましては、財源のめどが立てば新しい制度の導入につながると考えておりますが、なかなか財源の確保が難しい状況でございます。現行を活用する方法で検討してまいりましたけれども、本町の育英奨学資金は貸与型の奨学金制度であり、議員も承知のとおり、基金を財源として運用をしておりますが、給付型で財源がもつかどうか、それが一番心配なところでございます。

さらに、現行の奨学金制度を給付型にスライドするには、現行の奨学金制度との兼ね合いの調整も必要となってまいります。よりよい奨学金制度となりますよう考えていきたいと思っておりますので、もうしばらく時間を頂ければと思っております。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

大体同じ質問でも、2年あるいは3年に1回ぐらいすると幾らかは進歩があるものなんですけど、今の答弁聞いていると、ほとんど、ここにありますが、書いているのと全く、一字一句一緒、私も一字一句一緒の通告をしましたが、教育長も一字一句同じような答弁されているから、えてしてそんなもんだらうなというのがあるんですけど、残念ですが、あります。

現行の奨学金制度、それはそれで大変ありがたい制度ですし、それはそれでいいんで

すが。私が今、問題提起しているのは、前回も言いましたけど、農林水産業のIターンで来た、あのときは果樹が1人、お茶が1人といいましたかね、そういう青年が後継者で来たら返さんでもいいよというのをやっています。でも、最近はほとんどありませんみたいなこと。

それと同じようなことが、例えば屋久島電工に勤め、あるいは会社の名前言って語弊があるかも分かりませんが、シーサイドホテルで働く、学業を修めた後ですね。公務員は別でしょうけども、どここの会社、三岳酒造さんにお世話になると。そういう一年一年の就労証明書みたいなのがあれば、3年あるいは5年あれば、その間お借りしたやつは返さなくてもいいよということが、今の奨学金制度と別立てで創設することが、そんなに今のやつとあれするかなあと思ったりするんですけども。

ほかの自治体では結構そういう例もありますし、だいたいき基金が5億円ぐらいあるんですが、あれの中の1億円をそっちに回して、ぼちぼち回していても随分使えますよという気はします。そういう意味で屋久島にふるさと納税でお金を納税してくれる人たちってというのは、返礼品も欲しいのもあるんでしょうけども、将来的な屋久島のために使ってほしいというのはありますから、何せ帰ってくる子供がいないと、夢も持てないし、公のコミュニティーを維持できないのが真っ先にあると思うんですけども。そういう意味では、する気があるかないかだけの問題じゃないかなと思いますけど、いかがですか、何とか、そのないものを引っ張ったらぼろぼろ落ちてきませんか。

○教育長（塩川文博君）

先程申し上げましたように、創設はできませんというわけではなくて、何らかの方法を模索しながら対応しようというふうに考えております。

だいたいき基金のお話も出ましたけれども、当然それも候補には上げておりましたけれども、なかなかこれが大人気で各課で奪い合いの状況でございますので、なかなかそこから1億円ちょうだいというのも言いにくい部分もございました。

財源のほうは、先程申しましたようになかなか難しく、しかも、町内に2つの奨学金制度というのもちょっとどんなもんかなという気がいたしましたので、現行のものをちょっと条件をつけて、例えば西之表のように医療機関への就職したら免除しますよと。もしくは、町内の企業に就職したら、その就職している期間は免除しますよというような条件をつけて、現行の奨学金制度を何とかそういう給付型に移行できないかということで現在考えておりますけれども、そうしたときに島内の屋久高から大学に行った場合に1人180万円、4年間、3年と4年の7年間で180万円。島外の高校から大学に行きますと216万円。それを、じゃあ返さなくていいよって太っ腹で言ったときに、果たして財源がもつのかなと。財源がもたなくなったら、じゃあ一般会計から補填しなきゃならないのかなというようにところを考えたりますと、ちょっと厳しいのかなというふう

に思いますし、現在もらっている現行の奨学金制度の奨学生と、これから始まるその給付型の線引きをどこにするのか。本年度から、もしくは来年度から適用するのか、今もらっている子供たちも希望で新しい制度に対応するようにするのか、もしくは償還が始まった人たちから現行のその給付型にするのかというような、現行とのその調整をもう少しきちとした形で始めたいと思っておりますので、その辺のところにもう少しお時間をいただければと思います。

○14番（寺田 猛君）

私は4人子供を育てまして、4人とも、上の2人は旧上屋久町だったと思うんですけど、町の奨学金、お世話に。上の2人はもう返し終わったのかどうか分かりません。そういう意味では、奨学金借りて学校行ったらいいんだがというのは、今はなかなか通用しなくなってきています。学業終えて、語弊ありますけど、ちゃんと職に就かないと返せない、それ自体が借金になって、ローン地獄みたいな形になるのもよく最近はありませんよね。

ですから、そういう意味では屋久島に、町から奨学金でお世話になって、学業終えたら屋久島に帰って、職に就いて3年あるいは5年経過したら、その分は半額でも、今、教育長は全額みたいなことで、半額でも一部でもいいんですよ、そういうふうになれば。我が子が帰って来る、あるいは地域の中の子弟が屋久島に帰って、そういうきっかけみたいなものが、何やかんや言っても一番強いんじゃないかと。Iターンで移住定住とかというのも一方ありますけど、それはそれでいいんですが、やはりその子供、子孫が地元に戻るとというのが、そのきっかけになれば、それにこしたことはないというふうに思うものですから。また、それがありとあらゆる自治体がやっているじゃないですか。それもまた間違いない事実で、西之表もそうです、薩摩川内もそうですよ、あちこちありますよ。

うちの子供が1人、鹿児島県の奨学金で80万円でしたか、学校卒業して3年間、鹿児島県の民間企業に勤めれば返さなくてもいいよっての、それを今借りているんです。それは、最初で、たしか80万円、ぽっともらったと思うんです。3年続くかどうか分かりませんが。そういうのは、県もそうですし、市町村もそうですし、現実的にちゃんとありますから、屋久島町も研究には値するかなというふうに思います。それで、集落の担い手みたいなものを確保するには、それが一番早いんじゃないかなという気はします。

ありがたいことに、私、一湊なんで、集落の中で20代、30代の若者が集って何かやろうやみたいなことで一生懸命やっているみたいですよ。昔でいう青年団が、あったりして。そういうのを見ていますと、役場の子もいますし、農協の子もいますし、民間企業の子もいますし、どっかのお嫁さんに、彼女に連れられて来た青年もいますし、そういう人

は結構いますよ。女性が、縁があつて男性を、屋久島にとどまる、そういうのも含めて、何か人材が回帰のための奨学金制度みたいな、大いに研究していただきたいと思いますが、いかがですか。

○教育長（塩川文博君）

検討いたします。

○議長（高橋義友君）

答弁願います。

○副町長（日高 豊君）

給付型の奨学金については様々、今、制度が従前より充実してきているのも事実であります。先程ありましたように、農林水産業の後継者の育成の奨学金もありますけども、あれ、少ないからやれているのかなというのも現実の問題としてはあるのかなというふうに思います。

お金の話の前に、やはり町として政策的にどういう人材を残したいのかとか、あるいは家庭環境的に、志があつてもそこに及ばないので、そういう方々に対して給付をしていくという考え方もあると思いますし、先程から議員言われるように、取りあえず平場でといたら言葉は非常に不謹慎でありますけども、そういった子供たちにも帰って来たいという思いでの考え方もあるのかなというふうに思いますので、やっぱりそこは目的を明確にして、なぜそういうことをするのかという、やはり目的がはっきりとさせるべきじゃないのかなというふうに思いますし。

そういった意味で、やはりこれから先、地域に足りない人材をどういうふうに残していくのかというのも一つの考え方じゃないのかなというふうに思いますので、そういった研究もしていかないと、なかなか、ただ単にお金を準備すれば終わるという話でもないんじゃないのかなというものが、町長側としてはそういうふうにも考えるところもありますので、そこら辺の研究は必要じゃないかなというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

いい子ばかりおればいいんですけど、そうでない子もいっぱいいるのが社会ですから、色々混ざり合いながら、得意な分野、そうでない分野も含めて、ふるさと回帰というんですか、人材回帰のためのきっかけになればなと私はそういうふうに思うもんですから、あえて言っているんですけど。

例えば、そういうきっちりした目的意識を持った子弟、あるいはそういう子たちというのは、ある意味なかなか残らないんです、屋久島に。その能力を發揮せんがために東京に行く、あるいは大阪に行く、鹿児島に行く、そういう職は屋久島ではないからって言うて行くんですけど。

どこで暮らしても一緒だから、僕は屋久島に帰るよとかっていう子弟でも、そういう

子のほうが逆に戦力になるっていうか、数になるっていうか、それが社会だと私はそう思うんです。ですから、そういう子弟にでも手を差し伸べる制度であればいいんじゃないかなというふうに思うもんですから、あえて職種を問わず、コミュニティーの一構成員としてしっかり残ってくれる子に対してもそういう手厚いのがあれば、それにこしたことはないなというふうに思うもんですから、あえて言っているんですけど。

お金は、実際出すほうは大変だろうとは思いますが、屋久島に残って就労してくれて、所帯でも持って子供でも育ててくれたら、そこに100万円や200万円は、うんとそっちのほうが値打ちがあるような気がしますけども、どうでしょうか。学校存続のために吉田に住んでくれたり、一湊に住んでくれたりという、本当ありがたいね、これでいつときは一湊小学校はまだ続くぞみたいな、現実としてあるじゃないですか、そこまで来ている。だから、僕はそういう意味ではあまり小難しいことを言わずに、構成員として残ってくれる子を大事にしてほしいなというふうに思います。出来のいいのは行きますよ。言葉間違ったらごめんなさい。目的を持った子はアメリカでもヨーロッパでもどこでも、東京でも行きますから。それでなくても、ふるさとに帰って、ここで皆さんの役に少しでも立ちたいというぐらいのちっちゃな志でもある子のほうが、僕はそういう子には100万円でも200万円でも出してあげたいなというふうに思います。いかがですか、そこら辺は。再度、本当に冗談抜きでちょっと考えてほしいなと思うんですが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

10年前に私が町長になったときに、葉山の御用邸の近くにハートセンターっていうクリニックがありまして、そこに、その当時の徳洲会病院の徳田理事長が療養といますか、いました。私は、病院を造るときの縁が理事長とありましたから、町長になりましたという挨拶に行きました。そのときに、本当に目で文字を追って、あれ、しゃべれんのかなと、本当に疑いだけで行ったんですけど。そのときに色々話をした後に、理事長、こう言いました。徳洲会と屋久島町で医者を出さないか、色々やりくりをして医者連れてくるけれども、やっぱり地元の人間には勝たないよということを言われました。お互いに、医者を出す子供を屋久島で、やっぱり地元でして帰そうよという話をされました。

私も、ああ、そうだなというふうに思いました。だけど、財政的なものもありましたので、色々言いません。私の先輩が出郷者です。高額な寄附を今度してくれます。この資金に、議員が言うような教育について、要するに、もう返さなくていいと。その代わり3年とか5年とか、例えば医者を出すなら5年間は屋久島で働いてくださいと、そのためにはもう返さなくていいですよというものです。今、つくれるんじゃないかと。10年前に徳田理事長が言われたことが、時は過ぎましたけれども、そういうことができ

る環境が少しずつ整いつつあるんで、ここで議員が言われた色々な、教師に限らず看護師にしてもそうですよ、保健師にしても、色々なことを。だから平場の人にも色々やって、Iターン、Uターン、Jターン、そこにも政策的なことはありますけど、地元のここで生まれて育った人間を帰すことも、またやらなければいけないんじゃないかなとずっと思っていましたけれども、それがやっとな環境が整いつつありますんで、ぜひやってみたいというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

ぜひ、そういう形が一日でも早くできればありがたいなというふうに思います。

それと、これは事務方になると思うんですが、奨学金の返済の方法で、以前、係の人には指摘したことあるんですけど、納付書が送られてくる。普通、働いていると、郵便局が開いている時間に郵便局に支払いに行くのが非常に行きづらい、時間取りづらい。今月行かんねち、明日行かんねちとすると、それが1か月たち、2か月たち、3か月たち、気がついたら半年ぐらいたつ、そういうのはあるんだそうです。私の娘がそうやって言っていました。お父さん、これどうかならんの。自動引き落としみたいな形にすると、口座があってそこにすると、今は電気、ガス、水道、みんなそういうふうになっているじゃないですか。奨学金もそういうふうな制度を、ほかはそういうのあるみたいですけど、屋久島町はそういうふうになっていないみたいですけど、そこら辺の改善するあれはありませんか。そっちのほうがよっぽど確実にお金は入ると思いますけど、いかがですか。あえて議場で言うほどのことじゃないんですけど、ずっと引っかかっているもんですから、あえて申し上げたいと思うんですけど。

○教育長（塩川文博君）

また金融機関とも相談をしながら対応を検討していきます。

○14番（寺田 猛君）

半年分たまって銀行に行ったら、これって前のやつだけ大丈夫なのちゅうて、その金融機関が役場へ問い合わせしてくれて、いいですよちゅうていうて、半年分払ったわみたいなことを言っていました。そういう意味では、こういう御時世に随分なっていないんじゃないかなと。金融機関は喜ぶますよ、逆に。そういう自動引き落とし。ぜひそういうふうに改善してみてください。また、期間を置いて改めて聞きたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

11時10分から再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、日高好作君に発言を許します。

○11番（日高好作君）

冒頭に、先日の豪雨といたしますか、大雨の被害の報告がありました。今日も同僚議員が言いましたように、毎年、全国で何らかの形で、この梅雨どき、大きな被害が出て、全国でも多数の犠牲者が出ます。何とか、今年はそういう被害もなく夏を迎えられたらなという、もう本当にそれが切実な願いであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。1点目はコロナ対応について、2点目は故高橋獣医師の記念碑建立について、3点目はデジタル庁開設に伴う今後の対応についての3点です。

まず、1点目のコロナ対応について。

長引くコロナ禍の中、本町でもあらゆる産業で経済的に厳しい状況が続いていますが、納税や学校での給食費納入の実態、ひとり親世帯や高齢者など、いわゆる弱い立場の町民の生活についてどのように感じているか伺います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

日高好作議員の御質問にお答えをします。

コロナ禍の中で、生活弱者となる方々の困り度は大きくなる中、現状についての説明をいたします。

まず、税に関する御質問ですが、収入減少者に対し、令和2年は減免及び免除を活用し、困窮者の負担軽減を行い、積極的に対応をまいりました。税の全体収納額が減少する中、収納率は町税1.03%、国保税0.21%の減少にとどまりました。本年度も対象者へ広報等を実施をし、固定資産税、国保税の減免措置も周知し、生活弱者に対し積極的に向き合ってまいりたいと思います。

次に、子育て世帯について、学校の給食費は順調に納入をされており、現在のところ滞納者はありませんが、大きな影響を受けている観光業関連世帯などについては、準要保護の認定により、昨年度20名、本年度は現段階で3名に対し給食費、学用品費の支援を行っております。

また、去年はひとり親世帯に対し5万円と、2人目から3万円を計2回支給してまいりました。本年度も子供1人当たり5万円とし、3回目を実施する予定です。

そのほか、去年は全児童手当世帯へ1万円を給付をしましたが、本年度は低所得子育て

て世帯に対して5万円支給を高校生まで広げて支給し、特別障害児世帯は20歳まで広げてまいります。

高齢者の年金受給世帯に対しては、経済的困窮者に対して社会福祉協議会による緊急小口資金や総合福祉資金の特例貸付けも積極的に周知をしてまいりました。また、外出の自粛、施設の閉鎖、イベントの中止などもあり、生きがい対策、メンタルケアの重要性も感じているところです。

今後は、予防接種の進展により徐々に改善されると信じておりますが、各集落の高齢者サロンや各種イベント等の実施を進めながら、民生委員、公民館と情報を共有をし、福祉所管、医療機関、保健所などと連携をして、一緒になって高齢者の精神的なサポートを行ってまいりたいと思っております。

○11番（日高好作君）

今、説明いただきましたですけど、例えば税の減免の申請の件数とか、そういうのがもし分かりましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○町民課長兼地域住民課長（中村一久君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

本年度の令和2年度の猶予及び減免数については、まず猶予については町税合計51件、金額は6,469万6,000円、減免については国保税117件、金額は1,673万7,000円となっております。

以上です。

○11番（日高好作君）

説明いただいたその裏側といいますか、そういう内容では件数的に多いのかなという、そういう思いがあります。島内の観光関連の会社では人員の大幅な削減をしたとか、観光関連のお店屋さん勤めている方が出勤日数を制限といいますか調整をされて、休みが多くて収入が低い。あるいはまた、アルバイト的な形で昼も働き、夜も飲食店なりで働いている方が、そういったお客さんが減ったことによって収入がなくなって、色々ほかにもアルバイトを探しながら生活して、大変厳しいというような声を私も数人からお聞きして、現状、本当に大変なんだなという思いがあります。

ここに6月の12日に、ちょうどこの一般質問の後に南日本新聞に出ていた記事ですけど、共同参画白書という政府が出した、その中で雇用面では女性不況と呼ばれるなど、サービス業を中心に女性の非正規労働者が特に深刻な打撃を受けたということで、その中でも、また、ひとり親の苦境や貧困といった隠れていた問題が可視化される。去年の緊急事態宣言が出た20年4月の就業者数が、男性が前月比で30万人減だったのに対して、女性は70万人減少ということで、細々と非正規の仕事に就かれている、特に女性の多くがそういう打撃を受けている、そういった現状が見えてまいりますが、これが去年の

4月ですから、またさらに1年長引いた状況では、もっと高い数字が出るのかなと、そういうような気がいたします。

あとのほうですごく気になる部分が、20年の女性の自殺者数が7,026人で前年比935人増加、男性は同23人減少で、やはり女性のそういった就業者とといいますか、働くこの人たちが収入が減少することによって、生活が厳しくなって追い込まれていった背景があるんじゃないかなというふうに思います。

そういった感じで、こういう現状で、今のところ給食費の未納はないというようなお話でしたですけど、全国的に言われている子供の貧困ということがコロナ禍の前から言われておりますが、本町においてそういうふうなあれに類するといいますか、そういった子供たちはいないのかどうかって、もしお分かりでしたらお答えいただきたい。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

子供の貧困につきましては、特にひとり親世帯についての考え方が我々が、フォローしていかなければいけない特に大きな部分だと思っております。それから、低所得者世帯につきましても同様ですが、ひとり親世帯につきましては、先程、町長のほうから説明がありましたとおり、18歳までに対しまして、障害児を含む世帯でしたら20歳までなんです。それから急激に収入が減少をした、そういった世帯に対して160世帯ほどの給付を実施しております。特に去年ですが、7月に一度、12月に一度、こういった方々、それから本年度もまた3回目をする予定です。

低所得者世帯につきましては、住民税の均等割非課税世帯、こちらにつきまして対応をするということで、本年度も低所得者世帯、一律子供1人につき5万円、2人いれば10万円、そういった形で1,565万円の補正を今回見込んでおりまして、大体300人からの方々に対しましてを見込んで準備をしているところです。

以上です。

○11番（日高好作君）

給付金、こういったもの、本当にそういう対象者にとってはありがたい話でありますけど、普通に私たちが生活する中で1か月の生活費が幾らかかるかっていう、それぞれの家庭によっても違うでしょうけど、やっぱり5万円、10万円では済まない現状ですよ。色んなものを、支払いも光熱費、食費等、あとは20万円、30万円。その中で子供を学校に出しているとなると、またその部分の負担というのは大きいのかなと思います。こういう給付金はありがたいんですけど、現実的に、年間仮に10万円もらっても、それがどこかへすぐ消えていくと、そういう生活の現状があるんじゃないかなと思うんですけど。

併せて、例えば親のそういった収入の減によって子供たちの教育の権利といいますか、高校とか大学とか進学とか、あるいは学業の維持が困難で進学できなかったとか、ある

いは退学したとかという、そういう現状というのは本町においてははないのかどうか、ちょっとお答えいただきたい。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの退学等のことにつきましては正確には把握しておりません。これが実情です。

ただし、先程の町長の説明でもございましたが、緊急小口資金、総合支援資金、これを社会福祉協議会、それから労働金庫、それから郵便局、そういうような窓口において受け付けをしており、当初は小口資金が20万円程度でスタートをしております。これは、利子なし、保証人なしのものでございます。その後、窮する場合、失業等、生活の立て直し等が必要な方々につきましては、さらに上限月20万円としまして、単身で15万円とか、2人以上20万円なんですけど、貸付けを3か月ということで、今現在、この人数が70件ほどの方々が貸付けを受けております。当然、返還は10年ですので、色々な制度の中でこれをクリアしていくことになると思うんですが、さらに3か月が終了した後も追加でまたさらに3か月と、それでもまだ立て直しが大変な場合は、またさらに3か月と、こういった非常に、県の社会福祉協議会ですが、手厚い制度を今現在行っております。

先程、総務課長より、最終日に提案を申し上げるという部分が福祉支援課でございますが、これにつきましては、今借り入れを行っている方々がさらに困窮度がまだ増すというケースにつきましては、今度は社会福祉協議会ではなくて福祉支援課で予算を確保して、これが国の補助で10分の10ですが、この方々に対して支給をしていくという運びになっております。最終日にまたお願いすることになりますが、そのようにして進めてまいります。子供につきましても対応ができますので、学業について継続していただければと考えております。

○11番（日高好作君）

担当課長から緊急の小口資金、総合支援資金の資料も頂いて、今70件ほどの申請があるということでもありますけど、これも頂くあれじゃなくて借りるということですね、10年後やるとして。だから、それまでに経済の回復が図ればいいんですけど、やはり苦しい中で金借りて償還というのは、また厳しい先があるんじゃないかなという思いはありますけど。

ただ、現時点での緊急対応としては、これは周知はされているという理解でよろしいんですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの緊急小口資金と総合支援資金は社会福祉協議会のほうで受けています、メインは。先程70件ほどと言いましたが、実際は小口資金のほうは121件、これは2年度の支給ですから、また今年度は若干増えている可能性もあります。そういう状況で、

窓口としては非常に広く広報しておりますので、町民への理解は随分進んでいるのではないかなと思っています。

○11番（日高好作君）

ぜひ、広く周知をしていただいて支援をしていただきたいと思います。

高齢者世帯ですけど、自粛といいますか、できるだけ外に出ないようにとといったふうなことで、前、福祉議員連盟でも民生委員の方々とお話したときに、このコロナ禍でなかなかおうちの訪問ができないというような、そういうお話もありました。だから、そういった生活の実態というのは、なかなか個人情報もあって見えてこない部分もあるんじゃないかと思います。そういった部分、しっかりと保健所やら色々な民生委員の方々を通じてフォローはしているんだと思いますけど、健康面も含めて、そういう生活の把握といいますか、実態の把握に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

私たち、ここにいる全員が毎月決められた報酬といいますか、そういったものを頂いております。だから、年金生活者であれば月5、6万円ですか、そういった方々、あるいはアルバイトで何とか生活をしている方々、こういった人たちの生活に寄り添うといいますか、そういった気持ちを、町長にお願いしたいのは、担当課の職員というのは、やはり最前線で面と向かって対応しているからあれですけど、やっぱり職員全体にそういう今の社会といいますか地域の現状というものを話す。もちろん話されてはいると思うんですけど、やはりその乖離がないように、本当に困っている生活の人、町民の中でもたくさんいるんだという、そういった部分をぜひお話をしていただいて、職員全体で町を支えるというような、そういうような環境をつくっていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、2番目に②に移りますけど、昨日の朝のNHKでしたですか、ニューヨークが大体ワクチン接種が70%、1回目の接種が70%を超えて、色々な制限も全面解除、町なかでもマスクなし、あるいは密を気にせず食事もできるような、そういう解除をしたというようなことが朝のニュースで出ておりましたですけど、何ととっても、これが同じような形で、すぐにでも日本でできればいいですけど、もうしばらく時間がかかると思うんですが、こういったアフターコロナに向けての対応をどのように考えているか伺います。

○町長（荒木耕治君）

アフターコロナに向けての対応についてですが、商工関係では、昨年実施をした飲食店支援として好評だった離島カードを使った飲食店の500円割引事業とプレミアム商品券発行事業を、さらに水産業振興対策事業として、燃油1リットル当たり10円の購入補助実施を予定であります。今議会の一般会計補正予算に計上しております。

次に、観光産業を始め、国内経済の回復に資することを目的としてスタートしました

G o T o トラベル事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、昨年12月の停止以来、現在も再開のめどは立っていない状況下にあります。G o T o トラベル事業再開までの間、都道府県が実施をする独自の観光支援策を対象に国が財政的支援をする地域観光事業が展開をされており、鹿児島県では、今こそ鹿児島の旅や鹿児島体験たっぷりキャンペーンが実施をされています。

本町としましても、逼迫する町内経済回復の潤滑油となるよう、例えば昨年実施をしたやくしま満喫商品券のようなキャンペーンの実施を検討はしているものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ワクチン接種率などの判断指標を設定をし、実施時期を慎重に判断する必要があると考えております。アフターコロナを見据えまして経済活動再開に向けた対応が遅れることのないよう、積極的な事業展開を図ってまいりたいというふうに考えています。

○ 1 1 番（日高好作君）

都内のある会社がアフターコロナでやりたいことをアンケート調査した結果ということで、ある記事に載っておりました。やはり1位が「国内旅行」、旅行の中でも国内旅行、これが81%、それから2位が「外食・会食」で65%、3位が「友人との外出」で62%という、その後、「海外旅行」とか「ショッピング」とかっていうのは40%台というようなことで調査結果として出されておりました。多分、本来でありますと国内旅行と並行して海外旅行というのが並んでくるのではないかと思うんですけど、こういう世界的な御時世であれば海外旅行のほうは、ちょっとまだ数字が低いのかなというふうには思いますが。

3月議会のときも言いましたですけど、東日本大震災の後に急激な経済回復する中で、やはり旅行関係とか、あるいは人手不足といいますか、急に経済が再建された中で人手不足が生じてリクルート関係ですか、そういったものが非常に需要といいますか大きかったというような結果も出ておりますけど、多分、同じような流れになっていくのではないかなというふうには思いますが。

ある旅行雑誌の中で、アフターコロナの中で旅行の形態といいますか、そういったものが、これまで団体とかそういったもので行っていたものが、割と貸し切りの、そういった旅行が当面は中心になるんじゃないかなというようなことを言っておりました。ある意味、密を避けた環境といいますか、そういう旅行ができるということでは、屋久島は海、山もありますし、開かれた自然の環境の中では入り込み客が大幅に増えることは予想されるのかなという、私は個人的には思うわけですけど。

そういったことを見込んでの行政等は、例えば観光協会とか観光関連の方々との、そのときに慌てないで、現時点で、想定しながら協議を進めていく必要があると思うんですけど、その辺については、現状どのような状況ですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問についてお答えします。

議員おっしゃるように、コロナの影響によりまして旅行客の考え方も変わってきているといたしますか、健康志向になってきているのは間違いありません。観光課のほうでは、外国人向けにプロモーションビデオ等も作成をしておりますので、その辺を誘客促進のために展開をしながら積極的にやっていきたいというふうには思っております。

○11番（日高好作君）

なかなか現時点でキャンペーンといたしますか、そういったものというのは、なかなか表に出しにくいといたしますか、そういう状況ではないかも分かりませんが、ある時期が来たら、もう準備万端でぼんと出せるというか、そういう体制がやっぱり必要だと思うんですけど、担当課のほうで多分準備はされていると思うんですけど、その辺についてはどうですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

今回の令和2年度の明許繰越しの報告にもありましたが、新型コロナ終息後の観光プロモーション等につきましても、残念ながらコロナの影響で繰り越しとなりましたが、そういったもののコロナ終息を見据えた対策は重要な策でありますので、これの適切なタイミングを執行したいというふうには考えておりますので、町長も言われましたが、対応について遅れることがないように見極めながらやっていきたいと思っております。

○11番（日高好作君）

ぜひ、そのような形で遅れを取らないといたしますか、そのときになってばたばたしないような、そういう体制を取っていただきたいなというふうに思います。

時間の配分もありますので、次へ進みたいと思います。

大きな2点目ですが、故高橋獣医師の記念碑建立について。

平成6年2月から平成24年3月まで、本町の町営牧場の獣医師として勤務され、本町の畜産振興・発展に大きな実績を残された先生の功績に対し、記念碑の建立を町が主体となって行う考えはないか伺います。

○町長（荒木耕治君）

平成4年4月から、それまで旧屋久町で勤務していた獣医師が退職をして以来、獣医師の確保ができておりませんでした。鹿児島県農業共済組合を通じて獣医師の募集を行ったところ、北海道の千歳家畜診療センターの高橋先生から応募があり、平成6年2月に着任をされました。

当時の畜産農家は、多頭飼育農家と言われる農家でも20頭程度の頭数しか飼育をしておりませんでした。また、飼育技術にしてもレベルの高いものとは言えず、畜産大国の北海道から来た先生にすれば物足りなさを感じたものの、屋久島の気候、農家の現状を

見たとき、もっとてこ入れをすれば絶対に業として畜産が成り立つとの思いから、農家を叱咤激励し、畜産専門農家の育成を図っていただきました。おかげで本町の農業生産額、品目別では茶に次いで第2位に、飼育頭数も70頭を超える農家も出てまいりました。

また、中間集落の活用されていない町有地に町営牧場を建設する構想も計画をし、今では畜産振興の拠点施設として運営がなされております。これまでの先生の功績は大変大きいものがあることは十分理解をしております。

しかしながら、先生は町の職員でしたので、町が主体となって職員の記念碑を建設するということはできません。今後、畜産関係者の団体が主体となって何かアクションを起こすことがあれば、町としてできることを検討してまいりたいというふうに思っております。

○ 1 1 番（日高好作君）

事の経緯は、今年の3月まで県の屋久島事務所に勤務されていた農林普及課長、この方と先般お話をする機会がありまして、定年で退職されたんですけど、唯一心残りが、高橋先生の記念碑についてできなかったことという話をしながら、私も当時、公私にわたって高橋先生にはお世話になった一人ですし、この中でも何人もそういう方がいらっしゃいます。そのぐらい、非常に人格的にも性格的にも優れた方だったなというふうに思います。

これ、一般質問通告した後、議運の後に担当課長から今の答弁のようなことを言われました。言われてみると、そういう部分もあるかなという思いはあったんですけど、ただ、はるばる北海道から来られて、ここで残された功績というもの、そういったものというのは本当に今町長がおっしゃったように、現在もその道筋がずっとできて、多大な功績があったのかなというふうな思いがあって、本心としては町がというふうに思いはあるんですけど、私もそういう部分もあれば、色んな線引きといたしますか、そういった中では苦しい部分もあるのかなという感じもしまして。

先日、町の和牛振興会長、西橋会長と語って実はこういうふうに一般質問したんですけど、町の回答としてはこういうふうなあれになりそうだっていうようなこととお話しして。担当課長も言っていましたですけど、以前にやはり畜産農家を中心として記念碑の建立について話が出たらしいんですけど、なかなか最後までできなかったっていう、そういう思いがあって本人も非常に反省といたしますか、その辺残念であるから何とか本当に真剣に取り組みたいというようなことで、やっぱり農協も含めた形で実行委員会なり、そういったものを立ち上げてやりたいというふうなお話でした。

そこで、そういう実行委員会を中心として和牛振興会、JAとか関係の方、そういった方で立ち上げるのですけど、ぜひ産業振興課もそれに加わっていただき、やっぱり町は町としての、その功績に対しての何らかの形といたしますか、そういったものを考えて

いただきたいというように思いますが、その辺についてはどうですか。

○町長（荒木耕治君）

そういうことはやぶさかではないというふうに思っております。

○11番（日高好作君）

ぜひ、そういうふうな形にさせていただきたいというふうに思います。

先生が屋久島を去るときに私たちに言ったのが、人材確保を言い残していきました。何とか、当時松本さんが先生の弟子といいますか師弟関係のような、そういう形であそこを守ってくれました。その後を継ぐ人材を、何とか、好作やってくれよというふうに屋久島を去る前に言われまして、その点では、その後人材の確保はできて、何とかですけど。先ほど言いましたように、ぜひそういうような功績に対してのことがお礼かたがたできればいいかなというふうに思っておりますので、またそのときには何らかの形でお願いしたいと思います。

それでは、大きな3点目に入ります。

デジタル庁開設に伴う本町の今後の対応についてということで、まず、デジタル改革関連法案が可決成立してデジタル庁が9月に開設されるが、本町の今後の対応についてどのように考えているか伺います。

○町長（荒木耕治君）

デジタル改革関連法案の趣旨は、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について整備をされ、①個人情報保護法制度の見直し、②マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化、③マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化、④押印・書面の交付等を求める手続の見直しが行われることとなっております。

市町村には、令和3年9月1日に施行予定の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案によって、児童手当、税、保険年金等の事務の処理に利用する情報システムを、令和7年度を想定し、基準に適合することが必要とされておりますので、その準備を行ってまいります。

屋久島町独自の取組みとしまして、今年4月に住民サービスの向上、庁内業務の効率化を目的として、副町長を中心としたDX（デジタルトランスフォーメーション）プロジェクトチームを立ち上げました。

現在、各種業務に係る手続、書類及び業務フロー等の整備及びプロジェクトメンバーに向けたITリテラシーの向上や問題解決能力の向上など、デジタル技術導入をスムーズに行うための研修を実施をしており、先行事例として納税者の住所地調査に係る作業の簡略化を行いました。

毎年約120件程度発生をしており、1件当たりの作業時間を20分から10分弱に短縮することができました。これにより町民の皆様からのお問い合わせ対応の迅速化につながるなど成果を上げております。

今後、プロジェクトメンバーを中心に庁内の業務改善をさらに加速推進し、併せてデジタル技術利用の有効性、費用面も含めた導入検討及び実証実験等を実施をする予定であります。

○11番（日高好作君）

この関連法案ができた背景とといいますか、大きくはデータの多様化と大容量、その活用不可欠と同時に悪用、乱用からの被害防止の重要性、それから新型コロナウイルス対応について、非常に日本がデジタル化が遅れているというような、菅総理の肝煎りで進められている、そういう背景があります。それから少子高齢化、自然災害による社会的課題解決のデータ活用というようなそういうような背景があつて、こういう法案ができたというふうに出ておりますが、まずは休日も担当課のほうではマイナンバーの登録ですか、そういったことを一生懸命やっておられますけど、現時点での登録数といいますか、パーセントはどのぐらいまでいってますか。

○町民課長兼地域住民課長（中村一久君）

6月6日現在、申請者が7,347人です。交付が6,115人、人口に対する割合が、今49%ぐらいになっております。ちなみに屋久島町の交付率が全国町村で、ただいま第9位になっております。（「県内で」と発言する者あり）いや、全国です。

以上です。

○11番（日高好作君）

全国9位でも頑張っておられますけど、49%ということで、もっと。多分これが今色々言われていますように健康保険証とか、こういったものが一体となったそういう形になれば、持たざるを得ないってことで登録は進むのかなというふうには思いますけれど、引き続きそれは努力していただきたいと。

コロナ対策も非常にデジタル化が遅れているようなこともあったですけど、先日、私も接種券が来ました。31年9月生まれで、まだ65にはなっていないんですけど、3月までに対象ということで。当初担当の話では7月いっぱい75歳以上、65歳からは8月以降にずれ込むその辺になるんじゃないかっていう話でしたんですけど、この間、10日ぐらいに来まして、すごい早いんだな。毎日パソコン開いてヤフーの画面を見ると、前日比から何十万人の接種という数字が毎日出て、朝見たときに9,620万でしたか、今日中には2,000万人を超えるな。それでも国民の大体6分の1ですか、まだまだだなという思いはありますけど。

ただ、その申請とといいますか申告をするのに、当初、電話ではなかなか通じにくいと

というような町民の声をたくさん聞きましたですけど、電話かウェブかLINEかというような3つの選択で、私もLINEでやりましたら本当に2分足らずですか、それで病院から日にちから時間指定まで自分の好みでポンと、どの薬を選びますか、専門家ではどちらの薬も大して効果、差はないというようなことでしたので、そういう観点で選びましたですけど。そういった意味では、このコロナ禍がこういったものを加速させてデジタル化を担ってきているのかな、今後ますます加速はされるんじゃないかなというふうに思います。

今後、やっぱり予想されるのはテレワークとか、今、東京の中で東京を離れるといえますか東京を飛び出す人たちが、去年で40万人から転出、東京を出た人が40万人から、過去にない、去年の7月から8か月間連続で転入よりも転出が上回っているというような脱東京、脱都会という、その流れがこのコロナの長期化で、やっぱり地方へと流れている、そういうことも出ておりました。当然、今後を見据えていかなければいけないのはテレワークとか、あるいはここでの定住、移住、そういった世の流れ、人の流れを見ながら進めていく必要があるんじゃないかなというふうに感じたところです。

この法案で一番懸念されるのが、個人情報の漏えいということで個人情報保護、これまで3つ別々にあった個人情報、それから行政機関の個人情報、独立行政法人の個人情報という3つの個人情報の保護法が統合されて、国が一括管理みたいなそういう流れになるようですが、現状、その個人情報の保護というのは、今後非常に厳しくなってくると思いますが、その辺の対応について、現状どのような対応を考えておりますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程、議員申されましたとおり、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が一本化され、国の個人情報保護委員会が所管する仕組みになるようでございます。そのことによって、個人情報保護に関する一元化を通じて制度面でのデータの流通基盤が整備されれば、自治体に送るデータ活用の可能性も拡大するというふうな総務省の見解もございます。

○11番（日高好作君）

ポイントとしては本人の権利保護が非常に強化されるという、そこが第一のポイントということで出ておりますが、ぜひ対応を、他人任せといいますか、取りまとめる部分が町独自ではないんだと思いますけど、そこら辺の監視体制とか管理という部門に対しては、ぜひしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

次の、②ですが、今回議案でも出ていました、教育現場での今後の進め方について考えを伺います。

○教育長（塩川文博君）

日高議員の質問にお答えいたします。

現在、子どもは目指す子供像を、様々な困難な状況であっても問題を解決する力を備え、世界で通用するたくましい子供たちを育成するというふうな形に定めまして、各教科はもとより、屋久島型のE S D、それから2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すS D G s、これらの理念を踏まえた学習を通しまして育成することを目指しております。

学校でのデジタル化でどんなことができるかということにつきましては、これまでに整備を進めまして、本年度から各学校において授業内でのタブレットなどのI C T機器を活用した学習が本格的に始まっております。タブレットを活用した学習では、わからない内容を個人が自分のペースで検索して調べたり、互いの意見を画面上などに映しながら発表し合ったりすることができるようになっております。

また、一人一人が自分の学習の取組を確認したり、タブレット内に蓄積したりすることが容易にできるようになるため、身につけさせたい基礎的、基本的な学力の定着を、これまで以上に図ることもできるようになります。

別の方面として、これらのI C T機器を活用する教職員の資質の向上でございますが、教職員のI C Tの対応が急務であると考えまして、教職員に対しましては充実した指導につながる指導者用デジタル教科書の配備を今回行いました。指導者用デジタル教科書では豊富な資料や映像等を含むデジタル教材を用いて、より細やかな指導をすることが可能となります。こういうデジタル教材につきましては、これまで職員が自分で色んな画像を探して作成したり、自分で撮りに行ったりというような時間をかけて作成していたものが、もう既にそこに色んな種類があるというような状況になり、教職員の負担軽減にもつながると思います。

また、I C T機器利用促進のための教員向けの研修会といたしまして、5月には町のI C T機器活用担当者会を実施いたしまして、タブレットの具体的な活用法について研修を行いました。8月には、町内全教職員を対象に2回目の研修会を開催する予定でございます。ここでは教育I C T活用普及促進協議会の会員であります中村学園大学教育学部、山本教授を招聘いたしまして、より専門的な研修会を実施する予定でございます。

このように、現在様々な方法で支援を進めておりまして、学習者と教職員の両輪でI C T機器の利活用につながる取組みを進めております。

また、学校の現状といたしましては、現在ウェブ会議を活用いたしまして、奈良の小学校と環境をテーマにした共同学習を実施したり、町内の学校同士が学習の取組を紹介しあったりする計画が進行中でございます。特に小規模校が多い本町におきましてはI C T機器を活用しまして、他校との交流を通して多くの子供たちと学ぶ環境を生み出そうとしているところでございます。

今後、現在のICT化された教育環境を十分に活用いたしながら学習の充実につなげて冒頭で申し上げたような子供たちの育成を進めてまいる所存でございます。

以上です。

○11番（日高好作君）

昭和生まれの私にとっては、非常に今の教育現場というのは恵まれているなっていうような思いがいたします。時代の流れとして、多分そういう活用が進んでいくのは当然とは思いますが、そのいい面、いわゆるデメリットといいますか、そういった面では、例えば子供たちの目や脳の保護といいますか、長時間そういうことを使うことによって、現在でもやっぱり携帯とかタブレットを使うという子供たちが目の障害といいますか、充血とか、そういったものも現状としてある。そこらの配慮も必要かなというふうには思いますし、一番は、やはりそういったものを活用して、教育現場で子供たちに何を求めるのかっていう部分が一番重要ではないかなというふうに思います。そういった意味では、やはり子供たちに夢を持たせるようなそういったことを、一番最大の目的といいますか、私は個人的にはそういうふうに思っています。

P T Aのときに、奄美で県の委嘱公開があったときだったと思うんですが、そのときに分科会か何かでしたかね、鹿児島県の経済界を先導しているといいますか、結構、奄美出身の経営者が多いというふうに聞いております。その背景には、戦後、アメリカ軍によって占領、統治された、そういう苦しい時代、生活の厳しさがあってそこに独立といいますか、そうした気運といいますか、家庭の中でも学校でもそういう子供を育てるといような環境があったというようなこと、確かそのときだったと思いますが、今でも頭に残っている、やっぱり教育の原点というのは私はそこじゃないかなというふうに思っています。

そういう最新式のタブレットとか、そういったものを使うのはもちろん時代の流れとして必要ですけど、でも、片方では、それに頼り過ぎて子供が自分で物を考えない、それが薄れていくことが、やはり一番のデメリットかなというふうに思いますので、その辺について、教育長を中心に学校現場との話合いの中でもそこら辺を強調していただきたいなというふうに思っています。

最後に、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

今、議員おっしゃったように、このタブレット、やはり使い方次第で効果的でもあるし、また逆にマイナスの面もあると思います。御指摘のあった夢を育てるようなそういった使い方、もしくは健康に配慮した使い方、そういったものを十分に研究しながら、また学校現場とも語り合いながら進めていきたいと思っております。

○11番（日高好作君）

以上で終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。13時30分から再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、榎光徳君に発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。大変眠たい時間帯ですが、しばらくお付き合いいただければ幸いです。

「赤信号、みんなで渡れば怖くない」、これはやってはいけないことです。そしてまた、言ってもいけない言葉なんです。出会いもすれば色々な場面でよく引用される言葉です。

私は、毎朝家の前の横断歩道で、ほぼ毎日小学生の登校時の交通安全指導のお手伝いをさせていただいております。子供たちが横断歩道に立っているにもかかわらず、約6割、7割の車がスルーして止まってくれません。中には、止まって会釈もして通してくれる車もあるんですけども、私が黄色い旗を振りかざして止める動作をしても、それを突っ切って走る車もあります。私は思わず「こら」と声をかけるんですけども、実はこれ間違いだったんです。分かりますか。ここにちょっと新聞があるんですけど、6月12日付の新聞に手上げ横断復活という新聞があるんです。

道路交通法の改定が43年ぶりに行われた、改定というか復活なんです、それこそ。道路交通の教則の部分が43年ぶりに復活したと。よく見てみましたら、その歩行者の横断の仕方、昭和47年、1972年になるんですけど、この教則ができた当時、横断の仕方には「手を上げて合図をし、車が止まってから渡る」と。これが今までの、私もこういう認識だったんですけど、ところが、この6年後にどういう理由か分からないんですけど、その横断歩道の部分が、手上げ横断が削除されて、「車が近づいているときは、通り過ぎるまで待つ」というふうに変更されております。だから、歩行者優先から車優先に変わってるんです、いつの間にか。これが43年ぶりに復活されたということは、その背景には、今のこの交通死亡事故のワーストワンというか、一番大きいのが歩行者の横断のときの死亡事故だそうです。ですから、この教則を43年ぶりに復活させたということのようです。

いずれにしましても、やっぱり歩行者、運転者お互いが譲り合いの気持ちで、交通

ルールを守って、そういう事故のない日々を送っていただければありがたいのかなという思いでした。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、1点目に消防防災体制の充実について、2点目は、地域間交流事業についての2つであります。

これまでも、同僚議員からもたくさん出ていますが、気象庁が九州南部地方の梅雨入り宣言をしてから1か月以上が経過をいたしました。この時期になりますと、毎年大雨による災害が心配されます。昨日もありましたように、2019年5月18日の集中豪雨による山岳部と里地で起きた豪雨災害は、記憶に新しいところだと思います。

日頃、町民の生命と財産を守るべく、日夜活動が続けておられる消防団員の方に敬意を表する次第ですが、この団員の皆様方にとっても同じ思いだろうと思いますが、コロナ禍にあって操法大会の中止やイベント活動の自粛などを余儀なくされているわけですが、このような中で、団員の士気の低下や各分団の日常訓練等に支障は来していないのか、まずはお伺いをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

榎光徳議員の御質問にお答えをします。

昨年4月以降、消防操法大会や出初め式など、多くの団員が参加する消防団活動につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からやむを得ず中止をいたしました。中止したいずれの活動も、消防団長及び副団長と協議をした上で判断をしたところですが、その判断の基本となったものは、新型コロナウイルス感染症から団員と団員の家族を守ること、及び団員の感染による地域防災力の低下を招かないことであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、消防団活動に支障を来していることは否めませんが、消防団各班においてはマスク着用など、感染症対策を講じた上で、資機材及び消防水利の点検活動や火災予防運動など、最低限の活動を実施いただいております。

今後の各種活動の実施につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮した上で、消防団幹部や関係機関等と協議をして判断をしていきたいというふうに考えております。

○8番（榎 光徳君）

総務課長でもいいんですが、操法だけ中止ということは分かっているんですが、分団長会とか幹部会ですか、こういったようなことも今やっていないんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

例年、4役会というのが最初にありまして、その後、幹部会という形で会議を進めております。

今年につきましては、先般4役会議を開きまして、町の操法大会、郡の操法大会等について協議をして、その結果については、幹部会のほうに書面でお知らせをしたところ です。

○8番（榎 光徳君）

先程も申しましたが、この梅雨にしても、今年は19日早く入ったということですが、やっぱり梅雨明けは例年ですと7月15日ぐらいだと、気象庁はそういう言い方をしているんですが、それを捉えるとまだ1か月は続きます。ですから、まだまだ今から気は抜けないわけですが。

先程のこの操法大会、町の大会、地区の大会中止になったわけですが、これは操法大会に限らず、コロナ禍の影響で色々なスポーツイベント、町体、駅伝、文化活動、色々な産業祭でありますとか文化祭もことごとく中止です。そういう意味では、消防団に限らず何かこう、閉塞感じゃないんですが、町民に何かこうやる気を失うと。スポーツに捉えれば、アスリート、選手たちはそういう目標がなくなってやる気を、士気を失うということなんですが、やっぱり消防団の方々も、通常の日曜日とか早朝の点検なんか訓練はされているんでしょうけれども、そういった中で、非常に士気が低下していった、いざというときにそれが影響しなければいいんですが、そういったようなことは、さっきの幹部会とか分団長会、そういうふうな中で声というか、具体的なそういうことは別に声は返ってこないとか聞いてないですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先般の4役会議におきましては、今後、コロナの感染者が出た場合には、やむなく中止をするということで4役会で決定をして、それを幹部の方々に、団員の方々には流したところです。その席上におきましても、多くの消防団活動が中止される中、士気の低下等についての意見は特に出ませんでした。

4役会議の結果について、団員に通知をしていますので、その中で意見があれば、色々出してくださいという話はしてありますので、それがまとまれば、また色々意見も出てくるのかなとは思っております。

○8番（榎 光徳君）

かねてより町民の生命と財産を守るという崇高な、そういう意識を持って活動をされていますので、そういう士気の低下がなければ、もうそれにこしたことはありません。幸いなことだと思うんですが、やっぱりそういう会議等も通じて、引き続き、そういうことがないように連絡、調整、指導なりをしていただければありがたいのかなと思っております。もう、これについては別に、以上で終わりたいと思います。

次に、この団員数の現状なんですが、町内の現状について私も担当係長から資料も頂きました。私、郡内の状況等について、ちょっと調べてみまして表にまとめてみたんですが、先程総務課長と話したら同じようなのを作っておりましたので、町長にもその資料を差し上げましたけれども、西之表から条例定数、現員数、充足率ということで調べてみましたけれども、西之表が320に対して302名、充足率が94.3、欠員が18でした。中種子が183に対して176、充足率は96.1%で欠員が7ということです。南種子が153の条例定数に対して現員数が146、充足率が95.4%で欠員が7。本町にしましたら、380名の条例定数に対して336ということで、充足率が88.4%ということで、郡内では一番ワーストワンというか、一番低い状況です。欠員が44名まだ足りないということですね。

こういうコロナ禍もそうなんですが、最近の色々なあれを反映して、こういう団員も少ないのかなということを感じているんですが、この団員の補強というか加入というか、そういったことに対しての特に要請というか、町の団長あたりからのそういうのはあるんでしょうけれども、そこら辺のやり取りというか、そういうのはどういうふうに行われているのか、分かれば。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

この380という条例定数につきましては、両町合併したときの数字をそのまま合算した数字だと聞いております。

当時から条例定数を割り込むような形がございまして、4役会、幹部会等でも「うちの班については、もっと入る余地があるので余っているところを回していただけないか」という話もありましたが、定数を割り込んでいる班についても「いや、今後、増やしていく努力をするのでそれはできない」という話もありました。

先程申されました充足率のところを見てみますと、確かに88.4で一番低いんですけども、西之表市は条例定数自体が屋久島町より60少ない状況もあります。現員数としては、西之表を上回るような加入率になっておりますので、今後も職員を始め、女性団員の募集は広げていきたいと思えます。

かねがね町長のほうも職員に対して、地域の一員として地域に協力するよという訓示もしておりますので、それを受けて多分、各班からの勧誘を素直に受けて加入をしている状況も見られるんじゃないかと思えます。

○8番（榎 光徳君）

確かに、この西之表は人口的にも多いんですが、320に対して302ということなんですが、屋久島町は336名です。確かにそれは今、総務課長からあったとおりのんですが、そういうことであれば、引き続き、また各分団長あたりにも協力もらって、一人でも新規加入者が出るように努力をしていただければなと思えます。

今、この女性団員の件が出ましたけれども、これも女性消防隊とか女性団員調べてみ

ましたら、西之表が4、中種子が1、南種子が6、それで屋久島町は10名います。女性消防隊、婦人消防隊とも言いますけれども、これについては西之表が女性消防隊と、これはもう協力隊ということで、かねての消火活動とかそういうことをするんじゃないで、何かいざというときの炊き出しとか、そういう協力隊ということで1団体13名だということでした。

それからすると、中種子、南種子はないんですが、我が町は婦人消防隊が2団体11名、原に6名、麦生に5名いらっしゃいますが、女性の団員、婦人消防隊が活躍しているなという思いです。これは非常にいいことだなと思っております。

それと今回、私が特にまた気がついたのは、この職員がそれぞれ市町村、消防団員に入っているということで、私、屋久島町は当時、消防団員誰もいませんでした、町の職員では。旧町時代は役場の中に消防車を置いて、いざというときは、役場の職員が消防車に乗って出動していたという経緯もありましたけれども、職員の消防団員というのはいなかったわけですが、何年後でしたか、合併してから聞いたときに一人だけいましたけれども、今回、聞いてみましたら20人いるというようなことで、これもまた非常にいいことだなと思っております。

中種子が22名ですけれども、これは4月1日の時点ですので、屋久島町も担当の話ではもう22名か3名になるはずだということでしたので、これも郡内では一番多くなるのかなということ。やっぱり、職員が消防団にいるということは、地域の色々なことにも反映してくると。地域活動なんかにおいても、消防団の役割というのは非常に大きいわけですし、色々な事業、イベント等に消防団の出番が多いわけですから、そういったことでは、やっぱり職員がそういう中に入っているということは、非常にそういう貢献度も大きいのかなと思っています。

この職員の団員の確保について、町長なんかそこら辺は、例えば声をかけたりとか、激励したりとか、そういうことは何かされていますか、かねがね。

○町長（荒木耕治君）

私が声をかけたからこれだけの数になっていると思っております。

○8番（榎 光徳君）

それであれば、さすがに町長のあれが出ているのかなと思うんですが、やっぱり、例えば操法大会ですとか出初めとか、町長訓示とか団長訓示もあります。そういったときの激励、声かけ、団長訓示も非常に大事なんですが、今言われたように、やっぱり町長から直接声をかけてもらって「入らんかい、頑張らんかい」というようなことで入っていくということであれば、非常にいいことなのかなと思います。

かねてのこの勤務、仕事をしながら、いざ有事のときは夜だろうが夜中だろうが、また出動していかなければいけないというのもあるんですが、そういったことでは職員、

女性団員と職員の団員のことについては敬意を表したいと思います。引き続き、そういったようなことで団員確保には努力をしていただければと思います。

例えば今、各分団、早朝訓練とか点検作業そういったのはするんでしょうが、早朝訓練なんかは各分団されているんですかね。それもないんですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

町の操法大会が例年でありますと5月末の日曜日に行われる予定で、早いところでは、もう3月末から操法訓練はしているというのは聞いております。ただ、早朝訓練はちょっと確認ができていません。

○8番（榎 光徳君）

さっき町長が、俺が声かけたから入ったんだということでしたから。

例えば、早朝訓練なんかのときあれば、たまには町長が出向いて行って激励するなり声かけをしていけば、やっぱり士気も高まるし、みんなの思いも違ってくるんじゃないかなと思っておりますので、たまにはそういうこともあってもいいのかなという思いでした。それでは、団員の確保については、そういうことで終わりたいと思います。

次に、資機材の件ですけれども、これは日頃の点検、訓練点検と結びついていくわけですけれども、資機材には消火栓、防火水槽とか色々あるわけですけれども、こういったことの点検も色々な大会がないということになると、つついおろそかになってくるのかなという気がするんですが、そういったことへの対応というか、そこら辺は適切に行われているかを示していただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

消防車両等の資機材や消防水利の点検につきましては、消防団が定期的に点検を行っており、点検の結果、不具合等が確認された場合は、消防団から町に対し報告がなされています。

修繕の対応状況につきましては、消防車両や消防ポンプは報告を受けた後、速やかに修繕を行っていますが、消防水利につきましては、老朽化等による不具合の件数が多いため、優先順位を定め修繕を行っています。

今後も、消防団による定期点検を実施をし、消火活動に支障を来さないよう、適切な管理に努めるとともに、資機材及び水利の修繕につきましても計画的に実施をしてまいります。

○8番（榎 光徳君）

これについても、各分団長会とか幹部会等で逐次、各地区の報告等があるんでしょうけれども、ちょっと地元、私、楠川ですけれども、楠川地区の状況を聞いてみましたら、消火栓それから防火水槽色々あるわけですが、防火水槽が今、地上式と地下式があって、それぞれ特に地下式は今、道路の中に埋設するとか色々、皆さん御存じのとおりやって

いると思います。地下式については車が通行したりする場合に、かみ込んでなかなか、いざというときに上がらないというような状況の中で、工夫をしてパッキンの代わりにゴムを挟んで上げやすくしているとか、そんなところもあるようです。

それと、1か所だけ昔造られた地上型の防火水槽の中で、大きな鉄板みたいな蓋がかぶっているんですが、1人、2人ではとてもじゃない、開けられんような大きさでしたけれども、そこもさびてもう腐れて、そしてそこは、バルブの注入口が腐って老朽化しているというようなことでしたけれども、そういったような報告は受けてないんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程町長が申されたように、定期的な点検の後、不具合が出れば消防団から町に報告が上がってくると。担当としてもそれについては、確認をして修繕を行っている状況です。

確かに、地下式の消火栓につきましては、小石がかんで開けづらいところがあるというのは以前から指摘されているところで、それについても各班で、先程おっしゃられたように、ゴムのほうをかまして開けやすくしている、対応しているというのも聞いております。

町内に消火栓が530基あるみたいですが、それぞれ不具合が出たところについては、確認をして修繕をしていく方向ではありますので、先程おっしゃられたところも担当に聞いたら、報告を受けたかどうか不明だという話でしたが、確認をしてみたいと思います。

○8番（榎 光徳君）

町内の全集落を網羅すると今あったように、消火栓だけで530基ですか、防火水槽、相当な数になると思うんですが、こういったのを管理もしていかなければいけない。財政的にも色々かかるのも分かります。ですけども、やっぱりこれはもう何回も言いますが、町民の生命と財産を守るという、そういうのは基本にありますから、緊急順とか優先順位をつけて、随時補修ができるように、そして、いざというときに用なさんかったと、使えなかったということがないように。

今、先程、総務課長がそこ、ちょっとどういう報告を受けているか確認してなかったということですので、それもしっかりと確認をして、できるできんは、先程も言いましたように優先順位とか緊急度合いによってすればいいわけですから、まずはそれを報告を受けて、しっかり把握をしておくということが大事だろうと思いますので、ぜひそういうことを対策をしていただきたいと思います。

それでは、この件については、以上で終わりたいと思います。

次に、大きな2点目の地域間交流事業についてですけども、町長が初日の行政報告の中でも出ておりましたけれども、今回、5月27日付の南日本新聞にも掲載をされておりましたけれども、青森の三内丸山遺跡を含む17の遺跡群が世界文化遺産に登録される

と。正式には、7月16日のこのユネスコ会議、何かリモートで行われるそうなのですが、これを待たなければ正式登録にはならないんですけれども、いずれにしても大変めでたいことであって、この慶事ごとに対して、本町は、特に従前の浪岡町からのつながりで青森市とは姉妹盟約も結んでおります。これに対して、本町としてどのような祝意を示されるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（荒木耕治君）

行政報告でも触れましたが、北海道と青森県、岩手県、それに秋田県の点在する17の縄文時代の遺跡で構成される北海道・北東北の縄文遺跡群について、5月26日にユネスコの諮問機関イコモスが世界文化遺産への記載が適当との勧告がなされ、7月16日から開催される世界遺産委員会拡大会合において、イコモスの勧告を踏まえた記載の可否が決定をされます。

構成資産として青森市の縄文時代の集落跡で祭祀、儀礼が長期的に行われていたことを示す特別史跡三内丸山遺跡と当時の石積み技法の技術の高さも知ることができる祭祀遺跡、史跡小牧野遺跡が対象となっております。地域で守り継がれた資産が世界遺産として認められることは、地域の誇りと郷土愛がさらに深まると思われます。

登録に向けて御尽力された関係の皆さんに敬意を表するため、催事などを確認し、祝意をお伝えしたいと思います。

なお、本町といたしましては、同じ世界遺産登録としてさらに絆を深め、そして世界遺産地域としての連携した取組も改めて模索をしていきたいというふうに考えております。

○8番（榎 光徳君）

今、世の中、コロナ、コロナで何事ももう自粛、中止で先が見えない状況にもあるわけですがけれども、この件についても相手があつて、なかなか今ありましたように、どのような催事ごとをするのかどうなのかというのは、まだ見えない部分もあるんでしょうけれども、やはり最低限の祝意を示すということは、もう当然されるんでしょうけれども、コロナが終息に向かつていけばできるのかなど。だから、そのときに慌ててするというんじゃなくて準備をしておけば、そういったときにすぐ対応できるかなという思いがしております。

屋久島町は、世界自然遺産に日本で初めて、一番初めになったわけですがけれども、そのときは青森・秋田の白神山地もなっております。青森は2つ目ということで、鹿児島県もそうですが、なるわけですがけれども、これちょっと紹介なんです、青森県の今、三村知事と小野寺市長のコメントがちょっとネットでありました。喜びのコメントの中で、やっぱりすぐなつたわけじゃなくて、取組のときからもう15年が経過をしたというようなことで、15年越しの夢がかなって感無量だという、この2人のコメントが出てお

りましたけれども、そういった点では非常に喜ばしいことかなと思っております。

町長も、もう青森も何回も行かれていますし、三内丸山も御存じだろうと思うんですが、私も2回ほど行きました。

日本三大遺跡とまでいかななくても、エリア的にすごいあれがあるわけですが、青森との、次の質問ともかぶってきますけれども、これまで中学生交換ホームステイの縁で色々な交流がなされてきました。それによって、このねぶた運行とか屋久島から太鼓持って行くとか、色んなことに発展していったわけですが、一昨年でしたか、庁舎の新築・落成に併せたねぶた運行、相当な盛り上がり見せましたけれども、そのときの小野寺市長も見えましたが、さっき言ったように非常に喜んでいるというようなことですので、そういったことも踏まえて、今後のそういう何か祝意の表し方と、それと、もう次のほうの質問に併せていきますけれども、何か、交流イベント、どのようなことが考えられるのか。これについては、何か、今の時点で具体的にこうしてみたいとかいうのがありますかね。

○町長（荒木耕治君）

議員が言われる三内丸山遺跡、私、2000年に1回だけ行きました。縄文時代に思いをはせるといっても、なかなか私は想像力が乏しいものですから、あれを見てもただっ広いところに色んなものが復元をされてつくっているんだなという、そのときはその程度の思いしかありませんでした。

7月16日にイコモスが登録をするかしないかというのをやるわけですが、実際それが実現をしたら、当然、何らかの祝意は先程も申し上げましたけれども、伝えなければいけないということは、今やり方をどうするかというのは、なかなか相手がどういうものやってどうするかによって、こっちがそれに対してどうするかということもあろうかと思えますので、まず、青森側が主体的にどういうことでやるのかを少し時間をかけて見て、それに対してこちらからできる最大の祝意のやり方を考えていきたいというふうに思います。

○8番（榎 光徳君）

先程もねぶたの話もしましたが、あの当時は、本当に青森から来た人たちも相当盛り上がった、うちのほうも、議員の皆さんも反省会ちゅうか、交流会にもみんな出ていただいて、そして、色々酒も酌み交わしながら大盛り上がりで、みんな積立てでもして、今度は青森にまでも行こうじゃないかちゅうような話も出ておったんですが、コロナの関係でこういうことになってしまいました。だけど、やっぱりそこら辺は終息を見据えて、何かそういったことを計画をしておけば、また気分的にもですね。

私としては、交流イベントというのは様々な影響が出てくるんじゃないかと思っております。昨日、今日、色々観光面でも話がありましたけれども、本町は観光立町を標榜

しているわけですから、そういう中でこの交流イベント、交流人口が増えてくることによって、屋久島、観光関連産業が主要産業になってきているわけですから、そういったことへの影響力というのも非常に大きく左右されてくるんじゃないかと。

奄美・沖縄も今回、一足先に決まって、これも7月11日に一緒に決定されるんでしょうけれども、そうなるとそこら辺との兼ね合いも、これも同僚議員も色んな方面から色々質問もしていますけれども、そこら辺も併せて、ぜひ、この交流イベントなるものを早く計画をしっかりといただければと思います。

町長は、世界自然遺産ネットワーク協議会、これは自然遺産に特化しているんでしょうけれども、その会長もされていますね。ですから、そういった中で交流人口をいかに増やしていくかということを見ると、非常にいつながりになっていくんじゃないかと気がしておりますので、ぜひ、そこら辺も視野に入れながら計画を立てていただければなと思っております。そこら辺、町長、どうでしょう。もう一回最後に。

○町長（荒木耕治君）

昨年、ねぶたの、おととし来てくれたんで、それで屋久島太鼓をお返しで行こうという予算計上もしておりました。いうようにコロナでそれもかなわなかったわけですが、今、そういう意味では両方ともじくじたる思いはしておりますけれども、今何かをやるより、ここはもうしばらく我慢のときだと私は思っています、変に何か考えるよりここはきちんとコロナを、ワクチン接種が終わって、そして、そうなったときにやっぱり色々なものをしていくようにしなければいけない。今動くというより、今はアフターコロナに向けて、そうなったら何をやるかということを中心に内部で積み上げていく、そういう時間のときなんだろうというふうに私は思っております。

ですから、この三内丸山遺跡に対してもそういう思いでいます。あとは、やはりこの根底には、旧町時代に中学生交換訪問ステイというのが始まって、私どもの先輩が始められて、浪岡中学と最初始めたわけですね。その当時の思いと、今、私どもも合併をしました。浪岡も青森市と合併をしました。所帯が大きくなりました。特に青森は大きくなったし、それで私どもがピンポイントでやっていた交流がちょっとぼけてきたなという思いを、今思っております、これ、やり方あるいはそういうものをちょっと考えないといけないのかなという、私は個人的にはそう今思っております。

ですから、これもこの遺産登録を機会にそういうものを含めて少し整理をしてみたいなというふうには思っております。

○8番（榎 光徳君）

ちょっと一点だけ言い忘れておりましたけれども、今、中学生交換ホームステイは、ちょっと色々民間の実行委員会の中でうまくいかない点がありまして休止状態なんです、当然コロナの関係もありましてストップしております。

その中で、秋田県の西目屋村、村長以下議員の方も屋久島までおいでを頂いたんですが、今回、村長が代わりまして、前の議長が村長になったみたいなんですけど、屋久島にもその当時来ていまして、私どもも交流させてもらったんですけども、その西目屋村が小中学生を屋久島に送り込みたいというような話もあるようです。

ですから、そういったことの交流も広がっていけば、また絆がさらに深まって、交流人口が増えていくということにもなるんですが、そのことについて町長は何か知っていましたか。知らなければいいんですが、今からまた話をさせていただきたい。それはもう情報ということで。終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。14時30分から再開します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、岩山鶴美君に発言を許します。

○4番（岩山鶴美君）

4番、岩山です。皆様お疲れさまです。今回の私の質問は3月議会に予定していたものでありますけれども、情けないことに体調を崩してしまい6月議会の質問になりました。

まだまだコロナ禍の中であります。町長を始め皆様も決して無理をすることなく、自分の健康管理にはくれぐれもお気をつけてくださいませ。

それでは、私の質問は1番目に屋久島高校魅力化プロジェクトについて、2番目に冬山登山に対する遭難防止の必要性について、3番目に集落との協働についての3点です。

1番目の屋久島高校魅力化プロジェクトについては、昨年9月議会でも触れてきましたけれども、環境コースを環境科に格上げすることの重要性を今、町が主体的に動くべきではないですかという質問です。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩山鶴美議員の御質問にお答えをします。

屋久島高校の環境コースの設置は、平成13年4月1日であります。

その当時、世界規模で環境保護や環境教育の重要性が叫ばれ、屋久島が世界自然遺産に登録されて以降、国内外を問わず注目され始め、屋久島環境文化村構想の推進、ゼロ

エミッション、オープンフィールドミュージアム構想の策定、世界自然遺産会議の開催、環境共生住宅の建設等、環境に関連する様々な展開が図られた時期でありました。

時を同じくして、登山者や観光客の急増による自然破壊が危惧され、鹿児島県議会においては、超党派の議員団で構成された屋久島議員連盟による屋久島会議が組織され、その中で、屋久島の自然保護・保全の在り方と環境教育の必要性から、一島一校の屋久島高校に環境学科の設置が提案され、屋久島高校の教員を中心に、環境学科設置に向けた環境教育研究委員会が平成11年2月に設置をされております。

その後、学科設置に向けた4つの視点として、①安定した定員確保がなされるのか、②教育内容をどうするか、③将来の進路先はどうか、④本校の発展につながるかについて、平成10年度に3回の委員会が開催をされ、平成11年度には、群馬県立尾瀬高校と高知県立四万十高校を視察し、同窓会、PTAを交えての検討や島内の全中学校の意見聴取と、当時の上屋久町及び町教育委員会との意見交換を踏まえ、8回の委員会が開催されたようです。

その中で中学校からの意見としては、先が見えない環境学科には進学促進がしにくい、現在の普通科・情報ビジネス科でよいとの意見が強く、町と教育委員会からは、環境教育の充実は図らなければならないが、環境学科の設置については、機が熟していない現在の状況から、コース制ならいいのではとの意見が出され、2か年にわたり環境学科設置に向けて4つの視点から研究・議論が重ねられた結果、環境教育の必要性と世界自然遺産地域という特殊性から、普通科の中に環境コースを設ける結論が出され、現在に至っているようです。

現時点での環境コースを選択している生徒数は、2年生で8名、3年生で9名であり、少子高齢化で全国的に生徒の確保と存続が課題となっている現状であります。本町においても、生徒数の確保と魅力ある高校の在り方について取組を始めたばかりでありますので、議員の御意見も踏まえつつ、まずは現在の取組を展開、推進しつつ、環境コースが設置されてからの20年を高校とともに検証をしたいというふうに考えております。

○4番（岩山鶴美君）

ありがとうございます。そもそもこの屋久島高校魅力化プロジェクトとは何ぞやって振り返ってみると、前回の質問の中でも申し上げましたので重複することになりますけれども、皆さん御存じのとおり、既に平成23年度から屋久島高校の支援委員会が発足していて、屋久島高校と屋久島町の協議の場が設けられてきているんですね。これ、すばらしいことだと思います。

昨年の3月には、屋久島町と屋久島高校は、屋久島高校魅力化プロジェクトに関する協定を締結しました。

しかし、この屋久島高校の普通科が1クラスになって、情報ビジネス科と併せて2ク

ラスになりました。1クラス減になっているわけです。このことによってどういうことが起きたかっていうと、教員数が2名減りました。専門教科の教員の確保が難しくなったり、あと部活動の人数が減って単独での出場が難しい種目が出るなどの悪影響が現実にあったわけなんです。

こういった状況から、これまでよりさらに一步踏み込んで屋久島高校の魅力化を図り、地域の活性化を図る必要があるという考え方から、町の学習計画に屋久島高校魅力化プロジェクトを位置づけています。

屋久島町振興計画の重点目標には「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくりに重点的に取り組みます」と掲げて皆さん努力をしています。

その成果は、スクールバス利用負担一律化とか、地域未来留学でありますから、皆さん高くそれは評価していることと思っています。

そこでなんですけれども、町長、前回、一般質問でも申し上げましたけれども、今、町長の回答にもありましたけれども、町民の考えの中に屋久島高校を3クラスにするには、環境コースから環境科に格上げして、そうすると一定3クラスになるんだということで、世界自然遺産の島にふさわしい特色ある環境科をつくるのが今、必要なんじゃないかという思いがあることは前回お伝えしました。

そうすることによって、必ず3クラスが確保できるわけですから、教員の先生の数や先生方の負担というのが心配がなくなることにつながると思います。

町長は、前回、私の質問の際に「環境コースを環境科にできないかという問題は、私の議員時代から言われ続けてきて議論もしてきた」とおっしゃっていました。それを聞いたときは感動したんですね。今の答えにありますけど、早くからそういう議論があったんだなと思ってですね。そのときに町長、なぜ進展しなかったんですか。それは今言われた答えの内容なんですか、どうなんですかね。

○町長（荒木耕治君）

今言ったような内容で、そういう結果になって現在に至っております。

○4番（岩山鶴美君）

先程、中身のことを町長が回答されました。

私は、今回、県の教育委員会に問合せをしてみました。「屋久島は屋久島高校魅力化プロジェクトに取り組んでいるんですけども、その一環で屋久島高校の環境コースを環境科に格上げするには、どのような方法とか考えがあるんですか、教えていただきたいんですが」という電話をしました。そうすると、担当も慣れていないのか分かりませんが、「少し時間をください」ということで、それでも次の日にお電話を頂きました。

先程の町長の回答の中にもありましたことで、先程4つぐらい出していましたね。安定した定員、教育内容、将来の進路、それが本校の発展につながるのか、そのようなことの中身でというより、こうすることでこうなりますよというような申請を出していただければ、あとは県の教育委員会が判断しますという答えでした。そうなんだと思ったので、つい「署名を取ったりとかするのはありますか」って言ったら、笑って「はい、そうですね」と言って優しい丁寧な回答を頂きました。

ですから、私はそんなに難しいことでもないというふうに受け取ったんですが、さっき町長の答弁の中にあったのは、何、機が熟してない、最初から熟している機なんてないですよ。最初からそんな何事もうまくいかないですよ。町長に文句を言っているわけではありません、その中身のこと言っているんです。全て悪く言えばいちゃもんつけているじゃなくて、それだめですね。何か中身が少し四角四面過ぎて、でも時代も変わっているんで、少し今のときとまた違ってくると思っています。

そういう今、皆さんの声を聞いて、屋久島高校の魅力化プロジェクト、3クラス必要だっていうそういうふうなこと考えたら、その4つの部分というのは最初からできるものではないけれども、努力してそういうことができるんじゃないかっていうふうに捉えるんですけど、その辺町長はどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

「言うは易く行は難し」、県もそりゃ間口は広くしていますから、できませんよと言わないですよ。

ですが、先程も言いました、県立高校ですから、当然、県議会の中で超党派で議員連盟もつくってそれなりの人たちが集まって、屋久島の高校じゃないですけども、屋久島の魅力化について色々屋久島のことについて議論をしていただいて、その中で。

ですから、議員の熱意、情熱はよく私も分かりますよ。環境コースじゃなくて環境学科をつくりたい。ただ、現実的に県内の高校の状況を見ますと、どこも少子高齢化で定員が少なくなって、要するに屋久島は科をつくるのか、それとも屋久島高校自体の存続を考えなければいけないのかって。もうそれは、そんな遠くない時代にそういうところも来ていると思うんですよ。

ですから、今、2クラスあったものが、1クラスになって今大変だ、じゃあ、それを環境科をつかって日本全国から一気にそういうことをやるかってなかなか厳しいですよ。

高校つくってうまくいかない例ってのは、楠隼高校ですよ。中高一貫の高校を男子校でつくりました。全国から集めて東大に入れるという、そういうことでありましたが、あれも要するに生徒数は集まりませんよ。それだけの実績も出ていません。

ですから、今、教育問題っていうのは非常に難しいといえますか、一長一短でできるものじゃないと、これはじっくり本当に考えて、入り口から出口まで考えなければいけ

ない、そういうことだろうと思いますから、そう簡単に、はい、やりましょうとは今のところ言えないっていうのが本音でございます。

○4番（岩山鶴美君）

今、町長が言われたとおりのこともしかりです。三角課長と話したときも、この課一生懸命取り組んでいる課のトップでありますから、やはり屋久島高校が何でこんなに少ないんだろうか、少子高齢化はもちろんなんだけれども、何が誰にとっての魅力でどんなものが魅力なのかって語ったときに、私立高校が一生懸命頑張っているその裏にはそういうこともあって、そこに鹿児島に出たりっていう子供たちも多いんだっていう話もいたしましたけれども、今、2年生が8名、3年生が9名ということでしたけれども、この人数って20年経って今現在のこの人数でありますけれども、世界自然遺産のこの屋久島だからこそ、環境科って値打ちがある科なんじゃないかなって思っています。

一人で色々想像するんですけど、やっぱりこの環境科ってなると、先程町長の答弁の中にも尾瀬高校とか色々ありましたけれども、確かに尾瀬高校だったり複数の高校が県立高校で環境科で学んでいるところがあります。

やっぱりそこは本当にその地にふさわしいところで環境科をつくっているんだなって思うところがあるんですけど、そうすると今、コロナ禍で色々難しいんですけど、授業をその高校に環境科が1か月、2か月行くとか、向こうから受け入れるとか、屋久島のこの自然を学ぶために色んなところから呼んで一緒に授業するとか、あるいはコロナ禍がなくなれば外国でもいいですよ。何かこう楽しい授業内容ができてそこに盛り上がっていけばいいなと自分で思っているんですけども。さっき町長から出ましたけど、県立高校だから県の問題、そこだけは思っていないと思いますけれども、やはり県立高校だけれども、今、屋久島町として主体的に動くことが大事なんじゃないかなという気持ちがありますので、そこは政策推進課も皆さんと色々意見を出し合って、環境科がそんなに私は町長が言うほどでもないという気持ちがあります。

努力する甲斐はあるんじゃないかなと思いますので、この質問は終わりますが、そこで町長は最後にそのことはもういいですか。

○町長（荒木耕治君）

議員も屋久島高校のOBで、私も屋久島高校のOBですから思いはすごくあります、屋久島高校に対するですね。

ただ、環境コースというのもあります。今それに取り組むっていうこともありますが、クラスの、要するに進学する子供たちが少ないというのもあります。屋久島高校のですね。中学校卒業の3割は島外に出ている、それが私は悪いと言わない。

志を高く持つ者は外に出て勉強するべきだというふうに思っている。私たちの高校時代もそうでした。やはり、医者の子は医者になるためにそれなりの道を行きますし、そ

ういうふう頑張っている。

ただ、残された者と言ったらおかしいですけども、やはり屋久島高校の学力をいかに上げていくか、そういう魅力をつくっていくかというのも、もう一方ではあるんじゃないでしょうか。私の時は屋久島高校卒業で東京大学に入った。すごいニュースですよ。やはり、どういう島にいても、努力をすればそれだけのことは。

県立高校ですから当然、県が主体的にやるべきだと私は思っております。それは教員が一生懸命頑張って、生徒も一緒になって頑張ってそれなりのことをつくって、そこにはPTAもそうですし、地域もそうですし、町もそうですから、私どもは出過ぎない範囲で応援をするという、私は今そういうスタンスで学校のことは考えていますけれども、今、議員が言われることもよく分かりますので、20数年経ってもう一遍その当時のことを検証し、そしてまた、世界自然遺産の島を担って30年、そしてすぐ隣に奄美・沖縄という世界自然遺産の登録地もできようとしておりますので、そのときに、本当に環境学科っていうものはどうなのかっていうことをいま一度また検証をしてみたいというふうに思います。

○4番（岩山鶴美君）

大変残念ですが、町長が県立高校だから県がやるっていう言葉は使わないでいただきたいぐらいに、県立高校だけど、町が主体となってやらなくちゃいけないっていうのを頭に持っていつてもらって、みんなで努力しようっていうところがほしいと思っておりますので、そこはよろしくをお願いします。

2番目の高校の給食を町で賄い、無償にする必要性を考えるとではないですかという質問についてです。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

屋久島高校の魅力化につきましては、議員も御承知のとおり令和2年3月に、屋久島町と屋久島高校による屋久島高校魅力化プロジェクトに関する協定を締結をしております。

その当時の内容としましては、①スクールバスの利用者の負担が一律になるよう支援を行う、②地域みらい留学に参加し、町外からの入学者を募集する、③公営塾の開講に向けた取組の3本が柱であります。

1つ目の、スクールバス支援については、集落ごとに格差のあったスクールバス保護者負担分を昨年度から一律4,000円として実施をし、費用負担の軽減を図っております。

2つ目は、地域みらい留学については、現在2年生に男子1名、女子1名の2名、1年生に男子2名、女子1名の3名、合計で5名の留学生在籍をしており、本年度も来年度の入学生獲得に向け、高校と連携してオンラインにて取組を進めているところで

3つ目の公営塾の開講については、費用対効果等を考慮し、開講を見送ってきましたが、今議会の補正予算で学力向上の取組として、予算を計上させていただいております。

内容としては、スマートフォン・タブレット・パソコンなどのデバイスを問わず、利用できるICTを活用した教育支援のサービスで、基礎項目から難関大学を目指す生徒までをサポートするほか、資格取得対策講座も充実しており、普通科から情報ビジネス科の生徒まで対応できるサービスとなっております。

また、コロナ禍の対策としての自宅学習にも対応しており、公営塾に代わる学習環境の整備が図られるものと判断をして、今回予算を計上し導入に向けた準備をしているところです。

このように、生徒・保護者の負担軽減と、生徒数の維持の達成に向け、魅力化協定に基づく取組を着実に進めているところであり、議員から御提案の県立高校への町としての給食の提供や無償化の考えは、今のところないということであります。

○4番（岩山鶴美君）

これに入る前に議員さんをお願いします。人が一生懸命、一般質問しておりますので、後ろでぶつぶつ言うのは控えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今、町長の説明にもありました。確かに学力向上は公営塾のことがあって皆さん一生懸命検討しましたけれども、やはり色々な意見の中から仕切り直しをしたということについては、私は高く評価したいと思いますし、そのICTのサービスについては、すごくいいものを見つけたということだけしか聞いていませんけれども、後でまたそれに当たってはそういう中身も検討して、本当にそれが子供たちにいいことであれば、賛成したいなという気持ちがあります。

今、もう町長からのお答えはそういうつもりはありませんというノックアウトを食らったわけなんですけど、実はこれ私も屋久島高校の魅力化って何だろうって町民の皆さんと考えるときに、生徒とか父兄に全員にアンケートを取ったわけじゃないです。安房集落の高校3年生に聞いてみました。そのお友達にまた友達に聞いてみてよという形でしか取っておりませんので、そのつもりで聞いていただきたいんですけど、私はその子供たちは、もう小学校・中学校で給食を食べてきたので、高校は給食は要らないだろうなという思いで聞いていたんですけど、だからそんな期待してなかったんですけど、子供たちの声にびっくりしたんですね。「あのね、みんなね、給食がいいねって言うのよって。冬は温かいしね、弁当持ってきてない人は今どうしてるかって言うと、近くにあるお店屋さん毎日買いに行ってるんだよね」って、お弁当持ってくる人もそれなりに色々あって、腹持ちがしないと。給食だと腹持ちもすると思うし、まず先生がその話を聞いて「あ、給食だったら先生も給食食べたいな」と言ったよってという話とか、そう

いう話を聞いて、給食って子供たちが望んでないわけではないんだなっていう思いがあったんです。

じゃあ、給食のメリットは何かってなると、まず、屋久島周囲100キロの中で栗生からも永田からも子供たちが通学してきます。そうすると親御さんが朝早くお弁当を作るわけですけども、その父兄のまず負担を軽くするっていうことが一つ、あと、栄養面において安心できるっていうこと。結局それがイコール魅力化につながる最大のこれ魅力化だと思ったんですね。

ですから、私はここで無償ということを提言していますがけれど、本来、私は無料、ただというのは大嫌いです。やっぱりお金は出すべきだと思っているので。

でも、あえてここは、屋久島高校の魅力化として捉えたときに、強調して取り組む中の一つとして、無償というのをするのがどうなのかなという気持ちなんですけれども、提言になりますけれども、町長、もうノックアウトで終わりですかね。

○町長（荒木耕治君）

個人的には、子育てってそんな簡単なものじゃないでしょ。議員もお子さん育てていると思うので、朝早くから起きて夜遅くまで起きてしてるというのが母親の姿だと。そんなのを見ているから、やっぱり自分が出世をしたり、色んな偉くなった人は、お父さんが偉かったとは言いませんよ。やっぱりお母さんが偉かった、お母さんがって、みんな感謝するのはおふくろのほうですよ。まあ、そういう時代で私は育ちました、私は。だから、ここにいる皆さんもほとんどそうでしょう。今はもう大きく時が流れて。

私は一遍も給食食べたことありません。小学校も中学校も、そういう時代。だから、非常に食べたかったというのを今でも思っていますけど、一遍ぐらい食べたかったなっちゅうの。

そういうのから、高校で給食を賄うということに関しては、私は、そりゃ今うちも給食ありますから、そこで何とかして。だから、議員も言われたように、無償というのはどうなのかなというのは思いますし、だから、そうやって給食センターを造れる余裕といますか、今、口永良部含めて4か所ありますから、その中でやっていけるのかどうかちゅう問題はありますけれども、それが可能であればちょっと協議をして、まあ、内部で協議をしてみたいというふうには思います。

それと、議員の言っているこの無償化というのは、今、小中学校もお金払っていますんで、高校だけそういうふうにするわけにはいかんというのがありますけど、そこは議員もそういうことは分かってらっしゃるみたいですから、そんなふうに。

だから、絶対やらないということではございませんので、無償のほうはあれですけども、給食のほうはですね。

○4番（岩山鶴美君）

小学校、中学校が、給食費を町が補助もしていますけれども、お金を出していることはもう百も承知ですし、でも、それをあえて焦点がどこにあるかと、屋久島高校の魅力化ということにつなげてを考えるとということで提言したつもりなんです。

ノックアウトじゃなくて、町長が検討するっていうことを言ってくださったので、検討していただきたいという思いで、次の質問に移ります。

2番目に、冬山登山に対する遭難防止の必要性についてです。

大切な命を守るために、登山者に対する強いアピールが必要ではないですかという質問です。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

屋久島の冬山登山については、南の島ながら場所によっては1メートルを超える積雪があり、稜線部での吹雪、濃霧が発生しやすいことから、その危険性と、十分な装備と体力、屋久島での冬山登山の経験がなければ登山を控えるよう、本町のみならず、各関係機関や屋久島山岳部保全利用協議会などで啓発をしているところです。

残念ながら、昨年の冬も永田岳での死亡事故が発生し、屋久島を愛する方の命が奪われ、また、係る捜索、救助活動も難航をいたしました。議員がおっしゃられるとおり、これまでの啓発だけでは不十分で、抑止力の強化を検討する必要があると思われ。

しかしながら、冬山登山といっても、気象状況や目指す場所によっても異なるでしょうし、十分な備えがあり経験豊かなガイドの同行によって、安全で屋久島の魅力を感じられる登山が行える場合もあると思われ、冬の全面的な冬山の入山禁止をするか、登山届や装備品の点検を義務づけるのかなどの検討が必要です。さらに、人員やインフラ整備が必要な規制は、財政面や自然環境への影響を与える場合があります。

いずれにせよ、一定の経済活動が行われる国立公園であることから、他地域での検討状況、群馬県谷川岳、富山県、岐阜県北アルプスなどを踏まえて、本町が主体となって冬山の入山規制が可能かについても含め、関係機関、団体と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（岩山鶴美君）

山岳遭難事故というのは、残念なことに、今、町長も言われましたけれども、毎年発生しています。3月議会でも中馬議員が一般質問の中で遭難事故のことに触れておりましたけれども、昨年の山岳遭難事故発生状況を警察の事故例で見ると、10件、人数にすると12人、その中で記憶に新しいのは、今お話がありましたが、12月22日に起きた永田岳滑落事故であります。死亡事故でありました。また、今年1月10日に起きた新高塚小屋救助事案もありました。

屋久島の山に魅せられて楽しい気分で登山をするのだと思いますから、誰も事故を起こそうと思う人はいないわけでありました。しかし、冬山に関しては、少し屋久島町とし

て考えを新たにする必要があるのではないかなと思っています。

それはどういうことかって申しますと、登山者に対して、宿泊施設の方やレンタル屋さん、「明日は危ないから登山はやめたほうがいいよ、屋久島の冬山を甘く見たらだめだよ」と声をかけたそうです。それでも登られたのが、この永田岳の事故でした。そのときの町民の方々からの声であります。「あのとき止めたんだけど、町の条例でもあって、「あなたがもし遭難事故をするようなことがあるとこうなるんだよ」、その強く示せる、言えるものがあつたらいいのにな。止めることができなかつたことが非常に悔しい。その点を町はぜひ考えてほしい」という声が届きました。

事故が起きると、当然救助に向かうわけですから、その警察官が、消防団、消防分遣所の皆さんが対応に当たることとなります。永田岳の事故では、警察官が16名、消防分遣所17名、消防団4名が対応に当たり、県警ヘリによるホイスト搬送が行われました。この事故は、救助に当たった皆さんの二次災害が心配されるほどで、日頃から鍛錬をされている警察の方からも非常に厳しい救助だつたとお聞きしました。本当に大変な中、改めて、救助に当たられた皆様に、お疲れさまでした、ありがとうございましたと申し上げたいです。

ちなみに、冬山ではありませんけれども、7月31日に起きた湯泊歩道の女性の死亡事故は、警察官が27名、消防団28名、民間5名が対応して、これも県警ヘリによるホイスト搬送が取られています。

これまでも過去にたくさん遭難事故が発生しています。町長、このような事例を見たときに、大切な命を守るために、屋久島町として一歩踏み込んだことを考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

今、この屋久島町で、冬山登山の事故防止について外に向けてのアピールする、注意を促しているという場所とかものとかがありますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

町としましては、山岳事故防止キャンペーンも実施してございます。コロナ禍でここ2年はやっておりませんが、一昨年、屋久杉自然館前のバス乗り場において、全体的な山岳遭難防止対策に対する注意喚起を行っております。

それと、町のホームページの中でも、山岳、山登りに関する啓発を行っておりますし、その中でも、特に冬山登山についての啓発も行っております。

それと、昨年冬の滑落事故を受けまして、警察のほうも宿泊施設等にチラシを配布して、注意喚起を呼びかけているような事例もございます。

○4番（岩山鶴美君）

今の総務課長の答弁であつたそのキャンペーンだとか、そういうことって、すごく大事なことだと思えます。

だけれども、ホームページにも書いてあるんですが、そのホームページのその部分を果たしてどれだけの人が見てという、まあ、全部100%見たとしましょう。でも、見るけれども、何ら規制というか、止めるものがないというふうを受け取られるんですね。

私、すごくいいこと聞いたんです。山岳保険があるということを知りました。掛金は280円です。びっくりするぐらいの280円。165万円のヘリ救助隊の負担だとか、300万円までの補償をしてくれる。しかも、警察署はコンパスという会社と共有していて、そういうシステムになっているんですけど、この保険を申し込むと登山届も一緒に出せるという、そういうシステムがあるということを知りました。何てすばらしいんだろうと思って。

やはり、先程町長も言われました、冬山といえども屋久島の天候は違うから、もちろん冬山でも登れるときもあるわけです。けれど、この方たちも、自分は山で死のうと思ってなかったでしょうけれども、最悪の事態になった人たちってたくさんいるわけですから、少なくともこの山岳保険の掛金280円を、山に登る人たちは掛けてもらうような条例、その条例が取れると、宿泊所やレンタル屋さんが声かけて止められなかったという悪い結果にならない。山に登る人はこういうのが必要ですよというのを、宿泊所やレンタカー屋さんやレンタル屋さん、屋久島はこういうことになってますっていうやり方をするべきじゃないかなと思ったんですが、町長、その辺はどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

なかなかそれは厳しいと思います。

言っても、先程から死に行くわけじゃないと言いますが、ほとんど、天気が悪いときは、宿屋でもどこでも、今日は無理ですよという声かけはしているんですよ。それをどうしてもだめだって言えないからっていう言い方です。そういう人っていうのは、そうやっても登るんですよ、今まで過去を見ると。そういうことですから、なかなかそこら辺は条例でっていうよりも。まあ、私は今現在は厳しいというふうに思っている。

○4番（岩山鶴美君）

厳しいことをどうにかしていくのが我々だと思うんですが、町長。

これってすごくいい案だって、自分で。中馬議員にこれ聞いて、やった一と思って、じゃあ、中馬君、これ、エコツーリズム推進協議会とか遭難対策協議会で話をして、みんながこれをするようにしたらいいじゃないですかっていう話もしたんですけども、そういうことってすごく大事なことです。もう少し真剣に捉えて、その山岳保険。（発言する者あり）は。真剣に考えてないような気がするんですよ。

やはり、掛金が280円で、何でこれ言うかという、その永田岳のときに止めた人が、あの人たちが遭難してどれだけのお金がかかっているんだっていうことも言われました。誰が出しているお金だって。

私、総務課にちょっと話を聞きに行ったときに、県の防災ヘリに関しては、毎年、負担金も支出しています。今年は60万円ぐらい。各行政でそれぞれ負担しているんでしょから、そういうお金もかけながら。

でも、私、先程言いましたように、警察官が出たり、消防団が出たり、分遣所が出たり、人員を派遣しています。県のヘリコプター、200万円から300万円ぐらいかかるっていうことも聞いています。

お金のことを優先して言うつもりはないんですけども、やはり大切な命を守るために、あなたが遭難したらこんなことになるから、屋久島町は今度280円の保険を掛けてもらうようにしてんだよっていうぐらいのことをしていけたらいいんじゃないかなと思いますので、そこは考えてください。

ちょっと時間がないので、これは、それで終わります。

3番目です。集落との協働についてです。

町長は施政方針の中で、災害対応や集落への広報・広聴活動の充実などに対処するために、集落担当職員制度の導入に向け、庁内での協議、区長さんへのアンケートの実施を行ってきたとの報告がありましたけれども、その結果とこれからの方針をお示してください。よろしくをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

時間がないのに、少し長くなりますけど。

私は、各集落における人材の掘り起こしをもう一度進めながら、ポジティブに町民との接点を増やし、役割を分担していくかが重要になっていくのではないかというふうに思っております。

その中、町では、集落との協働をさらに進めるため、行政の広報・広聴活動を中心とした集落担当職員制度を導入できないか検討をしております。

手始めとして、本年2月、各区長さん宛てに、集落と町の協働には何が必要か、どのような体制、業務を望むかという2つの問いについてのアンケートの御協力を頂きました。

主なものとしまして、迅速かつ丁寧な対応、集落と町の信頼関係と相互理解の向上、行政からの細やかな情報発信と財政支援、情報共有、連絡体制が密にできる体制、集落に対する協力性、学ぶ姿勢、懇談の増加、集落役員会へのオブザーバーで出席、非常時における対応と避難所待機業務、集落作業時等における労力の提供といった回答を得たところです。

各集落間においての考え方に大きな開きがあることも確認することができたところで

まずは、昨年実施した避難所への職員配置について、各集落とも大変高い評価を頂い

たところでありますので、避難所や被災調査などの防災関連について集落担当職員を実施をしてみたいと考えています。

そのほかの考え方としては、広聴機能を持たせるということであります。そのイメージは、担当職員が定期的に公民館に赴く機会を設け、ふだん接することの少ない地域住民の皆様気軽に越しいただき、職員は聞き手となり、様々な分野について自由に御意見や要望・御提案を頂き、意見を酌み交わす中で互いを知ること、知っていただくこと、対応可能な相談は即対応すること、このようなことを繰り返しながら、互いの信頼関係を構築するとともに、くみ上げた御意見を行政の運営に反映をさせていく予定としております。いわゆる、よろず屋をイメージをしていただければというふうに思います。

なお、各集落は、区長さんや集落役員の皆様を中心に会合等を重ねながら、様々な事業を構想し展開されておられるわけですから、これまでの集落自治のスタンスは崩すことなく、要請があれば臨機応変に対応できる体制を整える予定としております。

屋久島は、集落の元気なくして町の活性化はあり得ない、いわゆる、集落自治の活性化が、私の選挙における重要な公約でもあります。本町の町政発展の目標と道筋をまとめた第2次振興計画を柱としながら、これまで以上に現場感覚を重視し、各集落のイニシアチブ、いわゆる提案を尊重し、関係者と情報共有を的確な分析と長期的な立案能力を備え、ともに行動することで、一つ一つの提案の実現に近づけてまいりたいと思います。

足元のコロナ感染症対策を優先させながらになりますが、時代の変化に臨機応変に対応し、地域の活性化、住民福祉の向上のため、全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○4番（岩山鶴美君）

私は、この質問をしましたが、自分で質問の中身は何も決めていません。

ただ、総務課のほうでこういうアンケートが行われたってことを聞いたときに、その中身ってどんなのなんだろうかってすごく興味を持ちました。集落との町の協働には何が必要なのかなど。どのような体制を望まれますか、どのような業務を望まれますか、それを、中身を聞いたかったっていうのもあります。

今、町長が言われましたように、本当に町の信頼関係、情報共有だとか、それ、今言われたこと全てだと思います。

防災関係でちょっと思い出すと、自慢することじゃないんですけど、3・11の大きな災害があったときに、私、安房区に従事していたとき、すぐ防災訓練をしました。そして、どこから情報が入ったのか知らないんですが、県の県議団が視察に来ました。これは何だろうと思ったら、そういう大きな災害の後に、県下でいち早く防災訓練をしたということで見学に来たことがあります。私たちとしては当たり前のことだったので、

色々、根掘り葉掘り聴かれましたけれども、それが発端になって、安房区では3月11日が、毎年、避難訓練の日と定められています。

何が言いたいかという、今、町長の言葉の中にありましたけれども、屋久島で24集落、口永良部で2集落で、26集落がそれぞれに切磋琢磨して自分たちの集落をよくしようと頑張っていると思います。町の信頼関係とか、色々学ぶ姿勢ということもありましたけれども、しっかりとこのアンケートを受け止めていただいて、お互いに頑張って信頼関係をつくっていただければなと思いましたので。以上になります。

これで、私の質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月18日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時24分

令和3年第2回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和3年6月18日

令和3年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年6月18日（金曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手	
10番 小脇清保	<p>1. クリーンサポートセンターについて</p> <p>(1) 現在の業務委託料は適正か。</p> <p>(2) ストーカ炉を導入するにあたって、プロポーザルの方法は。</p> <p>(3) ストーカ炉導入後、業務委託業者の契約方法は。</p> <p>(4) ストーカ炉の導入の計画について詳細は。</p> <p>2. 町長の政治姿勢について</p> <p>(1) 町長にとっての議会答弁とはどのようなものか。</p> <p>(2) 議会答弁に対する説明責任の認識は。</p> <p>(3) この度のリコール運動についてどう思うか。</p>	町	長
		町	長
		町	長
		町	長
		町	長
6番 渡邊千護	<p>1. 屋久島地杉販売プロジェクトについて</p> <p>(1) 継続して行っている地杉販売プロジェクトは、どのような効果を生み出しているか。</p> <p>(2) 地杉材の販売はどのようになっているのか。</p> <p>(3) 新庁舎に使用した地杉は何立米伐採し、新庁舎建設には伐採した全体の中でどれだけ使用し、残材はどれだけあるのか。現在どのように扱っているのか。</p> <p>2. 水道の水質について</p> <p>(1) 水道水の塩素濃度や濁り等、問題が生じている箇所の現状と、今後の具体的な対策は。</p> <p>3. 世界自然遺産ネットワークについて</p> <p>(1) ネットワークができた経緯は。</p> <p>(2) 活動実績は。</p>	町	長
		町	長
		町	長
		町	長
		町	長
		町	長
		町	長

	(3) どのくらいの経費を使っているのか。	町 長
2 番 眞邊真紀	<p>1. 旅費精算不正調査について</p> <p>(1) 旅費精算不正調査について住民監査請求は却下したが、町長からの調査依頼はどの範囲・期間でどこまで調査が進んでいるのか。</p> <p>2. 屋久島町に埋設されているダイオキシン入り除草剤について</p> <p>(1) 3月議会で質問した、憩いの森に埋設されている除草剤について、埋設場所の確認や撤去要請についての現状は。</p> <p>3. コロナウイルス感染症について</p> <p>(1) 町の情報（防災無線やホームページ）の出し方について、充足しているか。</p> <p>(2) ワクチン接種の現状と、今後の見通しについて。</p> <p>(3) 町の施設にて陽性者が確認されると3日間、町内施設の利用ができなくなるが、陽性者が出ていない施設も一律に利用制限がかかるのは、どのような根拠に基づくものか。</p>	<p>監 査 委 員 町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
6番	渡邊千護君	7番	石田尾茂樹君
8番	榎光徳君	9番	緒方健太君
10番	小脇清保君	11番	日高好作君
12番	下野次雄君	13番	岩川俊広君
14番	寺田猛君	15番	大角利成君
16番	高橋義友君		

1. 欠席議員（1名）

5番 上村富士高君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
社会教育課長	計屋正人君	教育総務課長	長美佐子君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
生活環境課長 統括係長	有馬照幸君	健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君
産業振興課長	川崎勝也君	観光まちづくり課長 統括係長	日高雅和君
代表監査委員	朝倉富美雄君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

10番、小脇清保君に発言を許します。

○10番（小脇清保君）

皆さん、おはようございます。小脇です。

少し時間を頂いて、思いを述べさせていただきたいと思います。

皆様も御存じだと思うんですが、儒教の教えの中に、「身体髪膚これを父母に受くあえて毀傷せざれば孝の始めなり」という教えがあります。

これは、親からもらった体に傷をつけたり、健康を害したりしないで健やかに生活をすれば、そのこと自体が親孝行の始まりですと、そういう意味だと思いますが、そういう意味では、私、大変な親不孝をいたしました。

昨年10月、町の集団健診を受けました。

11月の半ば頃だったでしょうか、封書が来て、泌尿器科の精密検査を受けてくださいという封書が来ました。その5年前に、バリウム検査で引っかかって、精密検査を受けてくださいということで、胃カメラをのんだところ、何もなかったという経験があるものですから、ほっといたんです。「また、大したことないわ」と思って。

そしたら、1月の始めに、その経過を追跡するJAからの封書が来たものですから、「こりゃ、いかん」と、「一度調べてみるか」ということで、1月の末に、鹿児島島の医療機関に行って精密検査したところ、「右の腎臓にがんができてますよ」と。

「小脇さん、今、1センチ3ミリぐらいの小さなやつですから除去すれば何の心配もありません、どうしましょうか」、「じゃあ、先生、除去しましょ」、私は手術ですから1か月ぐらいかかると思って、「じゃあ、いつしましょうか」と言うから、「3月にちょっとお仕事があるものですから、3月の末にしましょ」ということで3月の末を予約したんですが、家族やら親族からは、「がんがひどかったらどうすんのや、転移したらどうすんのや」という心配があったものですから。

さらに、1月の末にセカンドオピニオンを、若い頃に薬屋をやった関係で親しい先生がいるものですから、そこに行って、セカンドオピニオンを聞いたところ、「大丈夫

だよ、小脇さん、そう簡単に広がる場所のがんじゃないから」ということで、3月の30日に手術をしました。

今の手術はすごいですよね。ダビンチという機械の、いわゆる開腹するんじゃないで、右の脇腹に5か所ぐらい穴を開けて、そして手術をする。そして、1センチ3ミリのがんで除去してもらったんですが、3日目には、「もうシャワーしていいですよ」というような状況で、1週間で退院をしてまいりました。

で、今、こうしてピンピンしているんですが、人生100年の中で、残りの20年を取り戻したような、すがすがしい気持ちで今おります。残りの20年を、じゃあ、何にしようかということ、また自分で仕事を探さなきゃいけないなあというふうに思っているところです。

私が、なぜこの話をするかということ、議員の皆さんは、大変、屋久島町発展のために、正しい審議で日々活躍されてます。自分の健康には、十分、注意をされて、屋久島町発展に貢献していただくことを祈念して、このお話をしたところであります。

さて、質問に移らさせていただきます。

本日の私の質問は、クリーンサポートセンターと町長の政治姿勢についての2問であります。まず、クリーンサポートセンターについては、4項目の質問を出しております。

その第1問目から、まず、聞いていきたいと思いますが、順次、お伺いしてまいります。

現在の業務委託料は適正かということであります。

まず、1番目の業務委託料は適正か。なぜ、施設の使用を供用開始以来15年間も同じ管理会社が随契で契約をして、そのため、業務委託料は割高になっていないのかということから、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。小脇清保議員の御質問にお答えをいたします。

ごみ処理施設は、全国どこの施設を見ましても、全く同じ施設はなく、また、施設を受注したプラントメーカー独自のノウハウがあることから、処理に係る職員は、その施設で一定の経験を積むことが必要であり、安定操業のためには、経験に裏づけされた職員の技術力が欠かせないと言われております。

本町の施設につきましては、その管理業務を行う上で、業務委託仕様書において、炭化施設には60日以上教育、訓練を受けた者14名以上、リサイクル施設には8名以上の人員を配置することと規定をしております。この人数は、炭化施設においては、ストー

カ炉と違い、特殊な前処理などの工程が必要であること、また、24時間運転に対応するためには、1班4人体制を基本としていることから、この人数を規定をしているところでもあります。また、リサイクル施設においては、廃棄物を手選別するために必要な最低の人数を規定をしています。

管理業務委託料は、こういった直接人件費が主なものとなりますので、必要な人員を勘案し、国が示す労務単価を参考に、それに見合う積算をした結果、予算の範囲内で契約をしておりますので、現在の委託料は適正であると考えております。

○10番（小脇清保君）

処理の方法が違うからといえばそうなんですが。先日、所管事務調査で指宿の、ストーカ炉ですね、あそこは。を所管事務で見学をしてみました。研修に参りました。

で、残念なことに、西之表は、屋久島町はコロナがはやり過ぎてるからということでお断りされたものですから、資料と、それから私、個人的に電話をして確認をしたところですが、町長、指宿は横型のストーカ方式で1炉24トン、日量ですね、24トン処理するストーカ炉が2基あって、1日に54トン処理するんです。54トン。そして、年間の委託料は、何と1億4,000万円です。

我が町は、日量10トンですよ、今。そして、委託料は1億4,000万円です、約。そのほかに、1億4,000万円のほかに。

そうそうそう、指宿はそれで1億4,000万円の中に3,500万円電気代がかかる、年間。その電気代はどこに入ってるんですかと言ったら、委託料の中に入ってるんですよ。

我が町は、電気料6,800万円です、年間。光熱水費で見ると8,000万円を超えているんですよ。水も使うでしょうから。電気代だけで約7,000万円。これ、町の負担です。

これが、果たして、適正な業務委託料だと町長おっしゃいましたけど、なぜ入札をして、競争入札をして業者を選定しないのか。

同僚議員が、平成26年の議会だよりの6月議会を見ていただければ分かりますけれども、同僚議員が、「なぜ」担当課長に「入札をしないの」、そしたら、そのとき「検討します」と言ってるんですよ。それから約6年経過しているんです。何も検討してないんですけど、もう。

その理由の中に、「業者がないから」というのも一言あったんですけども、本当に業者いないんですか。

なぜ競争入札で、幾らかでもその委託料を軽減しようというお気持ちはないんでしょうか。

○生活環境課長（矢野和好君）

今の御質問にお答えをいたしたいと思います。

町長、答弁したとおりに、ごみ処理施設、どこにも同じものがないということで、炉

の違いがあるということはお分かりだと思います。

まず、指宿のほうを例に挙げられましたが、私どもの施設、今のところは日量24トンの処理ということで、新しく造るのが10トンであるということで、御理解いただきたいと思います。

また、電気代を含めてということもありましたが、指宿は九州電力の範囲内で、多分、夜間電力でありますとか、大口の割引料金があったりとかという、そういうことを利用すれば、受託されたほうは、その分、節約をすれば、その企業の利益になるということで、そういうのも含まれているのではないかと考えております。

それと、競争入札にすべきではないかということがございましたが、今、申し上げましたとおり、どこの施設も炉の構造、また、性質等が、製造するメーカーの企業秘密で出来上がっています。そのことが、プラントを設置する際の競争力を生むということになると思います。

私どもの現施設の運転業務につきましては、施設稼働当初に競争入札をいたしまして、落札した現業者が製造メーカーの瑕疵担保期間、これが3年間ですが、これが完了するまでの期間の運転管理、施設整備及び保守点検をしてきた実績がございます。また、炭化施設という複雑な設備機器のトラブルの対応をそのメーカーと共に行ってきた技術力があります。このことは、施設の維持管理にとりまして、とても重要なことであり、短期間ではなし得ないということというふうに考えております。

こういったことから、現在の運転業務仕様書に炭化施設において、先程、町長が答弁いたしました、60日以上教育訓練を行った者が必要なことと、ごみ処理施設管理者でありますとか、電気主任技術者といった資格を有する者の配置が必要なことというふうに記載をしております。

委託をして出します我々にとりましては、安全で安定的な稼働を最も重視としております。

また、廃棄物処理法におきまして、その施行令第4条第1号には、市町村がその業務を委託する場合の基準におきまして、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当な経験を有する者であることとありますし、同条第5号には、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることと定めております。すなわち、廃棄物処理法が申しますのは、経済性の確保の要請よりも、業務の遂行の適正を重視しているものというふうに解されますので、最低価格の入札した者と契約を締結する競争入札の制度とは少し異なるのかなあというふうに思います。

とは申しましても、やはり、委託料の圧縮というのは、していかないといけないというふうに考えておりますので、次の新しい施設のスケジュールが、今回の基本計画で出

てきましたので、令和6年度までは、現施設を維持しないといけないというふうになっておりますので、来年度からの3年間の、できたら複数年の契約をいたしまして、効率的で安定した施設の運営というものが期待できます。また、経費の平準化が図られるといったメリットがありますので、新しい施設へのスムーズな移行ができるのではないかとこのように考えておまして、複数年契約というものを考えております。

以上です。

○10番（小脇清保君）

課長、そう言うんだったら、記憶ないかなあ、委員会で業者がないといった答弁したことない。適切な業者がないという答弁をしたことがあるでしょ。

○生活環境課長（矢野和好君）

私が課長になってからは、ございません。

○10番（小脇清保君）

26年は、どこにいた。

○生活環境課長（矢野和好君）

当時の企画調整課です。

○10番（小脇清保君）

企画調整課。そのときの環境政策課長は誰かな。

検討しますという回答をしてるんですよ。議事録、議会だよりを見てください。

そして、そのときの課長の回答も、業者がないという、いかにも日本管財1社のような言い方をした。

ところが、今回、指宿のクリーンセンターは、本年度で契約が切れて、今度は10年間のスパンの入札をしますということで応札公募したところ、4社あったというんですよ。業者がないことはないんです。

そして、日本管財でなければ、技術が高いとか、こういうのに参加するということは、それなりの技術は持っていると思いますよ。なぜ競争入札をしてやらないのかと不思議でたまらん。

というのは、随契というのは、その会社しかないとか、または、随契することが、私が申すまでもありませんけれども、釈迦に説法かもしれませんけれども、役場にとって、町にとって有利だから随契なんですよ。

ところが、今年度の3月議会では、労務単価が上がる可能性があるので、契約料金を、町から上げますよと。こんなばかな予算組みがありますか。

私、あのときに、これ、おかしいと思ったんですよ。しかも、失礼ですけども、ネットを見れば分かります。日本管財は、職員の給料を上げないことで有名なブラック企業ですよ。それ、あなたが契約料金上げた分が、労務単価の高騰分として職員に振り分

けられるんだったらまだいいけど、まず、あり得ないと思います。

そういう意味では、大変僭越ですけれども、照屋氏の、町長を告発した書類の中に、最初に入札を認めました、ところが、直前になって断られた理由の中に、前任者からの引継ぎがあるものですかという文言が載ってるんですよ。私は、あの人が全て真実を言ってるとは思いませんよ。

そういうことを言った記憶ありますか、町長。

○町長（荒木耕治君）

私はございません。

○10番（小脇清保君）

そういうふうにして、書類の中にあるんです。

これ、今の状況で競争入札できませんか。何か、できない理由がありますか、町長。

これね、平成20年6,000万円です、委託料。今、幾らになってます。1億3,000万円ですよ。このほかに、電気代が7,000万円です。2億からの委託料ですよ。たった24トンしか処理しないのに。

西之表も、日量22トン処理してます。あれは、縦型のストーカ炉です。24時間運転。契約、年間1億6,000万円。

桁外れに高いと思いませんか、町長。

いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

先程も申し上げましたけれども、議員がおっしゃること、炉によって違うということもあるんで、一概に議員の言うことだけが、そうだ、というふうには私は思っておりませんが、入札ができるのになぜやらないのかということ。

一遍、入札をやろうということでやりました。先程、言ったようにですね。

そしたら、そのときも4社ぐらい来たと思いますが、そのとき委員長は副町長ですから、当時ですね。

要するに、仕様書どおりに、会社が、要するに、今言うように、経験とかそういうものも全部して、そういう書類を審査をした段階で、それに適合したのが日本管財だけだったというふうに私は聞いております。

○10番（小脇清保君）

これ、この状態で15年間ですかね、1社随契というのは、いい結果は生まないと思いますので、それなりの公募して、応札したら、ぜひ審査をしてもらいたいと思います。

課長、今の契約何年まで。

○生活環境課長（矢野和好君）

今年度は、今年度いっぱいでございます。

○10番（小脇清保君）

平成3年度までですね。4年度は、ぜひ入札公募という形を取っていただいて、適正な値段にさせていただくように、お願いをしておきます。

それと、これ、クリーンサポートセンターの、町長、電気代というのは特定供給ですか、それとも上屋久電気利用組合の中に入ってますか、どちらでしょう。電気課長。

○電気課長（内田康法君）

役場の供給地域に入っております。

○10番（小脇清保君）

6,800万円を、屋久電が大体3社の配電会社に1キロ当たり11円86銭で渡していると思うんですよ。そうすると、6,800万円を11円86銭で割ると570万キロワットです。570万キロワット。

その中から、3円か4円利益を上乗せして、上屋久電気利用組合が徴収しているとしたら、約2,000万円の金を上屋久電気利用組合の組合員が負担している。利益の2,000万円はですね。

これ、ちょっと御存じですか。文化村は特定供給で、屋久電直通です。文化村は。それから、旧屋久町の遺産センターとか。あそこは屋久電との、そうだよ、電気課長。

○電気課長（内田康法君）

はい、そのとおりであります。

○10番（小脇清保君）

これ、少しでも、やっぱり町民の負担を軽減するという意味でも、せめて特定供給にして、クリーンサポートセンターは、屋久電から直接電気を引くというふうなことは考えられませんか。

○町長（荒木耕治君）

詳細はよく分かりませんが、今、議員が言われるように、当初、特定供給でやろうとしたのではないかという話で、それを、屋久電がちょっと渋ったみたいな話じゃないのか。ちょっと、これ、確認をする必要がありますけど、そういうことをやろうとしたということは事実です。

○10番（小脇清保君）

ぜひ、そういうふうにして、なるべく町民の負担が少なくなるような施策を。もちろん役場の利益ですから、2,000万円ぐらいの金はですね。一般財源の中に入るのかどうか分かりませんが、その分を町民が負担しているわけですから、そのあたりのことをぜひ検討していただいて、改善をしていただくということをお願いいたします。

2番目に、この施設に代わってストーカ炉を導入するということは、今、屋久島町ではもう決定なんですけど、そのプロポーザルの選定の方法を、今、町長、お考えでしょう

か。御検討されてますか。

○町長（荒木耕治君）

プラントメーカーの選定につきましては、今年度計画をしております発注者支援委託業務において、その手続に必要な書類等の作成をしまいたいと思います。

選定方法については、正式には決定をしておりますが、全国の同種事例を見てみますと、発注方式は、事業者が施設の実施設計、建設工事を一括して行う設計・施工一括発注方式、いわゆる性能発注方式が多いようであります。

また、入札方式につきましては、価格のみの入札ではなく、価格と技術力を総合的に評価する総合評価一般競争入札、またはプロポーザルが望ましいと考えております。

なお、事業者の選定基準においては、総合評価一般競争入札では事前に落札者決定基準を定め、その際に2名以上の学識経験者の意見を聞くことが地方自治法施行規則に規定をされておりますが、プロポーザルにおいては随意契約となり、法制度上の制約がありませんで、そのあたりも勘案をして決定をしたいと考えております。

いずれにしましても、業者選定の審査委員会が必要と考えておりますので、その人選につきましては、近隣自治体や同種事例を担当課に調査をさせ、それを参考に要綱等を制定をしたいというふうに考えております。

○10番（小脇清保君）

この質問は大変、ごめんなさいね、先月、同じような質問をしてちょっと説明不十分だったものですから、今回、また改めてお伺いするところですが、近隣の自治体を調査してということですから、ぜひ、前回は申し上げましたけれども、その選定委員の中に議会は入れないということだけは、ひとつ、お約束としてお守りください。

それと、前回の回答で、縦型ストーカ炉、横型ストーカ炉というふうにあるんですけども、縦型を入れる予定はありませんかという私の質問に対して、確かにプランテックという会社1社なんですよ、縦型は。競争性が生じないんでということは、もう、町長、最初から縦型は排除しているんですかね。

○町長（荒木耕治君）

そういうことはございません。

○10番（小脇清保君）

じゃあ、総合選定委員会をつくるということですから、ぜひ縦型、横型のメーカーを集めて、総合委員会をしてやってください。

そうすることによって、どこが、私、どっちでもいいんですよ、選定すれば、どのメーカーでも、私は、何の請託受けたわけではないですから構いませんが、屋久島町にとってどれが適正かということ、これ1年や2年で更新する施設ではありませんから、20年、30年使う施設ですから、どちらの炉がランニングコストが安くつくのかというこ

とを考えると、おのずと答えは出てくると思いますので、縦型、横型、区別なく、両方を選定の俎上に上げて検討いただくことをお願いして。

それと、先程も申し上げましたけど、審査する議会が、その委員会に入ること自体が間違い。指宿も、西之表も、そのことを聞いてまいりました。同僚議員が分かっていると、思いますけれども、議員は一切、議員を入れること自体がおかしいじゃないですかという言いぐさでした。入っておりませんので、そのあたりのことは、ひとつ念頭に置いていただきたいと思います。

そして、3番目、ストーカ炉導入後、業務委託業者の契約方法はどうされますか。

○町長（荒木耕治君）

運営管理の方法としましては、公共の職員が直接管理を行う直営方式のほか、運転業務を民間に委託する方式のうち、単年度ごとに行うもの、3から5年度の中期間委託をするもの、さらにそれ以上の複数年度にわたり長期間委託する長期包括運営委託方式等があります。

県内施設を調査をしてみますと、長期包括運営委託方式を採用する施設が多くなっているようであります。この方式は公共所有の施設の運営業務を民間事業者に15年から20年の長期間かつ包括的に責任委託させるもので、民間の手法による効率的な運営や安定した施設運営ができること、また、施設経費の平準化が図られるといったメリットがあることから、近年多く採用をされている委託方式のようであります。

本町施設につきましても、このような動向を注視し、来年度に予定しておりますプラントメーカーが決定次第、運営管理方式を決定をしたいというふうに考えております。

○10番（小脇清保君）

西之表が縦型ストーカですけれども、プランテックと日本管財とのベンチャー管理です。あそこはベンチャーで管理しているというのを伺っています。そういう形が一番いいのではないかというふうに思っていますので、御検討を頂きたいと、検討することです。ですから、お願いいたします。

4番目に、ストーカ炉の導入の計画についての詳細が、これ担当課長でいいですけれども、計画できてます。

○生活環境課長（矢野和好君）

今後の計画につきましては、屋久島町ごみ処理施設整備基本計画の事業スケジュールに示していますとおり、今年度は生活環境影響調査を夏と冬の2シーズン実施をいたします。また、工事発注支援業務、地質調査、敷地造成のためのこの設計、設計業務を予定しております。令和4年度に工事入札の手続、敷地造成、本体工事に着手をいたしまして、令和6年度中の完成、7年度の供用開始というものを目指したいと思っております。さらに、現時点での計画におきましては、新しい焼却施設完成後に現在の炭化・電

気溶融施設の解体のための調査設計を行い、令和8年度以降になりますが、それを解体し更地にするという予定にしております。なお、本事業の進捗状況につきましては、町報や町のホームページ等を活用いたしまして町民の皆様にご報告してまいりますし、議会の皆様に対しましても情報を提供いたしまして意見交換をさせていただきながら、共通理解の下に事業の実施をしていきたいというふうに考えております。

○10番（小脇清保君）

この1番目の質問の最後に、町長、この選定委員会の議事録は開示してください、ぜひ。そして、この名前のところ黒塗りにするのではなくて、ちゃんと委員の名前も付して書いて議事録を開示すると、そうでないと、いまだにこのストーカ炉の導入時期の連合の問題は、あいつが悪いんだ、こいつが悪いんだというような、このクリーンサポートセンター働いてない関係で、いまだにそういう責任の転嫁みたいなことが流れていますので、ぜひ、委員会の議事録は開示して、名前を伏さないで、書くということを、どうでしょうか、お約束できますか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員がおっしゃられるように、透明化っていうのは、ありかもしれませんけれども、今、私が思っているのは、今の炭化・電気の焼却場の二の舞は踏まないということで常々言っております。要するに、あれもそのとき先進的なもので、これからそうなるだろうという、そういうもので、あれを導入をしたというふうに私は聞いておりますし、そういうふうに思っています。

ですから、今現在、日本全国平均的に使われて安定的にやっている、そういうものを選定をしてくださいというふうに、そういうお願いというんですかね。ですから、今言うように、よりいいものを選定をしたい。

ですから、議事録に関してはちょっと内部で、それ、できるのか、名前ちゅうことは内部で検討させていただきます。

○10番（小脇清保君）

それでは、1番目は終わらせてもらいます。

2番目の町長の政治姿勢についてという表題に入りますが、1番目の、町長、大変僭越ですけれども、町長の議会での答弁に対して、説明責任があるかどうかお答えください。

○町長（荒木耕治君）

私は、屋久島町民の直接選挙により付託を得て、地方自治法の規定により、屋久島町を統括をし、これを代表する者として事務を管理し及びこれを遂行をしております。私が担当する事務の執行のために町民の付託を得ている議員各位の合議体である議会に事務の内容等を説明し、また提言を頂き議決を頂いているところです。このことから、私

にとっての議会での発言は、会議規則などの議場の秩序を守り政治的動義的責任を持って発言をしているところであります。

○10番（小脇清保君）

そうすると、町政に関することであるから、個人的な問題でなくて、説明責任があるというふうにお考えですね。

○町長（荒木耕治君）

町政に関することの説明責任はあると思います。

○10番（小脇清保君）

私、3月議会でしたか、町長に名誉毀損で訴えた件を直接聞いたところ、通告外ですからお答えできません。あれは、見事な回答だったですよ。確かに通告外ですよ。だけど、私がこの質問をすることがどこから漏れたのかなと思うぐらい見事な回答でしたが、されば、3月議会で通告すれば答えてもらえるだろうと思って通告をしたところ、今度は議会がさせない。議会制民主主義ですから、数が多いほうが勝ちですから。二元代表制の私に言わせれば、議会が町政全般ではないとか、理由にならない理由をつけて質問をさせないということは、これ、町政に関わる問題ですからおかしいと思ひまして、今回は、政治姿勢で説明責任があるかどうかということでお尋ねをいたしました。

というのは、平成元年の12月の10日の私の一般質問に対して、業者から受け取った200万円については事実無根であり、極めて名誉毀損されるので司法の場に持っていきますと、はっきり議会の席でおっしゃった。そして12月の18日には公の記者会見をして、これはマスコミが報道しましたけれども、弁護士立ち会いのもとに訴えました。このことのために、12月の後ですか、私、百条委員会の設置を提案したときに、それぞれの委員が反対討論の中で、本人が司法の場にもっていくと言っているんだから、その結果が出てからでもいいじゃないかと言う議員もいました。それから、百条委員会をつくったところで、警察の捜査の後追いになるから百条委員会設置すべきではないという意見やら、それから休憩室で、反省しなければリコールだよと脅されたという、長年の議員経験の中で脅迫されたのは初めてだという討論もあります。これ、私、議事録調べてみたんです。議事録っていうのは、発言を一過性で聞くのと違って、文字起こししているとリアルですよ。実に言葉がリアル。これ、自分もこんなこと言ったかなというようなことが、ちゃんと詳しく載っています。だから時々、議事録を読み返すというのもいいのかなと思うんですが、そこで、各議員がそのように言って百条委員会を、町長の議会での発言に対して、それを踏まえて発言をしているわけですが、そこでお伺いします。名誉毀損の訴えを取り下げた理由はお聞かせできませんか。

○町長（荒木耕治君）

それは、不起訴になったからです。

○10番（小脇清保君）

不起訴になったのは、町長、いわゆるシルバー割引のせいですよ。シルバー割引の不正問題が不起訴になったのであって、私たちは、こういう受け取ったか受け取ってないかも分からないようなことでは告発はしていません。そのことで不起訴になったんではないんですけれども、もう一度お願いします。

○町長（荒木耕治君）

いや、私たちって、私たちから私を告発したんですか。そうじゃないでしょ。あれ、個人がしたんでしょ。

○10番（小脇清保君）

正しい屋久島町を創る会の私も一員ですから、私たちと言っても間違いではないと思います。

○町長（荒木耕治君）

それは、シルバーの件ですか、200万円の件ですか。

○10番（小脇清保君）

いや、町長御自身はお分かりでしょう。町長が名誉毀損で訴えたのは200万円の件なんでしょ。それを取り下げた理由を私聞いてるんです。

○町長（荒木耕治君）

それは、もう検察の結果が不起訴ということになったから、知らない人でもないし、私の先輩ですから、そういうことをいつまでも、自分にも、そういうことは潔白だというのが証明されましたから、それで取り下げたという、ただそれだけの理由です。

○10番（小脇清保君）

それは、ちょっとおかしいですね、町長。だったら、私が最初に聞いたときに答えられる問題ですよ。絶対に。まあ、どっちももう時効になっているから構いませんけれども、受け取ってないという事実があるのであれば、これ、最後まで闘って名誉毀損で業者を訴えるべきですよ。

○町長（荒木耕治君）

いや、それはそういう感情でありますけれども、議員だったらそうするかもしれません、私はそうしなかつただけの話ですから。（笑声）それは、私も人の子ですから、そりゃ、誤認があったり、頭に血が上ったりすることはありますよ。議員だって、その議席でそういうようになることあるでしょ。それは、私も不徳の致すところだということで、深く反省をし、説明もしてきたつもりであります。

○10番（小脇清保君）

やっぱり、町民の付託を受けているわけですから、明らかに、町民に対する信用を取り戻すためには、これは最後まで闘うべきであって、まあ、しかし、よかったですよ、

取り下げてね。あのまま取り下げてなければ、逆に名誉告訴で訴えられるとこでしたから、そういう意味では。しかし人格者ですね、友達だから取り下げたというのは、これ、詭弁じゃないですよ。

○町長（荒木耕治君）

議員の受け取り方はどうでもいいと思います。

○10番（小脇清保君）

私の感情としては、そういう事実もあったのかなあというふうに思わざるを得ないところがありますから、そのことだけは申し上げておきたいと思います。

ところで、3番目の、このたびのリコール運動についてちょっとお伺いしたいんですが、町長は平成28年のリコール、あれも不成立でしたけれども、あのときに、町民との対話は誠実性の一丁目一番地だとした上で、丁寧な説明と意見聴取をするために町民と意見交換の手段を講じていきたいと、調査研究をしたいというふうに前回のリコール不成立のときにおっしゃっているんですけれども、今回のリコールも不成立でしたが、この最初の姿勢を貫いてれば、今回のリコールはなかったかもしれないんですけれども、これ、リコールされたとお思いですか。

○町長（荒木耕治君）

私個人が直接出向いて聞くことは、まだいまだやっておりません。

○10番（小脇清保君）

やっぱり、町民と約束したことは守っていただかないといけないと思いますので、ぜひ、そうであれば、今回のリコールはなかったかもしれない。あった。（笑声）強く私は要求しましたから、これやらなきゃだめだよというのは、事実、そうですよ。

今回の結果を見て、町長、何か所感ありますか、リコール運動について。

○町長（荒木耕治君）

特にコメントはありませんけど、私、リコールが始まったときに、始まったことに対しては町民に、このコロナ禍の中で御迷惑をおかけをしたと、ですからそれは、1人でも100人でも1,000人でもそれに対しては、そういうような話をしました。

リコールが終わって、その数が幾らあったのか、選管に提出をされませんから、その数は知る由もありませんけれども、たとえその数がどうであろうと、今回のようなことはやらないように、これから先こういうことがないように肝に銘じて、今言われた対話につけても、例えば校區別に出て行ってやろうということを、今やろうということで内部で計画をつくりつつあるところはありますので、そういうふうにやっていきたいというふうに思っています。

○10番（小脇清保君）

やっぱり、私も議員生活中に2度の辞職勧告を受けたとかちゅって批判をされました

けれども、町長も、2回リコール運動を受けるというのは、これ珍しいですよ。しかし、運が強い、町長は。コロナがなければもっと早くやっていますよ、我々は。コロナが収束するまで収束するまでと言いながら、時期を失したというふうに思っています。そういう意味では、大変運の強い方だというふうに思っていますが、そこで、これ通告してないと言われればそれまでですが、コロナの注射、ワクチン打たれましたか。

○町長（荒木耕治君）

1回目打ちました。

○10番（小脇清保君）

いつですか。

○町長（荒木耕治君）

6月の6日の15時30分に打ちました。2回目は27日の日曜日です。（「2回目はですね、まだ来てないですね」と発言する者あり）はい。（「2回目」と発言する者あり）来てないです。議員みたいに全身打撲のような、そういうひどいものじゃなかったです、私は。（笑声）

○10番（小脇清保君）

いや、私、全身打撲しませんよ。左肩が少し上がらなかった程度です。いや、私、なぜこれ聞いたかという、人のうわさですから無責任ですけど、85歳と医療従事者がコロナワクチンが第1陣ですよ、屋久島町の場合は、そのときに町長も受けたといううわさが出たんですよ。まさかそんなことはないだろうと。（発言する者あり）え、私じゃないよ、町長だよ。（「誰が出したんですか」と発言する者あり）それ、私出さないよ、そんなことは。（笑声）私が聞いたから今聞いているんですよ。まさか、そこまではないだろうと思ったもんですから、当時、担当参事に聞きましたよ、まさかそんなことないだろうねと。各自治体で首長がワクチンを先に打って、私は、診療所の管理者だとか、これ厚生省がはっきり規定していますから、そういう言い訳で受けたという事例があったもんですから、うちの町長だったらやりかねんなと私自身は思ったわけよ、正直なところ。だから聞いているんです。よかったですよ、やってなくて。はい、どうぞ。

○町長（荒木耕治君）

いや、そこでやってないって言い切ってもらえれば非常に私も助かった。いや、やってるのかなと思う、そういう信頼関係しかないのかなと思って、今残念な思いでおりますけれども。だけど個人的には、私は、首長と副町長ぐらいは当初にやっぱり打つべきじゃなかったのかなという、国がそういうものを出したほうがよかったんじゃないのか。かかる医療従事者と一緒に、そういう、国が出しとけば、今、ちまたで言われているようなこともなかったんだろうと、それはかからないという保証はありませんから、やっぱり危機管理ができない、そういうのはやっぱり国がやるべきじゃなかったのかなと、

1、継続して行っている地杉販売プロジェクトは、どのような効果を生み出しているかお聞きします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊千護議員の御質問にお答えをします。

平成28年1月、屋久島地杉を全国的に出荷・販売をする取組を推進をし、屋久島の林業の振興・活性化を図ることを目的に、（株）屋久島地杉加工センターと屋久島町で、屋久島地杉販売プロジェクト推進協定を締結をしております。この際、一次加工施設等の整備を行うため、町有地を無償貸付けすること及び施設内の造成工事の費用を補助してきたところですが、また、効果的な補助事業の導入の支援も行ってまいりました。

建物及び機械設備については、屋久島地杉加工センターが整備をし、杉原木を二面のみ製材する太鼓落としに、一次加工の上、島外製材所に出荷をし、その後、乾燥・加工を施し、全国への販売を始めました。

これまで、合板用の材料として、原木出荷を主流として行っていたため、効率も悪く、海上輸送に係る経費も余計にかかっていましたが、一次製材を施すことで、このような問題も軽減をされております。

○6番（渡邊千護君）

町長の今言ったとおり、色々と町の支援も頂いて運営しているということでございますが、この地杉販売プロジェクト、地産地消としての第一歩を踏み出したと私は思っております。で、屋久島地杉の知名度や屋久島地杉の価値を高め、非常に一定の評価を得られたのではないかと思っております。

加工センターのマネジャーとも話をさせていただいたんですが、最初の売込みのときは、どうしても、屋久島地杉の名前が売れていなかったもので、なかなか販売するのが難しかったと。ただ、ほかの地域の杉と比べてみたときに、杉の質ですね、が油分が多かったり、強度が、杉の強度は強かったり、艶があったりということで、徐々にですけども、一定の評価を得られて、販売のほうも少しずつ伸びているということでありました。このプロジェクトについては、本当に一定の評価が得られるのではないかと、私はそう思います。

で、今、効果を生み出しているのかというのを私はお尋ねしたんですけども、町長の個人的に意見として、どのような評価。今、屋久島の地杉が少しずつ伸びていっているけれども、その評価というか、町長の個人としての、これからの杉の評価、評価と言ったらおかしいですけども、考えというか、杉に対する思い、今出している思いをひとつ聞かせてください。

○町長（荒木耕治君）

この庁舎を造るときから屋久島地杉の販売というのはずっと考えておりました、戦後70年、祖父母が、あるいは親が植林をした木が林家の収入にならないかということをや、という思いもあり、屋久島は9割森林の島ですから、やはり木材を何とかしようと、それも屋久島の地杉を何とか世に出す方法ということで、この本庁舎もそうですが、一つは、そういうプロジェクトのモデルハウスとして、屋久島の地杉でこういう建物ができるんですよ、これをそういうものにして、屋久島の杉を全国販売をしたいと。

今、議員が言われるように、屋久島というと屋久杉、みんな屋久杉だと思っている。小杉、地杉と言っても分かりません。屋久島にある木はみんな屋久杉だと思っているんですよ。そこら辺を、いや、屋久島には3通りの杉がありますよ。小杉と言います、地杉と、今、庁舎を造ったのは、全部屋久杉で造ったのと言いますから、いや、それは地杉という、戦後植林をした木で造ったんですよ。赤みがあって、油分もあって、今言われるように強度が強くて、香りがよくて、だけど、屋久島の杉というのはスマートじゃないですから、そういう面では、節もありますし、今までは建築材としてなかなか需要が少なかった。しかし、造る側のニーズも変わったのと、節があったら逆に飽きがこないと、まさ目のきれいなやつもいいです。

もう一つ、今できたのは、この節が、長くすると、今までは取れてきていた。その節を取れない、粘着剤といますか、そういう工法が今現在できて、今この節いっぱいありますけど、これは節が取れない、そういうことで屋久島も地杉も売れるんじゃないかということで、今、そういう形で、少しずつではありますが、屋久島の材が販売をされていっていることは、私もそういうものでは自分の思いが少しでも達成されていっているのかなという思いでおります。

○6番（渡邊千護君）

そうですね。屋久島の林業振興にかなり貢献していているとは思いますが。

その後、令和元年7月19日、町と屋久島地杉生産有限責任事業組合（LLP）ですね、と全国の販売会社、工務店、大体30数社から40社ぐらいが入って「屋久島の森と生きる」ということで、共同宣言の協定を結んでおりますが、これも、地産地消として屋久島の林業の振興に大きくつながっていくのではと、期待しております。

そのほかに、共同で屋久島森林ファンドを設立し、木材販売の1立方メートル当たり5,000円を森林保全の直接的な支援を充てるということも盛り込んでおりますが、これ町の会計ではないと思うんですけれども、今現在で分かる範囲で構いませんので、何立方販売をし、幾ら森林保全の直接的な支援を行ったのか、分かれば教えていただきたいのですが。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

手元に今ちょっとその細かい数字を持ってきておりませんので、ちょっと時間を頂きたいと思います。

○6番（渡邊千護君）

またデータ後で頂きたいと思うんですが、これが実際お金が入ってきているのであれば、それ屋久島森林の保全のために、ぜひ活躍あるいは役立ててほしいと私は思っております。

それと、もう一つ、町報に載っていたんですけれども、今年の4月号、町報のほうに、令和3年3月11日には、町とLLPですね、と株式会社SOME Sさんと島内で循環する経済構築に向けた森林保全と木材普及等に関する協定を結んだとありました。地杉の協定の中では、初めて地産地消をうたっております。で、地産地消として、屋久島地杉、町報のほうには「ヤクイタ」と書いてありますけれども、販売されるということで、とても期待が持てるのではと思うんですけれども、その中に、地元の工務店さんだったりとか、または、せっかく地産地消をうたうので、地元の杉を関わる事業者さんだったりとかに対しての呼びかけがなかったのかどうかはお尋ねしたいんですけれども。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

地元の工務店等にもお声かけはさせていただいております。ただ、今までの付き合いとかがありまして、直接製材所から買い付けるということが、ルートができておりますので、そこにSOME Sさんの小売りについて、工務店さんが買うと。量が足りなければ、あるいは急いでいるときにはそういう利用はあるかもしれませんけれども、今のところ、工務店さんは直接この呼びかけの中には入っておりません。今後もそういう呼びかけは続けていきたいと思っております。

以上です。

○6番（渡邊千護君）

そうですね、一番の材は、板とか扱うのは工務店の方が一番取り扱うと思うので、できればそういうところにも呼びかけて、しっかり入ってもらって、ばんばん地元の杉を地域で循環させていくと、利用していただくと。

本当、地産地消として、いい協定だと私は思っておりますので、ぜひこれを利用して、屋久島中の人々にその材を使っただけのような形を取っていただきたい。島外の方にも、向けとしても、この屋久島の杉はいいんだよと、来たときに見てもらえるような形を取っていただきたいと私は思っております。

それでは次に、地杉材の販売はどのようになっているかをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

屋久島地杉販売プロジェクトに基づいた取組等によって、屋久島地杉加工センターの生産・出荷数量は年々増加をしている状況であります。

近年は、角材等に一次加工することで、さらに効率化されており、戦略産品としての位置づけをすることで、離島活性化交付金を活用した海上輸送に係る補助も受けることが可能となりました。具体的には、事業費の8割が補助される等、効果的な補助事業を活用した取組により、安定的な出荷が行われているところです。

また、木造庁舎建設を契機として、島内での、主に板材の加工体制を整備をし、製材生産量の拡大、雇用や所得の向上等による林業振興はもとより、各種産業振興を通じて地域づくりに貢献することを目的に、地元製材所及び島内工務店を構成する屋久島地杉生産者有限責任事業組合が設立をされました。

新庁舎建設後も引き続き、主に板材を販売し、島内外への販売を行っているところですが、産地が明確で質の高い木材を自発的に生産し、普及を安定させること、木材流通によるCO₂排出の削減を実現させること、生産者と消費者が山林資源について意識を共有できることを目的とした取組に賛同していただいた全国の工務店等と協定を締結することで、生産数量が少量である問題点に対し、契約販売する形での持続的な対策を講じております。

令和2年度の販売実績につきましては、屋久島地杉加工センターの原木消費量5,584立方、製品加工量3,260立方、屋久島地杉生産者有限責任事業組合の板材出荷数量約743坪となっております。

また、製材過程で生じる副産物であるおが粉についても、それぞれ再利用をしている状況であります。

○6番（渡邊千護君）

今、色々と数量を聞いて、まだまだ伸ばしていけるのかなと思ったところであります。

屋久島の地杉に関してですけれども、販売を今実績は聞いたんですけれども、今聞いたのが加工施設の木材の件で話を聞いていった、数量、その立方数を聞いたと思うんですが、屋久島全体の、今、例えば事業体であったりとか、森林組合であったりとか、その原木をそのまま島外に出して、もしくは国外のほうにも今出している状況も続いております。

で、ただ、今、現時点でアメリカのほうの住宅の需要が増えていまして、国外の材が日本のほうに入ってきてづらくなっているというのが現状であります。昨日ネットで調べてみたんですけれども、国産材がこれから需要を伸ばしていくのではないかとということで、これからばんばん屋久島の材が出荷されていくのではないかとというふうに思っておりますが、先程も持続可能なということがありましたけれども、ここ10年、20年は問題ないと思うんです。ただ、屋久島の場合、限られた資源があるわけですから、これは、ここ20年、さらに30年ぐらいになったときに、その先のほうが心配になってくると。で、今、加工のほうは少量でもいいかもしれませんが、これからかなり販売が拡大して、

林業振興が進んでいったときに、その限られた資源の中で、これ持続可能な開発がずっとできるようなシステムを構築していくのが必要ではないかと私は思っております。

そこで、この持続可能な開発をするためにも、町が中心となって、加工センターとか販売店だけではなく、その各事業体だったりとか、各関係機関だったりとかの連携をもっと強化していく必要があると私は思っております。そこら辺、町長、今後、やっぱり先のことを見据えて、屋久島の林業の在り方を協議する協議会みたいなものを立ち上げていく方向が、私はベストだと思うんですが、そこら辺どう考えておりますか。

○町長（荒木耕治君）

屋久島は、共生と循環というのが大きなテーマですから、限られた、杉林にしても8割、国有地ですから、民有地というのは限られた中にあるわけですよ。その中でやりくりをしていかなければいけないというのは、議員がおっしゃるとおりですから、やはり伐ったら植えるみたいな、前同僚議員からも質問がありましたけれども、やっぱり植栽をして、その植栽も、全部じゃなくて、広葉樹とも併せて植栽をやっていく。

今、朝の連ドラで「山と海はつながっている」ということを言って、屋久島も当然そういうことも、漁業とも連動していたことを将来的にはやっていかなければいけないというふうに思っております。

○6番（渡邊千護君）

町長の言ったとおりでございます。保全のほうにも力を入れて、苗の生産組合もありますので、そうやって、持続可能な、やっぱり植えて切って出すという循環の、やっぱりそういうのを今後さらに先を見据えた林業の在り方を考えていくほうが私はいいと思っておりますので、町長の意見に今のは同感でございます。

それでは、今回、3番目の質問なんですが、新庁舎に使用した地杉は何立米伐採し、新庁舎建設には伐採した全体の中でどれだけ使用し、残材はどれだけあるのか、現在、どのように取り扱っているのかをお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

新庁舎建設に使用した地杉は、原木で約2,400立方、製材の歩留りが約40%であったため、製材後の数量が960立方程度となりました。その後、乾燥や加工を施すことで、歩留りが約70%となり、さらに不良材等を除き、活用できる構造材は約600立方程度でありました。うち、新庁舎建築用の構造材として、570立方程度を使用をされています。また、残った材料につきましては、地元木材加工業者に材料支給することで再利用をし、議会用机40基、職員用机100基、その他庁舎内テーブルやベンチ等の家具製品を作製をし、使用をしているところです。

○6番（渡邊千護君）

分かりました。

ただ、今、色々数量を聞いて、最後にはテーブルとかも使って使用したということでもありますけれども、どうしても残材の後に廃材が出てくると思うんですけれども、どれぐらいの廃材が出て、どう処理をしたのか。例えば、産廃業者にお願いしたのか、地杉を取り扱う業者にお願いをしたのか、またはそのままなのか。

なぜ、私がこの質問をしたかといいますと、住民の声で「余った材はどうしたの」という声もありました。「新庁舎に使用した木材というのは住民の財産である。使用後の報告もしっかりしてほしい」という声がありましたので、私自体も答えられないことが多々ありましたので、質問させていただきました。

もし分かれば、新庁舎を完成し、少し時間はもう経過しているんですけれども、今あるデータの中で、その新庁舎で使用した木材の廃材も含めての全ての報告をしていただきたいんですが、今、分かるでしょうか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

やはり、自然でできたものですので、当然、不良材というものは出てきております。それは、虫食いであったり、曲がったりして活用できなかったものであります。その中で約15立方ほどが出ておりますが、そのうちの2立方ぐらいにつきましては、もう完全に資材として扱えない分がありましたので、これは乾燥するためのまきとして活用しております。それから、あと残りにつきましては、構造材の柱になるような材が1立方、それから板材につきましては14立方、合わせて15立方ほどが残っておりますが、これは、現在LLPの倉庫のほうにあります。

これにつきましては、今後庁舎内で使う、こういう机だったりとか、あるいは一昨年豪雨のときに自衛隊に救助要請をしました。その際に、ちょっと自衛隊の人たちの厚いブーツで庁舎内の中を入りましたので、階段部分でちょっと欠けたりしている部分がありますので、そういったものの、庁舎の中の修理をする際の材料として、今のところ考えております。

以上です。

○6番（渡邊千護君）

今、報告を受けて、あっ、データはしっかりあるんだな、ということだと思っておりますので、できれば町民の方も、このデータかなり知りたいと思っています。やっぱり余ったものをどこで使っているのかとか、もしかして人にあげるの、違う業者にもうあげたんじゃないとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、データとして、町報でも構いませんので、できれば上げていただきたいと思います。町長、それはどうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

今後とも検討してみたいと思います。

○6番（渡邊千護君）

それでは、次に移りたいと思います。

次は水道の水質についてなんですけれども、水道水の塩素濃度や濁り等、問題が生じている箇所の現状と、今後の具体的な対策をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

まず、塩素濃度につきましては、毎日、水道水の塩素濃度を確認をしている町内各学校より、塩素濃度の異常について報告が入ることがありますが、その都度、早急に浄水場に向かい、各種数値の確認を行い、必要な措置を取るなどの対応をしております。

塩素濃度が高いことで、学校現場の方々に不安を与えることについては、心苦しく思うところではありますが、多少塩素臭を強く感じるがあっても、飲用等については問題がある状況にはなっておりません。

水道の塩素濃度は、浄水場に近い地域では濃度は高く、配水管の末端に向かうにつれて低くなっていく傾向にあります。水道法施行規則第17条には、水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置が定められており、同条第3号に残留塩素濃度0.1ミリグラムパーリットル以上保持するとの規定があります。この規定の趣旨にのっとり、各地区浄水場にて、おおむね0.2から0.5ミリグラムパーリットルを目標値として管理をしています。

しかしながら、塩素濃度が高い場合、塩素臭を強く感じたり、消毒副成物での発生要因になったりもするため、各地区管理人及び職員が実施している毎日検査において、残留塩素濃度を目標値内で収めるよう、適切な措置を講じてまいります。

次に、濁りの発生につきましては、高平地区、麦生地区の一部から報告を受けております。原因は幾つか考えられましたが、報告があった後に配水池の点検を行いましたところ、床面に堆積物を確認をしたため、濁りの要因の一つであろうと推測し、配水池の清掃を5月28日に実施をしております。今後、ほかの要因についても調査を進めるとともに、他の配水池についても確認を行い、必要に応じて清掃を行ってまいりたいというふうに思っております。

○6番（渡邊千護君）

まず、お尋ねしたいのが、各小学校のその塩素濃度を今、毎日測っているわけですが、その塩素を水源地のほうから落とすと思うんですが、それは手動でやっているのか、コンピューターで自動で落とすようになっているのか、そこら辺を確認したいんですけれども。

○生活環境課長（矢野和好君）

機械式でやっております。

○6番（渡邊千護君）

機械式でやっていて、この塩素濃度の、まあ、残留塩素濃度ですね、がこんだけ差が

出るもんなんですか。というのが、私、今回、屋久島中回って、小学校をちょっと回って、先生と話をしながら、塩素濃度の、ここ数日間というか、1か月なり、1か月取っているところは1か月間のデータを見させていただきました。

まず、栗生小からいきますと、0.1ミリグラムから0.3ミリグラム。これ、もうすごくいいと思います。しっかり、0.1グラム以上入っていました。永田小のほうは0.1ミリグラムから0.3ミリグラム、一湊小のほうは0.1ミリグラムと、一番高いときで0.4ミリグラムということでした。保健の先生が言うには0.4になると、ちょっと臭いがすると。ですから、なるべくなら、もう0.3までがいいんでしょうね、という話でした。

あと、宮浦小は0.3から0.4と、ちょっと高いですねと、やっぱり言っていましたけども。1日ここ最近で0.6ということもあったようで、ちょっと焦って、給食センターのほうにも連絡して、これで大丈夫ですか、0.6ありますが、という話をしたけども、その水道水を測ったところ、0.3だったということで、安心しましたということがありましたと、報告を受けています。

あと、問題は小瀬田小学校の場合は、水源地が近いということで、0.4から0.5と。先生も、ちょっと心配だなということは言うておりましたけども、基準は0.1以上の上限は示されていませんので、それもいつものことですから、ということだけでも、できれば下げてほしいという要望もありました。八幡小学校はもう平均で0.1ミリグラム。

ただ、問題があったのが、安房小が0.5から0.7が平均だそうです。高いときで2というのもあります。2となったときは、水が色が出るそうです。それも大問題ということで、何度も、去年から教育委員会のほうにも相談は何度か行っていると思いますけども、これは大問題ということで、町のほうに相談してくださいというふうに言われました。

そして、一番びっくりしたのが神山小学校、基準値を下回る、法律で定められる基準値を下回る0.05ミリグラム。これは早急に対応しないことには、残留濃度が0.1未満だと水の中で微生物が繁殖するそうです。神山小の先生のほうに聞いたら、臭いがしてきているということで、この塩素濃度が法律の基準を下回っている水を子供たちに飲ませていいのか、ということで相談を受けました。ちょうど、私が行ったときに、その話をしていましたので、助かりましたと。早急に対応してくださいということが分かりましたので、その対応を、これは早急にさせていただけるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

早急に指示をして、改善をするように指示をしたいと思います。

○6番（渡邊千護君）

それともう1点、神山小学校の件につきましては、6月2日の日に0.0から一気に2.0に上がっています。そして、ここも水に色が出ているそうです。町のほうに電話したところ、すぐには来てもらえず、次の日に来たそうです。原因も分かりませんということ

でしたけれども、今現在は、0.2から0.05まで下がってきたということで、数日かけて、元に戻りました。ただ0.05に戻ったということは、また、基準値を下回ってしまったと、ということになります。非常に危険でありますので、早急に対応してください。

安房小につきましては、すごく基準値が高くて、塩素濃度が1以上1.5、または2ということが度々あるそうです。ここを何度か見てもらっていると思うんですけども、なぜこんなに、しょっちゅう、基準値を基準値というか2といたら、本当、小学校のプールが0.4ミリグラム以上、1以下で法律で定められているわけです。ちょっと0.7、8になると、泳いただけでも目が充血します。その以上だからプールが1未満ですから、2というのはプールの水の2倍の塩素濃度があるわけです。その水を子供に飲ませるといのは、いかななものかと思えますけれども、安房は度々そういうことが起こっております。

この原因を突き止めることはできたのでしょうか。これも、何回も教育委員会のほうには相談が行っていると思うんですが。教育長、そこら辺はどうでしょう。

○教育長（塩川文博君）

特に安房小からということは、今のところ、私のほうは把握していないところでございます。

○6番（渡邊千護君）

昨年の4月17日、校長先生がその塩素濃度が高い2の水を持って、教育委員会のほうに報告に来ております。色がついていると。どうしてもこれ、水を子供たちに飲ませられないということで、行っているのがここに書いてあります。

あと、10月28日、教育委員会に行って、塩素についてまた話合いに伺っております。これ教育長立ち会っていないのでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

私は、当日立ち会ってはいません。

○6番（渡邊千護君）

この基準、0.5から0.7安房小ではかなり高いんですけど、水源地の老朽化のせいであっているのかと、原因をちょっと調べてほしいということで、安房小のほうから私は今回伺ってきておりますけれども、その対応は町長、できますでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

高いところ、低いところ、調査をさせて、きちっと修繕なり改修なりをしたいというふうに思います。

○6番（渡邊千護君）

やっぱり、どうしても気になったのが、神山小は大至急にしてもらわないと、子供の健康に被害が及ぶ可能性がある、ということと、安房小の基準値が、やっぱり、これ法

律で定められた基準値の高いわけではありません。1以下というときもありますから、1以下ですから。ただ、あまりにも数字が高いときもあるので、ここもできれば早急に対応していただきたいなど。2となると色がついています。2となったときに、神山小もそう、安房小もそうですが色が出てました。水に色がつくというのはなかなかないそうので、考えられる可能性としては、塩素濃度が高過ぎて、中のパイプ管が、ちょっと溶けて色が出ているんじゃないかということが考えられる、という話も出ていました。ただ、実際それを調べたわけではありませんので、そこら辺も含めて、町のほうで対応していただきたいというふうに思います。

あと、水の件でもう1点、先ほど町長のほうから、高平区と麦生区のことで、私、今回質問したときには、麦生区と高平区の水源地を前処理装置と後処理装置がついていないので、その要望かと思って、話を進めようと思っていましたけども、課長のほうには、水源地の清掃をしてほしいということで、話が来ていたということで、昨日ちょっと、話をしたらかみ合わない部分がありました。ただ、課長と話した中で、昨日調べたところ、その、本当に他の集落で、新しくついているところは、水源地に前処理装置と後処理装置があつて、しっかりとそれで処理をしてきれいな水を流していくと。現に高平と麦生はまだついていませんでした。あと、ついていないところは、一湊だったり、志戸子だったり、吉田だったり、まだこれから順に追って装置をつけていくということでもありますけれども、麦生集落の話を聞いたところ、風呂をためたときに下が濁っていると。で、一番気にするのが、高齢者が多くてコップの水が色が分からないので、そのまま飲んでしまって、身体にその害がするんじゃないかというのをすごく懸念していました。風呂にたまったときに、下が濁ってしまう水を飲ませていいのかというのも、やっぱり安心、安全な水を飲ますというのはとても大事なことであります。

屋久島憲章の条文の1の中で、一番最初うたっているのは、水なんです。「わたくしたちは、島づくりの指標として、いつでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水環境の保全と創造につとめ、そのことによって屋久島の価値を問いつづける」と。

やっぱり、住民にとって屋久島といったら水の島です。ですから、やっぱり、水も水環境の保全というのもしっかりしていただきたいし、住民の生活にとって必要不可欠なライフラインだというふうに思っておりますので、濁った水を飲むことがないように、しっかりその、前処理装置だったり、後処理装置、水が循環ができ、きれいに水環境が整えられるようなシステムを構築してほしいというふうに思います。町長いかがでしょう。

○町長（荒木耕治君）

議員がおっしゃられることは、ごもっともだと思いますので、そういうふうに、早く

そういう環境が整えられるように、やっていきたいというふうに思います。

○6番（渡邊千護君）

水のことは、本当は、塩素のこともそうなのですが、子供たちが体を壊さないように、しっかりおいしい水が飲めるようなシステムを構築していただきたいと思っています。

それでは、次に移りたいと思います。

世界自然遺産ネットワークについてですが、ネットワークができた経緯についてお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

ネットワークができた経緯につきましては、本協議会の設立趣意書にもありますように、世界の文化遺産及び自然世界遺産の保護に係る条約に基づく世界自然遺産として、1993年に登録をされた白神山地と屋久島、2005年に登録をされた知床地域、2011年に登録をされた小笠原地域、これら世界自然遺産として評価された自然を有する自治体は、評価された自然の価値は異なるものの、その価値を損なうことなく、将来に向かって保全する共通の使命を帯びており、日本に4地域しかない世界自然遺産の価値の啓発と保全を、主体的に、継続的に取り組むため、平成27年に、本町と白神山地の青森県側である深浦町、鱒ヶ沢町、西目屋村、秋田県側の藤里町、小笠原諸島の小笠原村、知床地域の斜里町、羅臼町の8町村間において、意見交換を実施をし、翌平成28年に世界自然遺産地域ネットワーク協議会が設立をされたところであります。

○6番（渡邊千護君）

私もあまり詳しく分からなくて、色々ネット見ていたんですけど、実はもう5年くらいつんですね。世界自然遺産のネットワークについて、協議会を立ち上げて。小笠原の世界自然遺産5周年イベントに合わせて、世界自然遺産地域ネットワーク協議会を設立と。私も色々調べてみました。私これすごくいいことだと思っています。

ただ、活動報告がちょっとそれ載ってまして、載っていたのは平成30年5月22日に森林環境汚染に関する要望活動を行いますと。森林環境汚染に関する提案・要望ということで、写真が載ってました。それ以外何も載ってなくて、どのような活動をほかにしているのかなということがありましたので、そこら辺をお聞きしたいのですが。

○町長（荒木耕治君）

活動実績につきましては、協議会が発足をされた平成28年から年1回のペースで協議会を開催し、主に各地域が抱える諸問題について、意見交換を行ってまいりました。

具体的に申し上げますと、平成28年度は6月に小笠原諸島登録5周年シンポジウムに合わせて、協議会を発足し、11月に今後の協議会の具体的な取組を検討をしました。

平成29年度は、株式会社電通による本協議会を活用した事業案や今後の方向性について協議をしております。

平成30年度は5月に森林環境税等に関する要望活動として、環境省、林野庁を訪問をし、10月に秋田県藤里町で協議会を開催し、一般企業との連携案について、協議をいたしました。

令和元年度は、9月に北海道羅臼町で開催し、各町村の現況及び情報共有等、意見交換を行いました。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となったところであります。

○6番（渡邊千護君）

分かりました。ネットで見たときに、活動報告の中では一つしか載っていませんでしたので、随時挙げていかないことには、一体何をしているの、このネットワークの協議会なんですかと、色んな人から言われると思います。

私、町長、この連携を取るために、この世界自然遺産のネットワークとして、かなりの価値と魅力を発信する、世界自然遺産の発信するということで、とてもいいことだと思うんですけども、色々調べていく中で、おもしろいなと思ったのがありました。町長も多分御存じだとは思うんですけども。

2015年、平成27年ですが、3月15日の新聞に、「世界遺産が結ぶ交流屋久島っ子、雪の白神山地へ」というタイトルの新聞がありました。

ブナの森を歩き、自然を体験したというふうにあります。これは町が公募した交流プログラムに応じた、屋久島町内の小学校6年生8人が参加、屋久島の子供たちは、事前研修で郷里の屋久島について学び、屋久島の自然のすごさに感動していたと。子供の感想も載っていました。海から山へと植物が続く、植生、垂直分布という言葉が覚えたと。島の貴重な自然を知り、屋久島に住んでいることを誇りに思う。

こういうふう屋久島のことを勉強した後に、その平成26年12月24日から28日まで青森のほうに行っています。

屋久島の子供たちは、零下ほどの冷え込みの中、ブナの森を歩き、冬眠から起こされたウサギの足跡など教えてもらったと、いうふうにして、とても喜んでおります。コメントも出ていました。

屋久島に帰ってきた後ですけれども、宮浦小学校で報告会をしています。児童や町の関係者が大体約60人が集まり、現地を訪ねた6年生4人が、白神山地と郷里屋久島2つの世界自然遺産で学んだことを報告したと。その中の発表したことは、屋久島の森は緑なのに、白神山地は白い景色できれいだった、屋久島の西部は、植林の跡がなく、山から海まで原生林が続いていた、などなど発表が記載されておりました。

町長、子供たちが世界自然遺産の町を行き来して、それぞれの町の魅力を発信していく。そういう情報を発信して、すごくいいネットワークをできた。子供たちが関係を持って、地域で子供たちの交流があつてネットワークをつくっていたと。私はこれを見て

すごく感動したんですけれども。

町長の考えとして、今後屋久島の未来を担う子供たちの交流を年に1回でも実施をする方向で、報告会などを通じて、世界遺産の魅力を常に発信できるような子供ネットワークみたいなのはできないかなと。これすごくいいなと思ったんですけれども、そういう考えがないかどうか。

○町長（荒木耕治君）

私もその事業はよく覚えております。私も町長に就任をして間もない頃だと思えますから、それがうまくいけばいいなという思いでいましたけれども、その後、報告会したり、そういうこともして、その後どういうわけか、私のところまで、そういう活動が続きたいとか続いていくとか、そういうことがないので、単発で終わったのかなということでしたね。今言うように、やはりそういう自然遺産と子供たちを交流させるというのは非常にいいことですし、今度、奄美琉球というのも、登録を今度はされるでしょうから、近場にそういう自然遺産がまた増えるということですから、そういうことも含めてこれから、私どもがつくったこのネットワーク協議会というのは、そもそも何を今すぐやろうということじゃなくて、国に何かやっぱり同じように報告でもしていかなければいけないので、単独で言うよりも4つの自然遺産で一緒になって、国にいろんなことを出てきたときに一緒に活動をやりましょうよという、起きてからじゃなくて、その前につくろうということで、今やってそれぞれの地元のことを話し合いをしている。と、年に1回です。そういうことでございます。

○6番（渡邊千護君）

今、やっているネットワークもそういう活動を行うことは、要望ができたりとか、世界自然遺産地域のみんなでも要望に行くというのは、一人よりも大勢いたほうが、要望のほうは通りやすいかもしれませんし、今後ともそういうのはやって、続けて継続していただきたいというのもあります。

ただ、私思ったのは、報告会で4人小学校に集まって報告します。関係者が60人来ます。かなりのやっぱり人が興味があって、それを情報発信できるというのは素晴らしいことだと思っています。

ぜひ町長、子供ネットワーク世界遺産をみんながつながるような、奄美を含めて、多分できると思いますけれども、含めて行き来できるような、交流事業をやっていただきたいというふうに思います。

以上です。終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、眞邊真紀君に発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

こんにちは、一般質問も最後の日程の一番最後の最後になりました。私はじっくり考えてみると、一般質問は当選当初から2017年の9月当選して、12月の議会から毎回欠かすことなくさせていただいております。よくよく考えてみると、一番最後の頃に通告を出すので最終日以外にしたことがないなあと、さっき思いました。まあ次の議会もどうなるか分かりませんが、1時間の大事な時間を使い切りたいと思います。年に4時間しかないので、非常に少ないなあと思っています。この1時間もぎりぎりになるかと思えますけれども、よろしくお願ひします。

通告の1番、旅費精算不正調査について、2番が屋久島町に埋設されているダイオキシン入り除草剤について、3番がコロナウイルス感染症について。

まずは、1番の旅費精算不正調査について住民監査請求は却下したが、町長からの調査依頼はどの範囲、期間で、どこまで調査が進んでいるのか、こちらの御答弁よろしくお願ひします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

監査委員の朝倉といいます。

眞邊真紀議員の質問にお答えいたします。

地方自治法第199条第6項の規定による、町長からの監査要求が令和3年2月26日付でありました。

その対象については、平成26年度から令和元年度までの間、元職員を含む屋久島町職員が航空機を利用して旅行した際の旅費の精算処理となっています。その後、4月21日付でさらなる要求があり、特別職及び議会議員が追加されました。

現在調査を進めておりますが、監査委員の立場としては町長に対して監査結果をもって報告いたしますので、途中経過については控えたいと思います。

以上です。

○2番（眞邊真紀君）

平成26年から令和元年の分で、航空機を利用して旅行した際の旅費精算ということで、あの以前、3月議会でやり取りした内容と一緒にです。その際に、もう令和2年も終わっ

ていますので、令和2年の分もいかがでしょうかというふうに、私は聞いています。その点に関していかがですか、令和2年の分は一切抜いて、令和元年の分までということでもよろしいんですか。

○町長（荒木耕治君）

そうです。

○2番（眞邊真紀君）

それはなぜですか。

○町長（荒木耕治君）

まず、私の旅費に関わる精算事務の認識不足から、町民を巻き込んだ問題となり、御心配と御迷惑をおかけしたことを改めておわびを申し上げます。

令和2年4月に旅費に係る予算執行の適正を図るよう、算定の原則、精算事務に必要な書類なども改めて総務課長名で通達をさせたところです。また、令和2年11月には町報におきまして、これまでの経過説明とおわびを申し上げ、改善方策をお示しをし、信頼回復に向けて取り組むこととお知らせしたところです。

職員における精算事務の不備については、課題と改善点について周知徹底しており、不備があったものは正しく是正されていると認識をしております。

そのため、今回の監査については旅費執行が統一されていなかった通達前の令和元年度以前を対象に過去の執行において、旅券等の調達、算定、精算事務の時期と添付書類等を把握いただき、当該出張に係る負担区分の判定、さらなる改善策と注意喚起を監査委員に御提案いただくため、監査を依頼したところであります。

○2番（眞邊真紀君）

今、町長から依頼のあった分の精算の調査をされているということで、途中の報告を控えさせていただくということで、まあそれは構わないんですが、大体、平成26年から元年までの分で、何割ぐらい調査が進んでいると思われませんか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

お答えします。

先程も申しましたように、今、調査中でございますので、詳細については控えさせていただくということでございます。

○2番（眞邊真紀君）

まあそのぐらい、全然お答えなっても構わない内容なんじゃないかなと思うんですが、かたくなに拒まれるようだったら、別に無理に引き出すこともないので構わないんですけども。

ではですね、前回のときも示しましたように、結局この旅費不正問題というのは、ほとんどがその不正の領収書によるものだというところに焦点が当たると思います。以前

も提案しましたように領収書の存在ですね、それが正しいか正しくないかというのは、結局、その旅行代理店に問い合わせなきゃいけない、その照会をかけられているかどうかだけ教えてください。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

まだそういう段階ではございません。

○2番（眞邊真紀君）

照会のかけ方も、色々試行錯誤しなきゃいけないでしょうから、分かりました。ぜひ、せっかく調査するわけですから、きちんと結果が出るようによろしくお願いします。

これ結果が出て見てみないと、ちゃんとした調査かどうか判断できませんので、引き続きこのことについて、やらせていただきたいなと思っています。

この件はもう以上でいいです。

2番目の、屋久島町に埋設されているダイオキシン入り除草剤について、これも3月議会で質問させていただいたんですが、憩いの森に埋設されている除草剤について、埋設場所の確認や撤去要請についての現状をお知らせください。

○町長（荒木耕治君）

埋設場所につきましては議会終了後の3月23日に現地へ赴きまして、屋久島森林管理署と、現在管理している昭和60年2月に被覆工事を行った箇所が、埋設されている場所であると確認をいたしました。

その際に再度確認したところ、現在のコンクリートで被覆している方法は林野庁が示した方針にのっとり行った措置であり、現在でもこれ以外の処分方法については、まだ確立されていないとのことであります。

そのため、撤去につきましてはむやみに掘り起こすと飛散するおそれがあるため、慎重に対応しなければならないと考えております。現在の地中で安定した状態で保全管理することが適切であるとの共通認識を森林管理署と持ったところであります。

今後も引き続き森林管理署と情報交換を行いながら、年2回の定期的な現場確認と大雨や台風後の緊急的現場確認を継続することとし、他自治体の状況も注視しながら、必要に応じ協議を行うことを確認をしております。

なお、埋設場所の注意喚起の方法については、現状よりも分かりやすく安全が確保される方法を担当課に検討をさせているところです。

○2番（眞邊真紀君）

前提として、屋久島町のその憩いの森に埋められているその除草剤の量というのは、本来の基準になっている量の10倍ほどありますよね。基準値ならいいかということでもないとは思いますが、その10倍もの量が埋められているということに対して、環境への影響とか相当あるかと思うんですけれども、その辺は林野庁とやり取りしているん

ですか。

○生活環境課長（矢野和好君）

量につきましては、当初から分かっていたことであります。1か所につき300キロという何か規制があったみたいで、それで13か所に分けて埋設をしているという説明でありますので、そのことについて、特に林野庁とはお話をしていることはございません。

○2番（眞邊真紀君）

分かりました。

全国で2位、岩手県の雫石に次ぐ、かなりの量の除草剤が埋められております。その13か所というのがかなり分散しているわけではなくて、とても近い位置に埋められているのでほとんど1か所だという、まあ1か所、2か所ですかね考えていいんじゃないかなあと思うので、やはりその今、災害があったりとか地震も含めて、それを心配してほかの自治体は撤去の要請をしているわけですから、今のところ処理をする技術がないとはいえ、以前も議会のときに言ったんですが、かなり高温で処理をすることができるということも分かってくるようです。

それが分かってから撤去要請をするんじゃなくて、こういうものは非常に迷惑だということで、林野庁にその処理をきちんと考えていけるように、処理する方法がないという言い訳をさせないように、撤去要請をしていくべきだと思っています。

まあ、これはなかなかのほかの自治体も、議会からその要望が出る場合もあるんですが、林野庁はなしのつぶてであるという記録がたくさんあります。

でも、やっぱりこの世界自然遺産を有する屋久島町からの撤去要請というのは、社会に与える影響というのが非常に大きいと思うんです。なので、やはりこの自然環境もそうですけど近くに住民も住んでいますから、その方たちを守るという意味で意思表示をしっかりとさせていただきたいなあと思っています。

あと、今実際に立て看板が建っていますけれど、あれ全国的に薬剤の名前が書いてあって、それが埋設されていますといふように書いてはいますが、何だか分からないんですね。なので、ダイオキシン入り除草剤が埋まっていますのでということ、きちんと表記する必要があると思います。

それでも、子供には通じないと思うので、この中に入るなという柵を準備するべきかなと思うんですが、今、トラロープ張って防いでいるところ、あれを柵を設置するとかそういうことは考えられていないですか。

○町長（荒木耕治君）

先程も答弁で申し上げましたけれども、現状よりも分かりやすく、あるいは安全が確保される方法を、今、議員が申されたそういうことも一緒に含めて、担当課で検討をしているということでございます。

○2番（眞邊真紀君）

ぜひお願いしたいと思います。

その具体的に埋設してあるところに、柵を設けなきゃいけないということが決められているかと思うんですが、その点、調べられていますか。

あのロープでは知らない人が絶対に入ってしまうので、人の背丈よりも高い柵を設けるべきだと思うんです。それというのは、予算が準備できてからというんじゃなくて、もう前から問題になっていることなので、早急に対応する必要があると思うんですが、そのめどをお聞かせください。

○生活環境課長（矢野和好君）

議員のおっしゃるとおり、やはり今ロープ1本で柵をしておりますので、それではまずいだろうということで、今、町長からありましたように指示を受けているところであります。

当然、もう予算も関係してきますが、林野庁とも一緒に協議をしながらしていかないといけないということもありますので、もうしばらく時間を頂きたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

はい、分かりました。

まあ、現場見ながら、また必要があるときには、もちろん町長にも担当課のほうにも話をさせていただくということで、これまあしょうがない予算がないんだからしょうがないよねとか、そういう話じゃないと思うんですよ。本当にもう何年も前から、これどうなってんのかなと思っている町民たくさんいらっしゃいますので、よろしく願います。こちらも経過観察とまず引き続きやっていくことだと思いますので。

今回、一番重要なというか新しく質問させていただく事項が、コロナウイルス感染症について、1番目の町の情報（防災無線やホームページ）の出し方について、充足しているかというところ、御答弁よろしく願います。

○町長（荒木耕治君）

国が定めた1類感染症発生に関する公表基準では、公表の目的として、感染症の蔓延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要があるとされております。

なお、当該情報の公表に当たっては、感染者に対して不当な差別及び偏見が生じないよう、個人情報の保護に留意しなければならないとされております。

町内で感染者が確認されたときは、屋久島保健所から担当課に第1報が入ります。内容は、基本方針に基づいた年代、性別、居住地のみの情報であり、本人の同意を得て提供される情報であります。

その後、県が感染者の行動歴、陽性判明日、現在の状況、濃厚接触者の数などを記した情報を発表をしております。

町が得られる情報は、県が公表を行う情報のみでありますことから、町の役割といたしまして、感染拡大防止のために感染者の発生をお知らせするとともに、感染防止対策の徹底を呼びかけることであると考えておりますことから、本町では、1例目発生時から県の発表前に感染者発生をお知らせし、感染防止対策の徹底や体調不良時の早めの受診等を呼びかけております。

○2番（眞邊真紀君）

町のホームページで情報を取りますと、屋久島町で感染者が発症した1例目からずっと町長からのメッセージということで出てきます、情報が。それなんですけど、結局、今30例まで出ていますよね。その表現が感染症患者というところで、非常に気にかかっているんですが、これ30人とも皆さん感染症患者なんですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

これについては、医療機関において医師が確定診断をしたものでありますので、感染症患者という表現をしております。

○2番（眞邊真紀君）

そのコロナウイルスに感染しているというふうに診断されて、中には無症状、熱もなく、症状がない方もいらっしゃいます。その中には、自宅待機の方も後半、随分見受けられます。患者という表現は治療が必要な方に使う言葉だと思うんです。

で、各自治体、厚生労働省もですけど、東京都とか埼玉県とか関東のほうの自治体も、今その、感染症という表記の報告も随分控えられています。というのが、情報の元になるのがPCR検査で陽性になった方なんです。だからPCR検査で陽性になった方が全て、コロナウイルスに感染しているかという、そうではないということが分かっています。

コロナウイルス感染症という表記自体も、鹿児島県もそのようにしていますから、そのままいいとして、コロナウイルス感染症患者というのは恐らく表現として間違いだと思いますので、当然、入院して治療が必要な方の情報としては、合っているかと思えます。

ただ、それ以外の無症状で御自宅で療養されていたというか、自宅待機を余儀なくされたPCR検査の陽性の方に関しては、感染症患者という表現は間違いだと思いますので、これ県なり厚生労働者なり確認をしていただいて、ぜひ差し替えていただけたらなと思います。

その点、担当課の御認識いかがですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

確認して、また訂正すべきであれば訂正をしたいと思います。

○2番（眞邊真紀君）

ぜひ、よろしく申し上げます。

本当に県もそうですけど、各市町村も表記がばらばらなんです。なんで、正しいところは一体どこなんだろうというのは、もうワクチンも始まっていますから、このワクチンを打つその判断材料になるその前情報として、やはりその実施主体者である屋久島町がきちんと正しい情報を発信するということが大事だと思うんです。

感染症だろうが感染症患者だろうが、まあ大きく概念は一緒で、あんまり変わらないじゃないかと思うかもしれませんが、やはりPCRの検査にただ陽性なだけなのか、それともコロナウイルスに実際に今感染しているのか、治療が要するぐらいの感染症患者なのかというのは違うんです。なんで、そこはしっかり理解いただいて情報発信気をつけていただけたらなあと思っています。

その実際に今、厚生労働省とか東京都とか、その他首都圏はそうですけど、PCRの陽性者というふうに数を発表しているんですが、屋久島町の場合、今30例出た中で、捉え方としてはコロナウイルス感染症患者が30名出たんだというふうに発表しています。その中で実はそのPCR検査に陽性だった方というのが、それは皆さん陽性なんですけど、それ以外の陽性者というのが一体幾らいらっしゃるんですか。

PCRの陽性者イコール感染者ではないという捉え方で、PCRの陽性が分かった方でも、それは一番外側の数字なんですよね。その中で感染症だといって認定された方が一体幾らかというその中に数字があって、PCR検査に陽性だった方を全て屋久島町の場合は、病院も含めてコロナウイルス感染症として捉えているんですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

町では今30例公表しています。中には、1例偽陽性という形で取り消した部分も含まれております。町の今、公表している中で6名ほど無症状、検査当時無症状者がおります。その方についても、町としては、徳洲会で行うPCR検査によって陽性が判明されたということで報告を受けておりますので、一応感染者として考えております。

○2番（眞邊真紀君）

陽性者として数が出てきていないので、恐らくPCRの検査の陽性者イコール感染者として、取り扱っているのかなあと思っています。これ多分、鹿児島県が訂正してこないし、鹿児島県から情報が来て発信している訳ですから、屋久島町としてすごく間違えているかというところとそうじゃあないとは思いますが、やはり全国的な今、随分情報が変わってきているというか、分かってくることもたくさんあるので、国会での厚生労働省の担当の方とのやり取りとかも、しっかり見ていただいて直すべきところは直していただけたらなと。やっぱり県にも各自治体から発信していく必要があると思う

んですよ。

国会での答弁でも、具体的にそのPCR検査の陽性判定があるものがウイルス感染症の証明ではないというふうに厚生労働省の方も言うておりますので、その辺、情報きちんと取っていただけたらなあと繰り返しながら言わせていただきます。

その感染症患者という表記が正しいのかどうかきちんと確認をしていただいて、直せるものなら直していただくというところで。

あと、町民であり職員も感染者であるという発表が放送とかホームページでありますよね、その都度。で、その後に最初の頃はよくなった、退院されたとかということが発表されていたんですが、そのうちなくなったということを町民の方、非常に残念に思われているようです。なぜなら、こう出たときに、わあやっぱりまた感染の方が出たんだというふうに、ある意味ショックを受けるわけですよ。

で、その後よくなったのかよくなっていないのかさっぱり分からないと。なので出した情報に対しての、後の始末をちゃんとしていただきたいという声が上がっております。その点に関しては、何かこう後の情報伝えてはいけないとかそういう決まりができたわけではないんですよ。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

先程の町長の答弁でもありましたとおり、県から出てくる得られる情報というのは限られています。その後の退院の情報であるとかいうことは、県のホームページのほうに退院すれば丸がつきます。退院のところですね。一応、それを町で確認をした上でやっているんですけども、なかなかすぐすぐつくものではなくて、まとめてつく場合がありますので、正確な、結局情報とはいえないというところもありまして、最近ではその情報についてはもう県のホームページのほうにお任せしている状況です。

○2番（眞邊真紀君）

分かりました。

よくなるまでにある一定の期間要しますし、あのとき何例目の方がよくなったというのが1か月後にお知らせがあったりとかしてもピンとこないのかなあと思いながら、出した情報について、町民の方は行政の方が思われているよりも真剣に聞いていて、どこで出たのか、あれはどうなったのかというのを結構いつまでも思っているんですよ。だから出せる情報に関しては工夫して、皆さん安心してあげてほしいなあと思います。

情報の出し方はそれでいいですけど、次、2番目のワクチン接種の現状と今後の見通しについて、こちらお願いします。

○町長（荒木耕治君）

本町のワクチン接種につきましては、3月19日から4月11日にかけて医療従事者優先接

種を行い、4月26日から高齢者施設入所者を、5月10日から85歳以上の高齢者を対象に接種を始めてまいりました。

当初はワクチンの配分量に限りがあり、予約枠も少なくせざるを得ませんでした。5月以降は希望したワクチンの数量が配分され、各医療機関の御協力により1日当たりの接種回数も増加し、順調に接種が進んでおります。

6月には、屋久島徳洲会病院が行う巡回接種で1日当たり432人の接種を、尾之間診療所が行う巡回接種で1日当たり120人を超える大規模な接種を行っていただいております。そのほかの医療機関でも週100回を超える接種を行っていただくなど、御尽力をいただいております。

6月15日現在の予約者数は3,617人で、高齢者全体の83.4%となっており、当初想定した接種率を超えるものとなっております。

予約をされた方の中で、1回目の接種を終えている方が2,552人、2回目の接種を終えている方が1,002人となっており、1回目の接種率は60.24%となっております。

また、口永良部島島民の希望者については、5月13日に75名が1回目の接種を、6月3日に2回目の接種を終え、5月13日に接種ができなかった方9名につきましても、6月23日に2回目の接種を終える予定となっております。希望される方全員84名の方の接種が完了する予定となっております。

現在、開放している予約枠に7月中旬頃から空きが見られますことから、次の順位であります基礎疾患を有する者及び介護事業従事者の接種を進めることとし、防災行政無線などを活用し広報を行っているところであります。それ以降の接種につきましても、予約状況を見ながら順次案内を行い、早期に希望する町民全員の接種が完了できるよう進めてまいりたいというふうに思っております。

○2番（眞邊真紀君）

高齢者は、御希望される方は順調に接種をされているようですが、医療従事者も含めて、今現在、町でコロナウイルスの予防接種を受けた方で、副反応の報告というのは具体的にどれぐらいありますか。

また、大体でいいので内容を教えていただけたら、どんな反応が出ているか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

副反応につきましても、医療従事者、職員、若干おられますけども、1回目の接種で腕の痛みがほぼ9割近くはあるようです。ひどい人になると肩が上がらないような痛みがあるということも聞いております。

1回目で発熱する人はほぼいないんです。私も聞いてはいないんですが、1例か2例あったようには聞いています。

2回目については、特に若い世代で発熱が見られるようです。38度から39度の熱が一

晩ぐらい続くということで、あとは関節痛であるとか体の倦怠感、そういうのが続くということで、いずれも2、3日で回復するということでは聞いております。

そういう軽症というか、通常よく起こり得る部分の副反応については聞いておりますが、アナフィラキシーを伴うような副反応としては、町への報告はまだ1件もございません。

○2番（眞邊真紀君）

各医療機関で、副反応が出たときに町に必ず報告するような仕組みになっているのかということと、あと、記録は詳細に、当然取られているかと思うんですが、書面であるんですね。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

副反応の相談があった場合、医療機関、接種機関も含めて国のほうに報告する書式がございます。一応それで国のほうに報告をした上で、重篤である、ワクチンの因果関係があるというように判断されると、また町のほうに審査会での審査ということで下りてくると思います。

○2番（眞邊真紀君）

副反応の実例といいますか、延べ人数とかも公表されているところがあるかないか、ごめんなさい、私調べていないから分からないんですが、実際に今から先、基礎疾患がある方とか介護職の方とか、もっと下の年齢の方とかに予防接種が、町が実施主体となっている予防接種が進んでいくかと思えます。

副反応はどんなものが出るのかというのを小耳に挟むことはあっても、具体的にどういう副反応が出て、どれぐらい続くのかという漠然とした情報しかないので、どういう反応があるのか、町報なり、ワクチンを接種するときの通知なりで情報を出すべきなんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

通知の案内の中に、アナフィラキシー等の接種当日から数日にかかる部分の簡単な説明書、ファイザーの説明なんですけども、一応それについては記載をしております。文書でファイザー製の取扱いということで、文字だけの物もあるんですが、あまり文字だけを入れても、なかなか見ていただけないところもありますので、国が示したものを中心に分かりやすいような形で、十分ではないかもしれませんが、出しているつもりでおります。

○2番（眞邊真紀君）

一般的な情報として、こちらは判断材料にいいと思うんですが、実際に町でも結構な人数が接種しているわけですから、例えば3,000人受けた時点で、このぐらいの割合で腕が痛い人が出てきましたとか、そういうのは別に隠すことじゃ全然ないと思うんです。

そこを公表していただきたいなと思います。

町報でとかというのも難しければ、ホームページでやっぱり情報出していただけたらなど、差し支えなければ。いかがですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

実施主体は町なんですけど、実際接種をしているところは各病院になります。

我々の知り得ているところ、医療関係者とか聞いたところでの今の副反応といいますか、腕の痛みとかいうところは県のことでありまして、具体的に件数、何件とか統計を取っているわけではございませんので、なかなか高齢者、今2,000人打っていますけども、そこにアンケートを取るといっても行ってない状況でありますことから、そのパーセンテージ、どれぐらいの頻度で出るというのは、国なりが示した、その資料でしかお答えすることはできないと思っております。

○2番（眞邊真紀君）

現状はそうかもしれませんが、国が無償でワクチンはくれています。なんですけど、結局、実施主体は町ですよ。屋久島町ですよ。そこで、予防接種の被害者救済制度も、結局、窓口は市町村ですよ。そこから実際にひどい副反応が、あと、障害が出た、亡くなったという方の情報を国のほうに上げないといけないのは町の役目です。その手前で副反応とか、ひどければ障害が起きた事例は当然町に報告は来ると思うんですが、やっぱり軽微なものでも町に全部上げてくださいというふうをお願いをして、そんなに物すごい、何万人もやっているわけじゃないので、集計しておいたほうがいいと思います。

やっぱり実施主体者が、実際に今トータルで何人、その反応が起きているかは分からないというのは非常に無責任な話なので、医療機関にぜひ呼びかけていただきたいです。これは担当課長もそうですけど、町長、いかがですか。私は必要だと思います。

○町長（荒木耕治君）

今、コロナに関することは色々と私どもも初めての経験で、色んな方の知恵やら国、県とも相談をしながらやっております。

ですから、今、議員のおっしゃることも私も分かるような気もいたしますので、そこら辺は担当課とまた協議をして、できれば広く町民に情報が伝わるような方法で今後検討させていただければという。

○2番（眞邊真紀君）

やはり今、予防接種というのは全てにおいて任意で行われています。それで、コロナのワクチンというのはほかのワクチンと違って、まだ治験段階なんです。ファイザーもそうですけども、もう1社のやつも2022年とか23年いっぱいやらないと治験が終わらない。今、やはり実験段階と言っていいんです。そのワクチンを打つか打たないかの選択

をするときに、何が起きるかという可能性も全部知っておかないと、きちんと選ばせたということにならないと思うんです。無償で国がくれたから、ただだから打ちましようよというんじゃないくて、やはり色々な危険性もはらんでいます。

集団で免疫を獲得するという、そういう考え方も一方であるけれども、副作用とか死亡を完全に防ぐことはできないと言われていています。

これは薬も全く一緒ですが、そういうものを実施主体となって接種をするときに非常に責任が伴うので、必要な情報はきちんと持っておいて皆さんと共有する。やっぱり打つ人、一人一人が主役なんです。なので、1こまの情報だけ握って、ファイザーとか厚生労働省が出している資料ではなく、やはり町独自の町民を守るための情報を出す必要があると思います。法に触れるとかそういう問題ではないと思いますので、その点、よろしくをお願いします。

実際に今、全国的に10代の接種をどうしようかという議論もあるかと思っています。ファイザーのワクチンは16歳以上だったものが、年齢が下がって、12歳以上が打てるように今なりました。ただ、日本全体で10代の方、感染はしても死者というのは誰もいないんです。

一部の自治体で、10代の子供に対して集団接種をしようじゃないかという動きが出てきて、抗議があってやめたりとか、一部実施されている自治体もありますけど、屋久島町として今、未成年者12歳以上の子供に対して接種をどう考えておられますか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

この事業が始まって、当初から16歳以上は対象ということで、一応接種券の準備はしています。それ以降に12歳以上が対象になったということで、今16歳以上については、これまでと同様、個人の判断の下に予約をしていただくという個別接種を今、屋久島町は行っておりますので、その方向で考えております。

12歳以上につきましては、まだ情報が出てきたところであって、私たちとしては、順番どおりにいくと年齢の高いほうから接種をしていきますので、もうちょっと後になるのかなと思いつつ、そこまでは今のところは具体的な計画は立てておりません。

○2番（眞邊真紀君）

昨日付で、町長宛てに屋久島こどもと一緒に生きる会の方から申入れ書が届いていると思います。その中に、特に1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番の申入れがあるんですが、その筆頭に来るのが「屋久島町において、小中高校生対象の遺伝子ワクチン集団接種を行わないでください」というふうな申入れがあります。以下、6つの事項に対して申入れに賛同いたしますという署名を6月の10日から取られているかと思うんですが、昨日時点で320筆ほど集まっていると聞いています。1週間そこそこで、人数もそこまでいらないから、よく集めたなというふうに思っているんですが。

その申入れについて、昨日届いたばかりなので決定するということはないと思いますけれども、この「集団接種を行わないでください」という理由が、先程、私も言ったように国内における10代のコロナ感染死亡者は1人もおりませんというのと、あと、使用されている遺伝子ワクチンは現在治験中であり、多数の副反応、死亡事例を引き起こしている。日本が6月9日発表ですけれども死亡者が196名、アメリカが死亡者が5,165名、これは5月28日発表です。3番目に、プライバシーが保護されにくく同調圧力が生じやすい集団接種を行うことは避けるべきと考えます。

私、このお母さんたちから相談を受けるときに、ちょうどその日が私の一般質問の通告の締切日で、偶然にも、今日出している「コロナウイルス感染症について」という通告を出した直後だったんです。私もこの質問の中で、やはり小中学生に対する、高校生もですが、集団接種はぜひやめていただきたいということをお願いしようと思っていた矢先に全く同じことを思っただけで活動されていたので、やはり屋久島の中に結構いらっしゃるんだなということを知りました。

学校での予防接種の集団接種というのが、インフルエンザとか日本脳炎、日本脳炎は大分前にしなくなったと思いますけれども、インフルエンザは近年までされていました。もう集団での予防接種はやめたわけです。

コロナウイルスのワクチンに関して集団接種をする考えがあるか、その辺お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

ずっと議員が述べていられることは、私も知識は薄いですがよく分かります。

ですから、今現在、接種しているのも個別接種といいますか、要するに打たない人は打たなくていいという、大人の場合は自己責任でやろうということですから。

今、小中学生、高校も、恐らく個人で判断ができなければ両親がどう判断をするとか、そういう形になっていくんだろうというふうには、今は思っております。

○2番（眞邊真紀君）

質問が下手ですみません。

屋久島町で集団接種はぜひ行わないでくださいという申入れに対して、これを応えようというおつもりがあるかどうか、お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

今後、集団接種はやらないように、子供たちに、そういうふうに行っていきたい。

○2番（眞邊真紀君）

よかったです。今日の質問の肝なので、これは非常にいい回答を頂きました。

本当にそれぞれの自由と言いながら、集団接種になると、誰が打ったよ、誰が打っていないよということが子供たちの間で情報共有されます。悪気がなくても誰々ちゃん

打たなかった、自分は打ったら手が痛くなったとかって言うんです。それが打った子、打たない子の中でやっぱり差別的な発言が出てきたりとか、親御さんの考え方が違うので仲が悪くなったりとか。これ、とんでもないことが起きると思いますので、これはぜひやめていただきたいなと思っています。

そして、ワクチンを接種して、今はそんなに重篤な副反応がないということですがけれども、以前、町でもあったように、インフルエンザの予防接種の後に、相当、日常生活に支障を来しているという訴えがあって、町は当然、予防接種健康被害救済制度を利用して申請をしたわけです。ですけれども、これは認定されずに、町が提訴される結果になって。結局、和解して、もう裁判は終わっているからいいんですが。結局、その予防接種健康被害救済制度というのは、あるにはあるんですけど、なかなか申請も入り口が狭くて、認定がさらに難しいというふうに言われています。

健康被害を受けたとき、ワクチンによって、町が本当にこの救済制度を利用して補償させてあげるんだという強い意気込みがないと、なかなか本人たちではどうしようもないということがたくさんあるようです。

その救済制度に関して、このワクチンの接種、もうかなりの人数の方に、今から先もやると思うんですが、こういう補償に関して町はどういうふうにお考えですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

予防接種健康被害救済制度に基づいて救済をしていくという考えではあります。

○2番（眞邊真紀君）

ぜひ、本当に自分のことのように捉えていただいて。

私もともと、インフルエンザのワクチンの存在とか、あと子宮頸がんのワクチンで随分被害者の方がいらっしゃるんだということを知って、議員になる前ですけど、色々情報集めたり書籍を買ったりして学びました。

その中で、コロナのワクチンの接種がここ数か月で始まったので、またそのときに購入した1冊の本を読み返しているんですが、その中でもはっきり書いてあるのは、この予防接種健康被害救済制度というものは、あるにはあるけれども、先程も言ったように非常に申請するのが困難である。この申請するのが困難な理由は、まず、打った医師がそれとは関係がないよと言うことが非常に多いそうです。数時間内に、もう劇的な変化があればいいんですけど、これ残念ながら数日後とか数か月後に出ることもあります。そうすると因果関係が分からないということで申請されにくいんです。

あと、医師がそういうふう判断をしても、窓口である自治体の職員が、今度はやる気がなかったり、知識がないためにちゃんと申請ができなかったりということがすごくネックになるそうです。きちんと申請をしてもなかなか認められない。その認められない理由が乳幼児突然死症候群だったんだろうとか、あと、基礎疾患があるじゃないかと

ということと、情報不足で判断できない、この意見が物すごく記録に残されているといいます。

これ自体は、町は正確な情報を提供して、審査会のほうが審査するのでどうしようもないことなんですけれども、やはりここで救済されないものは、実施主体となった町が救済するという仕組みをきちんとつくっていただきたいなと思います。その辺いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

申請のやり方を、今言われるように職員等も研修をし、きちんと一緒になって書類作成ができるよう、そういうことは職員に徹底をして指導していきたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

重大なことが起きたのに、どこにどう相談していいか分からないという、特に高齢者とかがいらっしゃらないように、町に相談をしてください、医療機関に相談してくださいというのを明確に表現してほしいなと思います。

すみません、最後の質問に入ります。

町の施設にて陽性者が確認されると、3日間、町内施設の利用はできなくなるが、陽性者が出ていない施設も一律に利用制限がかかるのは、どのような根拠に基づくものなのか。

こちら、よろしくをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

御質問のとおり、本町では町独自の施設運用として、陽性者確認日の翌日から3日間の利用を制限をしています。これは、貸出しをする施設を主とするものですが、昨年度までは担当部局ごとに施設運用に相違があり、例えば社会教育、社会体育施設では陽性者の確認日以降、1週間の施設利用を制限をしていましたが、今年4月の町感染症対策本部会で協議を経て、本庁舎や事業所として使用する施設を除き、現在の基準にまとめました。

その目的は、町内において散発的に感染者が確認される町の警戒レベル3に対し、陽性者の調査において、その濃厚接触者、2次陽性者の調査や検査等が終了するまでの間、町施設の使用を一時的に控え、未確認陽性者との接触を避けるなどし、感染拡大防止を図るものであります。

陽性者や濃厚接触者の行動調査において、陽性者が直近に町施設を利用していたと判明した場合、対象施設の消毒作業を実施し、濃厚接触者が直近に町施設を利用していた場合は、本部判断に応じて消毒作業を行うこととしています。陽性者や濃厚接触者の一連の調査及び必要に応じた消毒作業までの期間を含め、おおむね3日間あれば対応でき

るものです。一律に対象としているのは、県発表の公式情報は町域を最小単位としているため、やむなく全町的な扱いとしているところです。

また、調査の結果において、万一施設を利用していたことが見落とされ、施設の消毒作業に至らない場合についても、施設や備品等に付着したウイルスは72時間程度の経過により自然死滅すると一部では指摘をされており、おおむね3日間は妥当と考えております。

屋外施設についても、屋内施設同様3日間としているところです。屋外施設は、屋内施設と比較して感染拡大リスクは少ないとされていますが、今年4月以降の町内の感染例は昨年8月から12月とは異なる感があり、九州管内や県内においても濃厚接触者の検査結果が陰性から陽性に転じる事例も多数確認をされ、今後、変異株の拡大が予想されることから、より慎重を期するため屋内施設同様といたしました。

昨年来、施設の利用制限については町民の皆様から様々な御意見をお聞きしていますが、町内における感染拡大防止を一義的な目的として運用をしておりますので、引き続き町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○2番（眞邊真紀君）

全町的に閉めるという考え方、陽性者が出たときに、出る場所、例えば本庁だったら本庁で出ますよね。それを図書館とか、ほかの施設も全部閉じなければいけないというのが、ほかの自治体もそんなふうになっているものなのか、多分していないと思うんです。何で、その当該施設だけじゃ駄目なんですか。

○副町長（日高 豊君）

先程、町長からもありましたように、今日の一連の質問でいくと、やはり町民をどう守るのかというのが、多分そこところは変わらないと思います。

ただ、先程ありましたが、職員については、たまたま職員なので、どこの誰というのが役場として把握できる情報です。で、その職員の濃厚接触者がどういう行動をしたかというのは分からないわけです、町が調査をするわけでもありませんので、保健所のほうが調査をして、どういう行動履歴があったかということが確認されて、その方の行動で立ち寄ったであろうところが確定されていくわけでありますので、一概にこの方がここで出たから、その施設だけがコロナウイルスの感染の可能性があるとというふうには断言できないというところがありますので。

そういった意味で、できるだけリスクを下げるためには、ある程度大きな枠で、3日間になるんですが、利用を控えていただいて、感染の広がりがないようにしていくべきだということで、この3日間の閉館、休館ということにしております。

○2番（眞邊真紀君）

これ、すぐには結論出ないと思いますけど、今はこのルールで分かりました。

でも、やはり学校閉じるわけでもないですし、皆さん買物控えるわけでもないですし、公的な施設は閉じていても、周りは何も関係なく動いているわけです。

だから、そこ、つじつまが合わないなと思って見えていますし、イベント事が急になくなる可能性がある。例えば、劇をやっている方が演劇の予定が入っているのに、コロナの感染者が出たら、借りようとしているホールが借りられなくなることが危惧されるということとかで、この質問させていただいたんですけれども。かなり長丁場になると思いますので、ルールも見直していただいたらなと思っています。

もう時間ないので終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月25日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時28分

令和3年第2回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和3年6月25日

令和3年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和3年6月25日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第62号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第63号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第64号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第65号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第66号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第67号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第69号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 令和3年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第9 令和3年陳情第4号 議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書
- 日程第10 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について
- 日程第11 所管事務調査の報告について
- 日程第12 議員派遣について
- 日程第13 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第14 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課統括係長（健康・保険担当）	内田剛君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
社会教育課長	計屋正人君	教育総務課長	長美佐子君
監査委員事務局長	日高孝之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程表のとおりです。

- △ 日程第1 議案第62号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第2 議案第63号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- △ 日程第3 議案第64号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- △ 日程第4 議案第65号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第5 議案第66号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第6 議案第67号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋義友君）

日程第1、議案第62号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから、日程第6、議案第67号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

皆様、おはようございます。

令和3年第2回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第62号、議案第63号、議案第65号の3件でありました。

委員会審査は、6月21日午前10時から役場本庁第一委員会室において関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け議案審査を行いました。

それでは、まず、議案第62号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてであります。

質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第63号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第65号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について（分割）であります。

主なものを御報告いたします。

まず、総務課所管では、4月に白川山で火事があったが、防火水槽がなく最初は河川から取ろうとしたがなかなか取れず、結局、中央分団と分遣所のタンク車の消火活動になった。その辺の白川山の防火対策を聞きたいとの質疑に対し、要請があって水源が確保できれば検討が必要かと思うとの回答がありました。

また、関連で、委員より、白川山は今でも携帯電話が通じなくて志戸子班や吉田班が現場に向かうときになかなか現場の場所が特定できずに時間のロスがあった。そのことや携帯電話のことも踏まえて、分遣所と白川山の火災対策について検討してもらいたいとの質疑に対し、水位の低い川からでも水を吸い上げるストレーナーというのがあり春牧班には1個配備した。もし、川があって水位が低いために取水ができないようなところであれば、ストレーナーの配備ができるのではと思うので検討をしますとの回答でありました。

次に、委員より、出張所の職員を会計年度の職員を雇わなければ仕事が回っていかないというのは慢性的に人手が足りないのか。条例定数あるいはその兼ね合いの現状はどうであるかの質疑に対し、予想しない退職者が4名あった関係で人員配置が十分にできないことで悩んだところである。どうしても不足する中で途中で追加した。そのことも含め、来年、機構改革を予定しているので総体的にはどういう配置ができるのか検討しなくてはいけないと思っているとの回答がありました。

社会教育課所管では、委員より、中央公民館の改修について、現在どこまで協議がなされているのかの質疑に対し、1階の日本間については昨年度の予算で空調の更新をした。2階の空調については進めていきたいという考えである。今、課内で協議をしている状況であるので、来年当初には要望をしていきたいと思っているとの回答でありました。

政策推進課所管では、委員より、財産管理費で尾之間支所跡地検討委員会の委員の謝金、費用弁償が組まれているが委員の数は何名を考えているかの質疑に対し、10名程度

を考えているとの回答がありました。

また、委員より、企画費で屋久島高校魅力化事業補助金とあるが、これは留学生に対する支援かとの質疑に対し、負担金補助金の中の51万円については当初1年生2名が3名に増えたのでその不足分を追加している。179万6,000円については、スマートフォン、タブレット、パソコンなどのデバイスを問わず利用できるICTを活用した教育支援のサービスを今回導入したいということで、7月1日から制度をと考えている。自宅学習の充実や、万が一、コロナで学校に行けない場合に各校区ごとに待機して、そこでも授業と講義が受けられるという形の対応をしている部分があるので今回導入を予算化しているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

令和3年第2回屋久島町議会定例会において産業厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第64号、屋久島町介護保険条例の一部改正について、議案第65号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について（分割）、議案第66号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの条例案1件、予算案3件の計4件でありました。

本委員会は、6月21日午前10時から第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な内容説明を受け議案審査を行いました。

それでは、議案の審査と結果について報告いたします。

まず、議案第64号、屋久島町介護保険条例の一部改正については、この条例改正についての文言は全国共通かとの質疑に対し、これは3月12日付の事務連絡で国が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の第1号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の取組についてという文書の中でその文言が示されており、各市町村、大体同じような文章で統一されていると思っっているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について（分割）、多岐にわたりますので主なものを報告いたします。

それでは、産業振興課所管では、新型コロナウイルス対策事業費の飲食店に対する補助事業の実績はとの質疑に対し、飲食店の実績は118件の申込みがあり、一部200人に届かなかった事業者や、また1週間ぐらいで売り切れた事業者もあり、今回は15万円に増額し期間も長くなるような形で計上したとの回答がありました。

また、鳥獣対策費のカラスのわなの50万円は、わなの設置か、設置手数料かとの質疑に対し、カラスわなは2基設置を予定し、材料費も含め猟友会にお願いしているとの回答がありました。

また、林業振興費の松くい虫の防除委託料の672万円ですれぐらしいの松を切ることができるかとの質疑に対し、数量的に何立方とかいうものではなく、調査をして道路周辺とか家屋の周辺、個人所有地に立っているものは所有者で処分が当然であるが、高齢者でできないところについては対応していく。基本的に公共施設、守るべき松林から2キロ周辺を集中的に伐倒駆除すると考えているとの回答がありました。

次に、観光まちづくり課所管では、移住者住宅取得の補助金制度の金額の査定はどのように行っているかとの質疑に対し、この住宅については4件の交付が決定しており、住宅取得については中古で上限の100万円、移住住宅費用の上限が20万円を合わせて中古住宅取得は120万円を決定している。また、空き家改修で2件決定し、上限が100万円の2件で、この空き家改修については空き家バンクにも登録をさせていただいている。それから、移住住宅費用だけの1件は9万7,000円であり、今執行済みを合わせ329万7,000円となっている。予定が3件ほど出ており、今回また500万円の補正を計上したとの回答がありました。

また、春田海水浴場の改修の100万円について、課長の説明で剥がしてみないと分からないところもある、改修額が100万円以上になった場合も完全に管理をするという認識でよいかとの質疑に対し、概算見積りであるトイレ、シャワー棟、その先の屋根だけの休憩所も亀裂が入っているので緊急性が高い。そのことを踏まえ、今後検討したいとの回答がありました。

次に、福祉支援課所管では、宿泊施設使用料7万円について、過去にそのような事例があったかとの質疑に対し、一昨年度に2件あり、人員としては6名であった。今年、1件あるとの回答がありました。

次に、健康長寿課所管では、宿泊施設等一時待機者支援の140万円は出先の指定されたところとタイアップするののかとの質疑に対し、この宿泊施設等一時待機者は昨年の実績もあった鹿児島市で濃厚接触者となり、鹿児島で待機する場合も対象者となる。昨年1件あり、14泊分で4万6,900円支給している。やはり鹿児島や本土に行って濃厚者と

なる場合もあるため待機するとなっており、その分、要綱改正し予算を執行したという経緯がある。町内居住者ではない方も屋久島で濃厚接触者になる場合も考えられ、宿泊施設にとどまってほしいこともあり、その分についても支給という形になっているとの回答がありました。

次に、生活環境課所管については、生活衛生費の屠畜場解体のアスベスト調査費27万5,000円について、北部も南部もまだ残っているが、今後の対応はどの質疑に対し、今年度、北部の宮之浦の屠場のアスベスト調査を行い、令和4年度に解体を予定している。南部の屠畜場については令和4年度に調査をし、令和5年度に解体する計画であるとの回答がありました。

次に、建設課所管については、若宮住宅は今後は解体予定か、解体後の跡地に新しい住宅を建てる計画はあるかとの質疑に対し、今残っている住宅についても全て政策空家として取壊しの住宅となっている。その後、公営住宅建設の計画はないとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）については、長峰の上水道工事は今年度で終了かとの質疑に対し、今年度で設計し、導水管だけでは不十分なため、令和4年度までの事業で取水口も工事したいと考えているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）については、議案に対しての質疑はなく、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、6月22日の午前9時30分より6月11日、6月16日の大雨により土砂が流入し被災した尾之間温泉と工事中の河川の現地確認と中間の水迫ファームの畜舎建設予定地造成の現状確認を行いました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（岩山鶴美君）

1点だけ、委員長にアスベスト調査のお話がありました。これから調査するという場所も言われていたんですが、屋久島町全体でまだ調査は終わっていないというふうに理

解してよろしいのでしょうか。あと、個人のところもありますけれどもその辺について何か補助だとかそういう何か話があったらお聞かせください。よろしくお願いします。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

岩山鶴美議員の御質問にお答えしたいと思います。

委員長報告のとおりであります。個人の住宅の件、町全体でどの程度あるというお話は一切ありませんでした。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論・採決を行います。

議案第62号、屋久島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、屋久島町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号、屋久島町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第69号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋義友君）

日程第7、議案第69号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和3年第2回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、補正予算案1件であります。

それでは、議案第69号について御説明いたします。

議案第69号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）につきましては、7月から手続きが開始される新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と6月11日及び16日の大雨により被災した道路、農業用施設等の災害復旧経費を計上いたしました。財源としましては国庫補助金及び特別交付税で調整し、歳入歳出それぞれ1,811万4,000円を追加し、予算の総額を105億7,367万9,000円にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第69号に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第69号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案第69号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第69号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 令和3年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（高橋義友君）

日程第8、令和3年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

令和3年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会審査は6月21日午後1時30分から役場本庁第1委員会室で行いました。

発言として、この請願は毎年のように上がってくるが、趣旨を了として妥当だと思うので賛成したいという意見があり、討論を行いました。討論はなく、賛成多数で本陳情は採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和3年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和3年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切りました。

賛成多数です。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

**△ 日程第 9 令和 3 年陳情第 4 号 議会議員の議会での不適切
発言について究明を求める
陳情書**

○議長（高橋義友君）

日程第 9、令和 3 年陳情第 4 号、議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、眞邊真紀君の退場を求めます。

[眞邊真紀君退場]

○議長（高橋義友君）

本件については、総務文教常任委員長への付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

総務文教常任委員会に付託された陳情第 4 号、議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書に関する件の経過と結果を御報告いたします。

この会議は、6月21日午後2時01分から役場本庁第1委員会室において開始いたしました。

審査の進め方に当たっては、まず、陳情者に内容説明を聞くことから始め、総務文教常任委員会に付託されたとはいえ、議員全員で対処すべき案件であることから連合審査会を設置しました。

産業厚生常任委員会の皆さんへ内容説明を報告をし、意見を聞く場を設けました。その後、総務文教常任委員会において討論、採決を行いました。

それでは、まず、6月22日の午前9時59分より第1委員会室において3名の方に御出席をいただき、陳情者の内容説明を受けましたので、その内容を御報告いたします。

この陳情書を提出するに至った経緯は、1番目に本年3月議会で眞邊真紀議員が元役場職員の旅費の問題を厳しく追及する場面がありました。元役場職員といえども、今は一般町民であり、事の真意を確かめる方法は議場ではなくほかになかったのかと率直に思いました。

元会計課職員とまで言っているわけですから、おのずと誰かは検討がつきますので何の配慮もなしに議会がここまでやっていいのかと疑問に思ったことが始まりであります。

2番目に、公人ではなく、一般町民が議会において追及される光景は異様であり、他

の町村では例がないのではないかと思います。議会として非常に品位のない光景を目の当たりにしたとっております。

議会は様々なことを審議する場ですから、時として激しいやり取りもあろうかと思いますが、一般市民がそのターゲットになる場合には慎重な対応をお願いしたいと思ったことが2つ目の理由であります。

3番目に、眞邊真紀議員は議会での質疑の中で元会計課職員の旅券の発券について旅行会社に照会を行い、その結果、大阪から帰りの行程が長崎経由になっていることが判明したと発言しております。私どもの感覚としては大阪での公務は完了した上で長崎に寄って帰ってきたことがそんなに大きな問題になるとは思えませんが、眞邊真紀議員は旅費の不正だと言っておられる。特に問題だと思っているのは、個人に発券された旅券の内容は明らかな個人情報ですので、個人情報の遵守を義務づけられている旅行業者が情報を漏えいさせたということであります。そして、眞邊真紀議員は再三にわたり、旅行業者に個人情報の提供を求め、その情報を基に元職員の旅行行程の矛盾を追及しております。個人情報保護法は幾度となく改正され、対象となる事業者や罰則等も年々厳しいものになっており、基本的に事業者は情報の第三者への提供はできないことになっております。

しかし、眞邊真紀議員は情報を得たと言っておられますので、どのような手段で得ることができたのか、明らかにしていただきたいと思っております。

何度も申し上げますが、元職員といえども、今は一般人である方を標的にするための情報でありますので、屋久島町議会の名誉にかけて事の真相を明らかにしていただきますようお願いをいたしますという内容でありました。

そして、この後、連合審査会は同日6月22日午後1時27分より議会棟議場におきまして開始いたしました。

初めに、総務文教常任委員会にも配付されましたが、陳情者が議事録と新聞記事のコピー3枚を参考資料として出されておりましたので、産業厚生常任委員会の皆さんに紹介をし、この陳情を提出するに至った経緯について、内容の御報告をした後、委員からの意見を求めました。

午後2時15分までの連合審査会の後、第1委員会室に移動いたしまして総務文教常任委員会を開始いたしました。

委員より、陳情提出者の意見も十分に聞いた中で粛々とその調査項目をやるべきである。また、市民からこのような陳情書が上がってきた2つのことについて、本人に問うことの確認はするべきであるとの発言があり、この採決は起立によって行いました。

起立多数により、令和3年陳情第4号、議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書は採択すべきものと決定いたしました。

地方自治法117条の規定によって退席を求めていた眞邊真紀議員の入室を許可し、先程の連合審査の中で反論書たるものを委員長の許可なしに配付したことについて厳重に注意し、陳情第4号は賛成多数で採択されたことを本人に御報告をいたしました。

以上で、陳情第4号の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

地方議会議員には国会議員と同じような免責特権はありませんが、議会において言論の自由がなくなれば、議員はその職責を果たすことができないというふうに議員必携に書いてあってそのとおりなんです。それでは、お尋ねをしますが、法的な解釈をめぐって町議会は司法機関ではないんです。これを採決、採択した後、議会としてどう対処されるのか、そのことが1つ。

もう一つは、退職されて私人になっている人間を追及するのということですが、これは町民の税金です。その旅費行程を精査されたんですか。委員会として、どういう不正をしているかということとされたんですか。前の議会事務局長も我々は告発をしました。それと同じケースです。議会が扱わないのであれば、元会計職員も告発の対象になると思います。

この2つを回答ください。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

小脇議員の質問にお答えします。

最初の件ですが、連合の会議を開きましたので、そこで喧々諤々話合いがなされました。そのときにもその内容は入っております。私たち議員は司法のことはもちろんすることはできません。でも、この陳情書に当たっては1項目、2項目で聞いてほしいということでしたので、それ以上、それ以下の何ものでもないと思っています。粛々とこの1問と2問を本人に聞くことだけが私たちの仕事であると私たちは思っております。

それから、その先のことを言われましたけれども、その先はこの陳情者の方たちが何らかの形でされるのかどうかは分かりませんが、一応、私たちの仕事はこの陳情書を受けて1番と2番の問題を本人に聞くという仕事であると思っております。以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和3年陳情第4号、議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

○6番（渡邊千護君）

陳情第4号を採択することに反対の。

○議長（高橋義友君）

まず、反対者の意見から。

○6番（渡邊千護君）

反対討論です。

反対の立場で討論いたします。

この陳情は2点のことについて町議会に調査することを求めています。

まず、その1点目が第三者の旅券について、旅行会社に照会し、その結果を得たと発言しているが、法的にはあり得ないことなのでいかなる手法で得ることができたのかとの調査を求めています。

眞邊真紀議員の第三者の旅券について、旅行会社に照会し、その結果を得たという発言は議事録に残っているので事実関係としてはその発言のとおりだと思います。それを踏まえ、陳情者は法的にはあり得ないことなので、いかなる手法で得ることができたのかと調査を求めています。その調査の前提として、法的にはあり得ないことなのでとしています。つまり、眞邊議員の調査方法が違法であるから調査してほしいと求める文書です。

それに対して、眞邊議員と私は、法律の専門家と検討をした上で、旅行会社に照会をかけた情報は情報公開法で開示することが義務づけられた公務員の職務の遂行に係る情報であり、個人情報保護法で守られるべき情報ではないと考えております。

このように、陳情者と眞邊議員の間には法的な解釈を巡って争いがあり、陳情者が求めるいかなる手法で得ることができたのかという調査をするには、その調査の前にこの法的な争いについて判断をし、眞邊議員の調査方法が違法であったのか否かを明らかにしなくちゃなりません。しかし、私たちの町議会は、司法機関ではありませんので、公的な判断をすることはできません。

よって、陳情者が求める調査はその前提となる法的な判断ができないので、私たち町議会が調査すべき案件ではないと考えています。

次の2点目ですが、陳情者は、データの取得に当たっては、質問の対象となっている

ものの了解を得る必要があることを知り得ていたかと調査を求めています。しかし、これも1点目の要望と同様に、陳情者と眞邊議員の間には法的な解釈をめぐって争いがあり、この調査をするには法的な問題点を検討して、どちらの主張が法的に正しいのかを判断しなくてはなりません。

重ねて読ませていただきますが、私たち町議会は司法機関ではないので、法的な判断をすることができません。よって、陳情者が求める調査は、その前提となる法的な判断ができないので、私たち町議会が調査すべき案件ではないと考えています。

また、今後このような、この陳情第4号のように法的な判断が必要な陳情が町民から出された場合は、町議会ではなく司法的な判断ができる機関へ相談することを進めるべきということを、この場をお借りして、高橋義友議長と議会運営委員の皆様にもお伝えしたいと思います。

最後になりますが、6月22日に開かれた合同審査会で、今回、問題となっている元職員による旅費の不正精算の疑いについて以下のような発言がありました。

まず、総務文教常任委員会の岩山鶴美委員長が、陳情者の陳述の報告として、陳述者が以下のような発言をしたと述べました。私どもの感覚としては、大阪での公務は完了させた上で、長崎によって帰ってきたことがそんなに大きな問題になるとは思いません。

続いて、石田尾茂樹議員は、以下のように発言しました。この帰りの旅費が違法なものであるということが、本当に言えるのか。このように陳情者と石田尾議員は、それぞれ元職員の旅費精算は不適に問題ないと思われる主張をされております。

そこで、私は、一連の旅費不正問題の調査を続けている住民団体から、元職員が旅費精算書に記載した航空券代と実際に旅行会社で購入した航空券代の料金がどのように違うのか確認しました。

まず、元職員が町に提出した旅費精算書には、鹿児島と大阪の往復の航空券代として片道で2万7,400円、往復で5万4,800円と記載して、同じ5万4,800円の金額が記載された領収書を添付しています。しかし、実際に元職員が購入していたのは、往路の鹿児島と大阪の片道航空券代1万7,500円と復路は大阪と長崎の片道航空券代は2万1,500円で、合計は3万9,000円であり、旅費精算書に記載した5万4,800円のほうが高額でした。屋久島町職員等の旅費支給規則第5条では、業務の都合により、航空機を利用する場合はあらかじめ旅行命令者の承認を得なければならないとされており、長崎を経由する行程は旅費精算書や明細書に一切、記載されていないため、この規則に反するものである。よって、元職員が鹿児島と大阪の往復航空券代として受け取った5万4,800円のうち、おおむね認められるのは鹿児島から大阪の片道分として実際に支払った1万7,500円のみであり、その差額である3万7,300円は不正に利用した疑いがあります。

また、仮に復路で長崎に寄ることが認められたとしても、元職員が鹿児島と大阪の往

復券代として請求できるのは、鹿児島と大阪の片道分1万7,500円の往復分である3万5,000円であり、領収書に記載された5万4,800円と比べると約2万円も高く旅費を受け取ったこととなります。

そして、何より元職員が旅費精算書に添付した鹿児島と大阪の往復航空券代の領収書には実際の支払より高い金額が記載されています。これまでに検察庁で起訴猶予処分となった前副町長や元議長らの不正領収書と同じ形であり、元職員が虚偽の金額が記載された不正領収書を添付した疑いもあります。

陳情者の言葉をお借りしますが、もしこの不正領収書が事実であれば法的にはあり得ないことなので、不正領収書をいかなる手段で手に入れたのか、町議会として調査すべきです。

以上を踏まえ、陳情者と石田尾議員が大きな問題ではない、違法と言えるのかと主張する元職員の旅費精算は、両者の主張とは全く違い、詐欺と虚偽公文書を作成、同行使の疑いが高いと言えます。

そして、今後、もし司法機関の捜査を受けた場合は、一連の旅費不正と同じように、虚偽の内容が記載された不正領収書が添付された疑いが高いので、罪の事実が認められる可能性があります。

よって、陳情者と石田尾議員による大きな問題ではない、違法と言えるのかとの主張は、全く持って事実誤認であるということを明確にお伝えしたいと思います。

以上のことから、私はこの陳情第4号の採択に反対をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

今、反対者の討論がありましたが、非常に長くて、説得がある討論だなというふうに思って聞いていました。大きな問題ではないということを行いましたかね、私は。言ったんでしょう。しかし、こないだからの発言を聞きますと、あたかも元職員が恣意的にそれをごまかして着服詐欺を行ったというようなことを言っています。私は、上位法令の旅費法の条文、解釈、マニュアルを唱えて、それは全て片道であるというのは、片道しか支給しないということについては疑問を持っていると。私は、法律の専門家ではないので、私なりの解釈をしたということを行ったはずで。金額の大小は私は分かりません。そのことも伝えたはずで。

これは、精算の問題なんですよ、確かに、言われるとおり。でも、あたかにも議会でまだ訴えもして、訴えられる、そのことは訴える方がすることでしょうけども、あたかも犯罪を犯したような、議会でですよ、まだ告発もしていない。元職員とはいえ、私人ですよ。それを犯罪者扱いみたいなことを言っているじゃないですか。そのことも許さ

れるんですか。

訴えて、裁判になって、刑が確定すればそれはそうですよ。そこまでは、国際法上も日本の法律でも無罪じゃない、推定無罪じゃないですか。そのことをこれまでも言ってきましたが、やはりこの町民が議事録を見て疑念を持ったという陳情です。先輩議員が今回の一般質問で言いましたよ。議事録はいいと、リアルタイムに活字にしていますから。このような発言もありました。それを見て、町民がそのように思い、それは法律の専門家ではありませんよ。それなりの、自分たちのほうの瑕疵から、そこに陳情したわけですから。

今、反対者の討論にありました、そのようなことを本人が訴えればいいじゃないですか。それを出たものを、司法の場にというふうに返していいものかということの色々議論もしましたし、我々は委員会で議運、議会運営委員会で取り扱いましょうということで決定したわけです。

私は、やはり町民が疑念を持つ、それは先程、小脇議員もおっしゃいました。そういうのを十分理解しております。しかしながら、その議員の発言がそれじゃないというのであれば、その2点質問をしている中で違いますということで、後は陳情者が訴えるのか訴えないのかということは、おっしゃるとおりです。司法の場です。

だから、そこはしっかり私は、眞邊真紀議員のそういう一連の議事録の中の発言についてお答えすればいいことだと思っています。

個人情報保護法のこの情報開示ができるんだというふうに言っています。これ法的な解釈であるかもしれませんが。それはそれでまた、司法の場に訴えればそこで議論を交わすことになるかと思っています。

私は、この陳情につきましては、やはり町民からのそういうものについては、しっかり調査をするべきだというふうに思います。

ちょっと興奮しましたので、もう一つ言いたかったんですが忘れてしまいました。賛成したいと思います。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○10番（小脇清保君）

発言の前に、石田尾議員のお言葉を少し訂正させてください。除籍されている眞邊議員の名誉のために、元職員を犯罪者扱いは決してしていません。こういう疑いがあるので監査をしていただけませんかという発言だったと、私は記憶をしております。それはそれで終わります。

ちょっと書類にまとめてきましたので、長くなりますけれども、読まさせていただきます。

先程、渡邊千護議員が述べたとおり、陳情者と眞邊真紀議員の間には法的な解釈を巡って争いがあります。私たち町議会は、司法機関ではないので法的な判断をすることは不可能であり、この陳情を受理したこと自体が、私は町議会として間違っただと判断だと考えております。

それを踏まえ、意見を述べさせていただきます。町議会はこの陳情書を受理した後、元職員の旅費不正の調査をした住民団体から以下のような抗議文を受け取っています。町議会6月定例会に出された陳情第4号に対する取扱いについて、陳情者が主張する不適切発言、法的にはあり得ないといった表現を一方的に認めた町議会の対応に抗議します。

客観的な証拠や根拠がない状況の中で、陳情者の主張だけを認め、それが事実であるかのような形で町民に公開し、これホームページに載っているわけですから、議会で審議することは言論の府である町議会として絶対に許されることではありません。

陳情で指摘された一般質問は、清く正しい屋久島町をつくる会、私もこの一員であります。が実施した調査の結果を根拠に行っており、今回の町議会の対応は質問した議員本人だけでなく、当会の名誉を著しく棄損するものだと考えています。

また、違法行為か否かの判断は司法機関がするもので、その判断を議会がするのは不可能であるため、この陳情を議会が受理したこと自体に問題があると考えているところであります。

以上、前置きをしまして、陳情書の訂正を求めています。

まず、件名について、議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書とこうなっておりますが、不適切発言と断定している証言について、議会議員の議会での発言が不適切か否かの究明を求める陳情書と不適切発言を断定しない証言に修正することを求めています。

その理由としては、現段階では当該の発言が不適切発言であったか否かは判明しておらず、その究明を求める陳情であるためとしています。

また、次に、陳情文書について、個人情報保護に関する法律に抵触すると思われる資料をもとに質問する場面があったと、法律に抵触すると断定する表現について、個人情報保護に関する法律に抵触する疑いがあると思われる資料をもとに質問する場面があったと疑いをつけて法律に抵触することを断定しない表現にすることを求めています。

さらに、第三者の旅券の発券について、旅行会社に照会し、その結果を得たと発言しているが、法的にはあり得ないことなので、いかなる手法で得ることができたのかと法的にはあり得ないと断定した部分について、法的にはあり得ないことなのでを削除し、第三者の旅券の発券について、旅行会社に照会し、その結果を得たと発言しているが、いかなる手法で得ることができたのかと修正することを求めています。

その理由としては、現段階では法律に抵触するか否かは判明しておらず、違法行為だと断定する表現は不適切である。また、法律に抵触するか否かを判断するのは司法機関であり、議会にはその役割がないため、この陳情を受理した議会の判断が問題であると。違法行為を疑うのであれば、陳情者は司法機関に対してその訴えをするべきであるとしています。

つまり、この陳情には、法的な争いがある内容が含まれており、住民団体や眞邊議員から見れば事実誤認の疑いがあるわけです。

もちろん、陳情者が法的にあり得ないと主張するのは自由です。しかし、両者の間で法的な争いがある問題について、一方的に陳情者の主張のみを尊重して、司法機関でもない町議会が陳情書を踏まえて調査することは、極めて不適切だと考えております。

最後に、先程、この議員必携から引っ張り出した発言の免責特権というのは国会議員には与えられておりますけれども、地方議員もそのことに準ずるといふように書いてあります。それからいくと、この陳情書を議会が取り上げて、採択して、眞邊議員を違法者として、議会の発言では裁判はかけられません、告訴はできません。そういうことをすれば、被告人は、皆さんが擁護している町長になるんです。そういう知識も踏まえて、この陳情書を採択するか否かは判断していただきたいと思います。

したがって、私はこの陳情には反対するものであります。

以上。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

先程来、一方的に認めたという御発言があるんですが、さきの連合審査会でも申し上げましたけれども、議会運営委員会で議論をしました。慎重審議をしました。その中で、全会一致で採決をいたしました。町民からの請願なり陳情なりはまずはやっぱり受付をして、その提案者の真意、意思、そういったものを確認をするということもあるんですが、私どもは決して一方的にそれを決めつけて採決をしたわけではありません。

先程から法的根拠に基づいてを色々議論していますが、確かに今までの、たくさん意見が出ましたけれども、確かにそうだと私も思っています。法律の専門家でもありませんので、そういったことは司法の場に委ねられた場合にそこで判断をされることだと思っております。

今回の案件につきましても、提案者の意思も確認をいたしました。それは私ども委員会で議論を深めるためのことでもあります。そしてまた、先程、石田尾議員からも出ましたけれども、議運でこれを議論をしようということでしたけれども、いや、それじゃやっぱり議論を深めるためには連合審査をすべきだということで連合審査も行いました。

そういったことも踏まえて、慎重に審議をしてきているつもりなんです。

法的根拠は確かに上位法令なり色々なそういった法令の解釈は色々あります。先程の個人情報めぐりの解釈も色々あります。ですから、そこら辺、私もそれを論にしているわけではありませんので、まずはこの陳情者の2つの調査項目について、陳情者の意思を最大限に尊重をしまして、まずはこの2つの調査項目を調査をしようと。そして、その結果で当然これもし採択をされましたら、提出者に御報告申し上げますので、その後の取扱いについては、先程も出ていましたけれども、提出者がどのような方向に持っていかれるか、提出者のお考えがありますので、私どもは、やはり、まずはこの調査項目の1と2について、粛々と調査を進めていくということで議論をしたわけです。

私は、この件につきましては、採択の方向で意見を申し上げます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○1番（中馬慎一郎君）

賛成の立場で意見を言わせていただきます。

先程、反対派のほうからの情報公開について意見がありましたけど、屋久島町の情報公開の条例の中に、情報公開というのは町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求するとあります。

この不適切発言に究明を求める陳情書の調査項目の中に、発券について旅行会社に照会し、その結果を得たというところなんですけど、この旅行会社の照会というのが、この公文書に当たるのかというところはまず一つ疑問に思いました。

もしそれが公文書であったとして、それを調査する実施機関というのは、第2条に、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理者、及び議会とあります。議会が特別委員会なりでそういう委員会を設けて調査をしたなら分かるんですが、議員個人の行動でこれをしたというのは、議員の不適切な行動ではなかったかと思っています。

どちらにしても、私のこれは解釈の仕方です。そう思うだけで、しかるべき法律なり法令の専門家に聞いて、この辺をしっかりと精査しないといけないと思っています。

また、個人情報の保護法についても、やはり国の機関、もしくは公共団体、地方公共団体の委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する。ただし、やっぱり本人の同意を得ることという文書もありますので、粛々とやはりこの究明を求める陳情書の2項目に

については、眞邊議員にしっかり問いただして、その答えを持ってこの法的な解釈の審議を進めていけばいいのかなと思っております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

他に討論はありませんか。

○6番（渡邊千護君）

陳情者と石田尾議員による大きな問題ではない、違法と言えるのかと主張、私は先程話をしましたが、陳情者は大きな問題ではない、石田尾議員は違法と言えるのかと主張は全くもって事実誤認であることを明確にお伝えしておきたいと、今すぐに訂正をお願いします。

○議長（高橋義友君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和3年陳情第4号、議会議員の議会での不適切発言について究明を求め陳情書を採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れございませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

眞邊真紀君の入場を許します。

[眞邊真紀君入場]

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 24 分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの陳情第4号は、全員協議会で協議をするということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

分かりました。

△ 日程第10 発委第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国
庫負担制度拡充に係る意見書案につ
いて

○議長（高橋義友君）

日程第10、総務文教常任委員長から提出の発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 所管事務調査の報告について

○議長（高橋義友君）

日程第11、所管事務調査の報告についてを議題とします。

これから、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

産業厚生常任委員会の所管事務調査について報告いたします。

本委員会は、委員8名、生活環境課職員1名、議会事務局職員1名の10名で、去る6月2日から4日の日程で、平成30年3月竣工の指宿広域クリーンセンターと本町の中間に畜舎建設中の指宿市の水迫ファームを訪問いたしました。

まず、指宿市クリーンセンターについて、指宿広域市町村圏組合で運営され、平成18年1月1日の市町村合併により、指宿市、山川町、開聞町が合併し指宿市となり、平成19年12月1日に顛娃町が市町村合併により南九州市となり、2市が構成組織となりました。

なお、施設説明については、まず、2階会議室にて指宿クリーンセンターの紹介ビデオ鑑賞の後、坂口センター長による屋久島町の質問に対する回答及び施設の詳細な説明がありました。施設の発注方式は、施設設計施工及び管理（5年間）を分離発注するDB+O方式、入札方式は施設設計施工及び運転管理とともに総合評価一般競争入札により、これは4社申込みがあったそうですが、業者を選定し、総合一般競争入札のための総合評価委員会を設置し、委員8名で議員は入っていないとの回答でありました。

機種を選定理由としては、ごみ処理施設整備基本計画の段階で、ストーカ方式及び流動式に絞り検討をし、最終的には維持管理の面で優位なストーカ方式を採用していました。建設工事費は、43億7,400万円でありました。

施設の維持管理について、現運転管理者との契約内容は、平成29年度から令和3年までの5年間で契約金7億3,029万6,313円で50万円を超える修繕については、組合で実施するものとしていました。令和4年から令和13年までの10年間の次期運転契約内容は、債務負担で33億7,627万4,000円で、全て修繕を契約者に負担させることとしていました。

次に、施設内の3階の見学通路よりごみの搬入、ピットのクレーン操作作業や中央制御室の状況について説明を受けました。施設の規模は、27トン2炉、1日16時間稼働でしたが、施設内は換気され、全く悪臭がありませんでした。指宿クリーンセンターの工事の発注、入札の方式及び最新の施設、リサイクルセンターの施設については、屋久島町の新たなごみ処理施設整備に大変参考となるものでありました。

次に、水迫ファームの指宿畜舎において水迫ファーム社長による施設内見学及び和牛肥育について詳細な説明を受けました。

最終的には1頭が800キロとなり、阿久根食肉流通センターに出荷していました。自社工場で乳酸菌やウコンなどの健康食品を使用した飼料により、特徴的な和牛として育て、指宿の畜舎は約2,000頭をAIを駆使し、1頭1頭を管理してコスト削減のため機械化を図り、従業員4人で管理していました。

また、畜舎から水迫ファームの事務所に移動し、質問事項の回答や中間の建設予定の畜舎の概要についての詳細な説明を受けました。

屋久島農場においては、屋久島生まれの屋久島育ちのブランド牛300頭を肥育し、月約15頭出荷、年間180頭を予定しているため、年内に畜舎の完成を目指して、職員を2名、パートやアルバイトを2名程度の雇用を考えている。屋久島牛のロゴを制作して、商標を取得したい。また、地元のホテルや飲食店、ふるさと納税品として販売を予定しているが、出荷頭数が少ないため厳しい場合もあるとの回答がありました。

なお、水迫畜産グループ所有の商標登録済みのブランドの中でも、上位にブランドとしてつくり上げていく予定のもととなる農場として、本町の農業、畜産振興の要となることから、民間活力として成功に期待したいものであります。

お忙しい中に対応していただきました指宿クリーンセンターの坂口センター長、また水迫ファームの水迫栄治社長に感謝を申し上げ、以上で産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

これで、所管事務調査の報告を終わります。

△ 日程第12 議員派遣について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思いを。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

△ 日程第13 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第13、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第14 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

日程第14、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回屋久島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午前11時36分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員